



Title	日本の立法過程の議論に関する熟議システム論的考察
Author(s)	田中, 勲
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(学術)
Dissertation Number	甲第16614号
Issue Date	2025-09-25
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k16614
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/98224
Type	doctoral thesis
File Information	TANAKA_Isao.pdf, 全文



博士学位論文

日本の立法過程の議論に関する熟議システム論的考察

北海道大学大学院 国際広報メディア・観光学院
国際広報メディア専攻

田中勲

目次

第1章 序論	3
1.1 研究背景	3
1.2 研究の目的	4
1.3 研究の意義	5
1.4 論文の構成	7
第2章 理論説明	9
2.1 熟議の必要性	9
2.2 熟議システム論	13
2.2.1 熟議システム論の歴史と視座	13
2.2.2 熟議システムの機能と構成要素の分類	17
第3章 先行研究	22
3.1 熟議の質の測定	22
3.2 コンピューターのテキスト分析による熟議システムの評価	24
3.3 フレーミングを用いた熟議システムの分析	26
3.4 熟議の質の評価に関するまとめ	27
第4章 研究方法	29
4.1 分析方法	29
4.2 データ収集の方法	32
第5章 ヘイトスピーチ解消法	34
5.1 議論の歴史	34
5.1.1 ヘイトスピーチ関連立法に対する日本政府のスタンス	34
5.1.2 在特会によるヘイトスピーチ	35
5.1.3 デモから立法への経緯	37
5.2 議論の分析と評価	40
5.2.1 フレーミング分析	41
5.2.2 各サイトの主張の分析	48
5.2.3 「ヘイトスピーチ解消法」の議論の評価	50
5.3 結論	52
第6章 選択的夫婦別姓制度	54

6.1 議論の歴史.....	54
6.1.1 法制審議会での検討と答申.....	54
6.1.2 国会で議論されない選択的夫婦別姓制度.....	56
6.1.3 司法での判断.....	56
6.2 議論の分析と評価.....	58
6.2.1 フレーミング分析.....	58
6.2.2 内閣府による世論調査.....	63
6.2.3 各サイトの主張の分析.....	66
6.2.4 選択的夫婦別姓制度の議論の評価.....	68
6.3 結論.....	70
第7章 LGBT 理解増進法.....	74
7.1 議論の歴史.....	74
7.1.1 2023 年より前の状況.....	74
7.1.2 2023 年の法律成立までの経緯.....	76
7.2 議論の分析と評価.....	78
7.2.1 フレーミング分析.....	78
7.2.2 各サイトの主張の分析.....	84
7.2.3 「LGBT 理解増進法」の議論の評価.....	86
7.3 結論.....	88
第8章 国会でのコンセンサスのための条件の考察.....	90
8.1 事例からの条件の抽出.....	90
8.2 選択的夫婦別姓制度の議論をどうすればよいのか.....	94
第9章 結論.....	97
9.1 議論の総括.....	97
9.2 本論文の成果と今後の研究の指針.....	99
参考文献.....	103
謝辞.....	108

第 1 章 序論

本論文は、現代日本社会における政治的課題についてのコンセンサス¹を得るために必要な条件を、熟議システム論による事例の検証によって導き出すものである。第 1 章では研究背景、研究の目的、研究の意義、論文の構成を述べて、本論文の全貌を明らかにしておく。

1.1 研究背景

日本の多くの政策は、国民の多くがそれを求め、国会議員のコンセンサスを得た上で、法律となることによって実行される。例えば、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（通称：ヘイトスピーチ解消法）は、日本政府が表現の自由などを理由にヘイトスピーチに関する立法に否定的だったにもかかわらず、在特会などの団体のヘイトデモによってヘイトスピーチを規制するという世論の機運が高まったことを理由に、2016 年 5 月に国会で可決・成立した。「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（通称：LGBT 理解増進法）も、LGBT 当事者を含む市民の主張を受けて、数多くの賛否の議論が行われたが、2023 年 6 月に国会で可決・成立した。一方、選択的夫婦別姓制度を可能にする民法の改正案は、一部の市民の強い要望などもあり 1996 年に法制審議会が政府に答申、法務省が法案を作成したが、与党・自民党内の反対によって国会に提出されることはなく、以来今日まで夫婦別姓を可能にする民法改正案は国会で可決されていない。これらのように、市民の中で語られるようになり、インターネットの SNS やマスメディアなどで盛んに取り上げられた政治的な問題を具体的に解決する法案は、あるものは国会でのコンセンサスを得て法律化され、あるものは法律にはならない。分断化が進むとも言われる日本社会の中では、このような国会でのコンセンサスを得られるか得られないかが様々な要因によって左右されていると思われるが、その要因が明確化されることは少ない。

熟議民主主義は、「第 2 の近代」による社会の個人化によって民主主義への個人の参加の必要性が高まり（宇野・田村・山崎 2011）、また多くの民主主義国家で導入されている代表制民主主義の意義が単なる人々の意志の集約システムではなく、市民と議会の二重の議論を意図的に作るものと主張されるようになったこと（早川 2014）などが要因となり、1990 年代から盛んに研究されるようにな

った。当初は熟議の規範的な条件が主要な研究テーマだったが、討論型世論調査などの実践的な試みを経て、近年は熟議システム論が主張されるようになり、リアルな社会を研究対象として民主主義プロセスの解明を行う枠組みが整備され（Mansbridge et al. 2012）、実際に多くの研究が行われている。その一つとして行われているのが、理想的な熟議環境を模索するのではなく、様々な学際的な手段を用いて、実存する社会の熟議の質を評価することである（Bächtiger and Parkinson 2019）。

1.2 研究の目的

本論文は、日本において、一般市民も含む多くの人々が立法化への議論を重ねてきた社会的問題に関して、その議論の様相を、熟議システム論の観点から分析、評価することを目的とするものである。

ベイベイ・タン、田村哲樹、バオガン・ホーアは制度、推進力、文化、熟議システムの面から、中国と比較して日本の熟議状況を分析するという試みを行っている。その中で、日本人の伝統的な特徴は上意下達の順応主義であり、さらに1960年代以降に日本で広まった「私生活主義」によって人々は私的領域での自己表現を行うようになったために、公共での熟議から遠ざかるようになったと指摘する（Tang, Tamura and He 2018: 795）。また、熟議システム論の視座が、日本と中国のような非熟議的要素を多く含む社会の熟議的な分析には有用だと指摘する（Tang, Tamura and He 2018: 797）。しかしこの「日本人が熟議から遠ざかっている」という指摘は、先行研究を基に社会全体の「空気」を論評する域を出ず、熟議システムに関する指摘でも、抗議活動のような日本の非熟議的要素が熟議文化と融合する可能性を述べるに留まっていて、実際に今の日本の熟議状況がどうなっているかという分析までには至っていない。そこで筆者は、現代日本の特定の事象を対象とした研究を行うことによって、今の日本の熟議状況を明らかにできるのではないかと考えた。

筆者がこの構想に従って行った日本の特定の事象を対象にした熟議研究としては、「ヘイトスピーチ解消法」の成立経緯を熟議システムの視座によって分析・評価し、一定の熟議的な過程を経ていると評価したもの（田中 2021）と、選択的夫婦別姓制度の議論に関して熟議システム論の視座から分析、評価を行い、この議論の熟議の質が低いことを明らかにし、この質を高める施策が国会でのコンセンサス形成に有用である可能性を示したもの（田中 2022）があり、この2つ

の議論によって、日本でも熟議の実践が行われる場合があることは明らかになった。しかし、「ヘイトスピーチ解消法」の議論と選択的夫婦別姓制度の議論を異なる手法によって分析・評価したために、これらを比較した議論を行うことができず、これらのテーマに対しての一定の手法による再度の分析と評価を行う必要を感じていた。

特定の分析手法と評価基準を持った熟議の質の評価としては、スコットランド独立住民投票に関する人的アーカイブとオンラインコミュニケーションの膨大なデータを分析した研究 (Parkinson et al. 2022) や、アイルランドにおける妊娠中絶を巡るミニ・パブリックスと議会の議論を比較して分析した研究 (Suiter et al. 2022)、静岡県で行われた「外国人労働者の受け入れ政策」に関するミニ・パブリックスの効果に関する分析 (横山 2023) などがあり、特にスコットランド独立住民投票に関する研究では、熟議システム論の視座から議論全体として熟議の規範が維持されていることが明らかになっている。また、熟議システム論では、ある問題に関する考え方や意見、事実や視点の「セット」を選択的に提供することであると定義されるフレーミングが、競合して存在することが市民の選択肢を増やす意味で重要であるとされる (Leeper and Slothuus 2018: 564; Bächtiger and Parkinson 2019: 158)。このフレームを丹念に分析することでアメリカの死刑制度を巡る人々の議論の変化を明らかにした研究もある

(Baumgartner et al. 2008)。本論文は、先行研究の熟議システム論の視座による熟議の質の評価、フレーミング分析による議論の変遷の解明手法を踏まえ、国会で成立した「ヘイトスピーチ解消法」、「LGBT 理解増進法」、法律としてはまだ成立していない選択的夫婦別姓制度に関する 3 つの議論に対してフレーミング分析を行い、熟議システム論の視座から熟議の質を評価する。さらに、法律として成立している場合とそうではない場合の熟議の質の比較から、熟議の質と国会でのコンセンサスとの関係を明らかにし、国会でコンセンサスを得て法律として成立するための条件の考察も併せて行う。

1.3 研究の意義

本論文の意義は次の 4 つと考える。1 つ目は熟議民主主義研究への貢献、2 つ目は熟議的なファシリテーション研究への貢献、3 つ目は法案等の提唱者・推進者への貢献、4 つ目はメディアへの貢献となる。

① 「熟議民主主義的な視座」による研究の追求

田村は30年以上が経過した熟議民主主義の研究が現在熟議システム論を中心とした「第4世代」に入ってきており、近年の研究の方向性が「的確な位置づけ」と「熟議民主主義的な視座」に分かれていることを明記した上で、後者の「視座」の研究においては、現実を熟議民主主義的な実践として捉え直していく一方、その作業から当初使用した熟議民主主義の概念を見直していくことになる（宇野・加藤編 2024: 201-205）。田村は「熟議システム」研究を「視座」の研究の一つとしているが、日本におけるこの方向での研究はまだ少なく、田村も自身の「家族」を熟議システムとして捉え直す研究以外に日本人による研究を挙げていない。本論文は田村が指摘する「熟議民主主義的な視座」、特に熟議システム論から具体的な日本の立法過程を捉えるものであり、この方向性での熟議民主主義研究の嚆矢となると考える。また、社会全体の動向を知るためにメディアのフレーミング分析を行い、それを理論によって評価するという手法は、システム論として社会を分析する際の新しい方法論の提案となる。

② 熟議論的なファシリテーション研究への貢献

田村はファシリテーションについて次のように主張する（田村 2021）。熟議民主主義のミクロな実践とされるミニ・パブリックスにおいて、人々が熟議に参加することを促すなどの形で、ファシリテーションは大きな役割を果たしている。それゆえに、熟議民主主義にはファシリテーションは必要だと考えることができる。そして、「熟議民主主義＝ミニ・パブリックス」というイメージを払拭するためにも、ファシリテーションの概念を熟議システム論の観点から拡大する必要があると主張する。その拡大された「システムな次元でのファシリテーション」の試験的な例として、田村はマーティン・ルーサー・キングやネルソン・マンデラといった「熟議的レトリック」を用いて異なる立場の人々を結びつける「政治的リーダー」と、官僚やメディア、アクティビストなど様々な人や場を結びつける「関連的誘導者（inducers of connectivity）」、社会レベルで人々が熟議に関わるための支援となるような仕組みや仕掛け（いわゆる「ナッジ」）の3つを挙げている（田村 2021: 129-33）。「関連的誘導者」として活動したり「ナッジ」を考案したりするためには、そのテーマに関する議論の構造を知ることが必要であり、議論の構造をフレームによる分析で明らかにする手法を提示した本論文は、新しい熟議システム論的なファシリテーション概念を社会に実装するための基本研究となると考える。

③ 法案等の提唱者・推進者の活動への貢献

ヘイトスピーチ対策法に関しては、反人種差別法制定を求めてきた NGO が国会議員への働きかけなど数年に亘って様々な活動を行い、その結果、2016 年の法案成立に至ることができた。LGBT 理解増進法に関しても、一般社団法人 LGBT 理解増進会などが活動したことで、2023 年 6 月の法案成立となっている。また、選択的夫婦別姓に関しては、例えば「選択的夫婦別姓・全国陳情アクション」という団体が勉強会やイベントなどの活動を展開している。これらの法案等の推進者が今後の活動の方針を検討するにあたって、議論の構造の分析、どの方向へと世論を導けば良いのか、そしてどのように反対派ともコンセンサスを成立させていけばいいのかなどをしっかりと見据える必要がある。本論文による知見は、これらの活動における効果的な指針となると考える。これを踏まえ、8.2 節において、今後の選択的夫婦別姓制度の議論をどのように展開すればよいのかの提言を述べた。

④ メディアへの貢献

選択的夫婦別姓制度に関する議論において、保守 vs リベラルの党派的なものと見做されていることが多く、メディアでもそのように報道されている。しかし、別姓制度の議論の対立軸を整理した阪井裕一郎は、現状の議論は法律婚制度と戸籍制度の是非という論点が絡んでいて、「別姓制度賛成派は全て戸籍制度廃止論者」という前提での反対派からの批判が多く、議論が噛み合っていないと指摘している（阪井 2021: 59-63）。筆者も賛成派、反対派の主張を「問題の定義」という切り口で分析することで、賛成派は問題解決手段として夫婦別姓を主張しているのに対して、反対派は夫婦別姓を道徳的な観点から批判しており、議論が噛み合っていないことを明らかにした（田中 2022）。市民でも議会でも正しい議論のためには議論の構造を正しく理解することが必要であり、その構造を伝える役割を強く持つのはメディアである。本論文の分析による議論の構造の解明が、メディアの報道の基盤になると考える。

1.4 論文の構成

本論文は全 9 章より構成する。第 1 章では、熟議と熟議の質の評価という側面から本論文の研究背景を示し、本論文による研究の目的と意義を明確にする。

第 2 章では、「第二の近代」という概念と代表制民主主義という仕組みの 2 つから、「熟議」が現代日本に要請されていることを論証し、さらに熟議システム

論による視座からの現実社会の分析・評価が可能であることを示した上で、熟議システム内のコミュニケーションのモデルとなる理論を提示する。

第3章では、熟議の質の測定に関する先行研究の理論を示した上で、実際にスコットランド独立住民投票やアイルランドの妊娠中絶議論などを題材に熟議の質を評価した研究が、いずれも限定的な評価に留まることと膨大なデータを必要とすることから、フレーミング分析による手法を検討する。フレーミング分析の理論的妥当性や、実際にメディアのフレーミング分析によってアメリカの死刑に対する議論の変遷を検証した先行研究を示し、具体的事例のフレーミング分析によって熟議の質を評価する方針を確認、第4章にて分析対象を「ヘイトスピーチ解消法」、選択的夫婦別姓制度、「LGBT理解増進法」とする理由を示した上で、具体的なフレーミング分析の方法、熟議の質の評価方法、データ収集の方法を明示する。

第5章、第6章、第7章では、それぞれ「ヘイトスピーチ解消法」、選択的夫婦別姓制度、「LGBT理解増進法」に関して、議論の歴史、議論のフレーミング分析、各サイトの主張の分析、議論の熟議の質の評価を行う。このことにより、「ヘイトスピーチ解消法」の議論は熟議の質が高く、選択的夫婦別姓制度の議論は熟議の質が低く、「LGBT理解増進法」の議論は熟議の質がますます高いことを明らかにする。

第8章では本論文の中核として、熟議の質と国会でのコンセンサスとの関係を明らかにし、コンセンサスを得て法律として成立するための条件を考察、熟議の質と立法との間にある関係と、法律として成立する条件を根拠のある推論として提示する。

第9章ではそれまでの議論の総括を行い、得られた知見の再確認を行う。さらに今後の熟議研究、議論への指針を示して締めくくりとする。

¹ 「コンセンサス」または「合意形成」の定義は論文、書籍によって一定ではなく、「全員一致」の意味で使用されることも多いが、「選好の変容が必ずコンセンサスをもたらすとは言えない」（田村 2008: 92）のように、もっと曖昧な形で使用されることも頻繁にある。「コンセンサス」を「戦略的なコミュニケーションの上、過半数以上の超多数の賛同を得ること」とする Consensus Democracy の定義（Dryzek and Stevenson 2011: 1866; McGann and Latner 2006: 4）を参考に、本論文では「コンセンサス」とは、「様々な議論の末、過半数以上の賛同を得ること」と定義し、国会に対してのみ使用することにした。

第2章 理論説明

本論文の理論的背景を述べる。まず、「第二の近代」が現出している社会では、熟議がその弊害を軽減する機能があること、日本も採用している代表制民主主義がそもそも熟議を必要としていること、またその他の主張を示し、熟議民主主義の必要性から本論文の根本的な意義を明確にする。また、熟議システム論研究の進展が実在する社会を熟議の場とする視点を生み出し、これを踏まえた熟議システム＝コミュニケーションとする観点によって熟議の質的な分析・評価が可能になったこと、さらに熟議システム内のコミュニケーションを説明するサイト理論を示し、本論文の分析・評価の論拠とする。

2.1 熟議の必要性

ウルリッヒ・ベックらが主張する「第二の近代」は、再帰的近代化とも呼ばれ、1970年代から進んだとされる（Giddens 1990）。19世紀後半から始まった生産能力の飛躍的な向上に伴う近代化を「第一の近代」とし、これが完成をみた後に大きく変化したものが「第二の近代」である。危険（リスク）の増大、サブ政治の発達など、様々な「第二の近代」の特徴をベックらは議論しているが、政治的に注目すべきは「個人化」の進展である。背景にあるのは経済と技術の発展であり、それによる所得の向上により生活スタイルの多様化が進んだ。従来の社会階級が揺らぎ、下の階級の者が経済的に成功して社会的に認知されることも可能になり、女性も社会に積極的に進出するようになった。伝統的な生活形態から人々が解放され、もはや伝統的大集団カテゴリー（階級、身分など）で社会を分析することはできなくなった。その結果、失業や貧困が所属する集団に対して起こるのではなく、個人に対して起こるものになってきているというのがベックの主張である（Beck 1986=1998）。篠原一によれば、この「第二の近代」によって民主主義への個人の参加が求められるようになり、1990年頃から市民社会の討議の裏付けが、民主主義の安定と発展には必要だと考えられるようになった。これが熟議民主主義¹だという（篠原 2004: 156）。地方や下町に存在していた地域コミュニティが失われ²、高学歴化と共に人生や家族の在り方が多様化してきたこと³は、日本においてもこの約半世紀で観察されてきていることである。篠原の主張は、この変化に対応するためには、代表制民主主義に加えてもう一つ

のデモクラシーの回路が要請されるというものである。ピエール・ロザンヴァロンは篠原と同様に、代表制民主主義の今日的な機能不全を、社会が変化し多様化したために、政党がそれを代表できなくなったためだとし、それを補って人々の声を表明できる手段＝カウンターデモクラシーが重要だと主張、彼は現代において民主主義を機能させる三本柱として、選挙で選ばれた代表による政治体制に加え、カウンターデモクラシーと政治的な熟慮と熟議を挙げている（Rosanvallon 2006=2008: 312）。

この問題を宇野重規らはさらに詳細に検証している。彼らはまず、再帰的近代化の弊害として「個人の負担の増大」「私的問題と公的問題の媒介の消失」「異なる価値観の衝突」の3つを挙げる。そして、他者との対話によって自己を再帰的に捉え直す熟議民主主義がこの3つの弊害を軽減するとする。まず、再帰的近代化によって失われた「意味供給源」や「範型と形式」を熟議民主主義が集合的に形成、さらに熟議民主主義の集合的な判断や決定によって、個人の負担が軽減されるとする（宇野・田村・山崎 2011: 33）。また、熟議とそれに伴う「選好の変容」を通じて、私的問題が公的課題へと媒介される可能性が生まれ、私的と公的の切断が修復される（宇野・田村・山崎 2011:35）。そしてジョン・ドライゼクの議論（Dryzek 2006）より、異なるアイデンティティの衝突の要因は言説によるものであるがゆえに、「諸言説の抗争」を通じた変容によって、敵対的な関係も変化する。また、議会や裁判所などの公式の制度では意見やアイデンティティの変化は難しいが、時間によって人の意見は変わるために、公共圏であれば変化の可能性が高いという（宇野・田村・山崎 2011: 38）。これらは、従来からの伝統が失われ再帰的に絶えず変化している現代社会において、人々が理性的に「熟議」を行う必要性が増加していることの十分な理論的な根拠付けとなっているであろう。

代表制民主主義がそもそも熟議を必要としているという議論もある。早川誠は、代表制民主主義を直接民主主義の代替物と捉える立場からすれば、熟議は直接民主主義的なアプローチと考えられるが、それは代表制の廃止を目指すものではなく、「市民が政治家を支え導くこと」（早川 2014:95）だとする。ここで早川は、ユルゲン・ハーバーマスの討議の二段階モデルが、代表制を維持したまま直接制を組み入れていることを根拠に、直接民主主義的な熟議が代表制を否定していないと主張する。ハーバーマスが討議理論として示す討議の二段階モデルでは、「議会の制度化された審議形式」によって討議が行われる一方、議会の外で

も「合理的な意見形成・意思形成」の場が作られ、その非公式な意見が制度化された組織（議会など）に影響を与え、「そうして生まれるコミュニケーションの権力は行政上の執行力を持つ権力へと変換される」（Habermas 1996=2004: 281）としているからである（早川 2014:95）。また、早川は、代表制の根本的な意義は民意の多様性への対応だという（早川 2014: 204）。市民の多様な民意を政策体系に転換するために代表が必要である。そして市民と代表とで二重の討議を行うことによって、「両者の相互作用のなかで丁寧に民意を形成していく」ことが代表制の基本だと早川は主張する（早川 2014: 205）。これらの主要な熟議民主主義に関する議論により、「第二の近代」の真っ只中にあり、代表制民主主義を採用する現代の日本において、多くの人々のコミュニケーションによって重要な事柄を決定していく熟議は必要なものだと考える。しかし、熟議または熟議民主主義の必要性については、他にも「公共性」の観点から論じた議論（伊藤 2015）や、フルスペックの民主主義の「部品の一つ」としての熟議民主主義の重要性を論じた議論（吉田 2021）、データベースを基にした「一般意志」の暴走を抑えるものとして熟議を論じた議論（東 2023）も存在する。

伊藤守はハーバーマスの主張する「公共性」に着目し、1990年代にアメリカでハーバーマスの理論の再考となる熟議民主主義の議論が必要になった理由として、第1に複雑化した現代社会の政治的争点に対して、選挙での投票という政治的関与だけでは不十分という現状認識が存在すること、第2にグローバル化が進展して移民労働者が増加するという世界的な潮流の中で、マイノリティの政治的関与などの‘citizenship’の問題が顕在化したこと、第3に1980年代以降の新自由主義政策による労働、医療、福祉、環境などの社会的領域の環境変化に対応した「公共性」を、熟議による複数の公共圏で生み出す必要があることとする。その新たな公共圏の確立という熟議民主主義の構成のために、研究実践にせよ学生と教員の研究会にせよ、公共圏を意識した大学の新たな実践が求められると伊藤は主張した（伊藤 2015: 195-7）。

また別のアプローチとして、「くじ引き民主主義」からの議論がある。選挙による弊害によって信頼を失いつつある代表制民主主義の問題を克服するために、議員が住民の属性に比例するようにくじ引きで選出される市民議会による「くじ引き民主主義」を提唱する吉田徹は、このくじ引き民主主義が「参加民主主義」と「熟議民主主義」の延長線上にあることを理由として、熟議民主主義の必要性を強調する。つまり、吉田はエリートの競争による政治体制から、選挙での投票

だけではなく多くの人々の政治参加を促す体制になるべきであると説く参加民主主義に対抗して、参加するだけではなく「討議」と「考える」ことを加えた熟議民主主義が生まれたとする。熟議民主主義の主要な論者であるドライゼクが、環境問題を解決するための科学技術の発展が新たな環境問題を生み出す構造から、問題解決のためには人々の平等な討議を活発化することが必要だと主張したことを挙げ、「熟議民主主義は未来のまだ見ぬ世代を社会の一員とみなし、民主主義のバージョンアップを目指すもの」と評価をする（吉田 2021: 114-124）。その上で、熟議民主主義には合意を前提とする欠点があるが、代表制民主主義にも参加民主主義にも欠点がある。どれかを選ぶというのではなく、「ひとつの民主主義だけで民主主義は完成」せず、「求められるのは、隙間がなく、切れ目のない、フルスペックの民主主義であり、熟議民主主義はそのために欠かせない部品のひとつなのだ」というのが、吉田の主張である（吉田 2021: 130-4）。

伊藤の主張はハーバーマスの合意を前提とした公共圏の再構築のために熟議が必要であるという立場であるが、吉田はその合意を前提とすること自体が熟議民主主義の欠点であり、他の民主主義思想で補う必要があるとする。この問題を東浩紀はまた別の角度から議論している。以前の著作（東 2011）において、ビッグデータの分析による「一般意志」に従う「データベース民主主義」と、熟議との組み合わせを理想の民主主義（民主主義 2・0）としていた東は、この本の「民主主義 2・0」の社会においては、私的で動物的な行動の集積こそが公的領域（データベース）を形づくり、公的で人間的な行動（熟議）はもはや密室すなわち私的領域でしか成立しない」という一文に対して近年の著作において、ここでいう「熟議」は事前に公共性を保証された理性的で公的な言葉ではなく、感情的で私的な言葉を含むものを意味していたとする。そして、絶対的な真実を押し付ける一般意志は、理性的でも論理的でもない「小さな社会」の対話によって訂正され、暴走と腐敗を免れるというこの本の主張から、感情的で私的な「熟議」によって一般意志の暴走は防がれるという再解釈を示した（東 2023: 285-6）。つまり、熟議は必要であるが、それは合意を前提としたハーバーマスの熟議ではなく、私的領域での言葉を含んでいるというのが東の主張であり、これは次に述べる熟議システム論にも繋がる議論であろう。

熟議民主主義の必要性について、「第二の近代」による個人化や代表制民主主義の要請（篠原 2004; Rosanvallon 2006=2008; 宇野・田村・山崎 2011; 早川 2014）、ハーバーマスの公共圏の再考（伊藤 2015）、参加民主主義との比較

（吉田 2021）、一般意志の暴走を防ぐ手段（東 2023）など、様々なアプローチによる議論を概観してきた。本論文ではこれらの議論を根拠に、熟議民主主義が今の日本社会には必要であるという立場を取る。

2.2 熟議システム論

熟議民主主義の研究において、当初の規範的民主主義理論の議論からミクロな熟議の実証を行う「制度的転回」、そして熟議システム論の登場による「システムの転回」（Dryzek 2010: 6-7）という2度の転回が行われた。現在の熟議民主主義研究の主流となった熟議システム論の歴史とその視座、社会分析の手がかりとなる機能と構成要素の分類についての理論を示し、本論文の分析方法の論拠とする。

2.2.1 熟議システム論の歴史と視座

1990年代に開始された熟議民主主義に関する研究であるが、ジェーン・マンスブリッジらは、次のように発展してきたと主張する（Mansbridge et al. 2012）。そもそも熟議研究は、民主主義プロセス全体に対する規範的かつ経験的な説明を提供する目的を持っていた。熟議研究の第1段階では、実現は完全にはできないが、目指すべき基準を設定するものとして「理想的手続き主義」が強調された上で、正統性のある理想の熟議が議論された。第2段階では、それがコンセンサス会議やミニ・パブリックスなどの実証研究に移り、そして今、第3段階として「熟議システム論」という視座を得て、当初の目的通り民主主義の意思決定プロセスの包括的な構造を説明できる枠組みができたという（Mansbridge et al. 2012: 24-26）。ではその熟議システム論とは何か。田村は熟議システム論のポイントとして、次の3つを挙げる。1. 熟議を1つの制度や実践で見ずに、複数の制度や実践の連関で見る。ミニ・パブリックスのみを熟議の場とする態度は批判される、2. 従来は「熟議的」とはされなかった制度や実践、抗議運動などもマクロな視点から「熟議的」であれば、熟議システムの要素となる、3. 熟議民主主義を自由民主主義からいったん切り離すことを可能にするとする（田村 2017: iii-iv）。マンスブリッジらは熟議システムについて、区別可能ではあるがある程度相互依存をする要素の集合体であり、機能の分散と役割の分担が行われていることが特徴としている（Mansbridge et al. 2012: 4）。まとめれば、ミニ・パブリックスか

らデモなどの非熟議的要素を含む、相互依存と機能の分散、役割の分担が行われている制度や実践といった要素の集合体として社会を分析する見方が、熟議システム論であるといえるであろう。

最初に熟議システム (Deliberative System) という言葉を使用したのは、マンスブリッジである (Mansbridge 1999)。マンスブリッジはこの論文で「日常的な話し合い」論を展開した。「個人的なことは政治的なこと」という 1960 年代以降のフェミニズムのスローガンの「政治的なこと」の定義を、マンスブリッジは「一般市民が議論すべきこと」と解釈し、この議論すべき問題について市民が行う「日常会話」は、拘束力のある集団的な決定の準備として、これに連なる熟議の一つであるとした。また公的な拘束力のある会議に対する熟議の基準も、日常会話に対する熟議の基準と同じであるべきとする。ここで彼女がシステムと呼ぶのは、ある部分の変化が別の部分に影響を及ぼす傾向がある関係を持つ集合体のことである。この例としてマンスブリッジは、フェミニズム活動家ではないアフリカ系アメリカ人の女性の体験談を挙げる。シカゴ出身の彼女が親戚の南部の家族の家に行った時、女性達が全員夫のためにキッチンに料理を取りに行ったのに、彼女は行かなかった。彼女の夫は「料理を持ってきてくれ」と言ったが、彼女は「家でも持ってこないのに、なぜここで持ってこなければならないのか」と応えた。この会話によってその場の女性全員が「開放」され、夫に料理を持ってくるのを止めたという。議論するべきことを彼女は夫と行い、その結果が集団の行動に繋がるという意味で、これは日常会話が政治的になり得る例だとマンスブリッジは主張した (Mansbridge 1999:218)。

キャロリン・M・ヘンドリクスは、「統合的熟議システム」を提唱して、マンスブリッジの熟議システムの考えをさらに進めた (Hendriks 2006)。熟議民主主義論は、議会やミニ・パブリックスなど、構造化された手続き的条件に則った理想的な議論を指向するミクロな熟議と、社会運動のように公共圏における非構造的な議論を重視するマクロな議論の 2 つの流れがある。前者は市民社会に国家との協働を要請するが、後者は市民社会に国家の外側からの言説的関与を要請するという。この 2 つの熟議を統合する議論として、ハーバーマスの討議の二段階モデル (Habermas 1996) が考えられるが、ここでは利益団体や活動家といった市民社会のアクターの役割が曖昧である。マンスブリッジの熟議システム (Mansbridge 1999) は、一端を非公式な市民らの「日常会話」、一端を議会など意思決定機関による意思決定として、2 つの熟議を繋げるのではなく、ミクロやマクロな場に

限定されず熟議が様々な場で行われていると認識するものとヘンドリクスは評価する。しかし、ヘンドリクスはその一方で、マイクロとマクロとの相互関係が円滑ではない場合をマンスブリッジは想定していないと批判する。その上で、主体性、多様性、相互接続性を考慮したマイクロ・マクロ・混合の3種類の「言説圏」によって構成される統合的熟議システムを提唱した（Hendriks 2006: 500）。

マンスブリッジが日常会話を代表とする広い言説を熟議システムの範疇とすることを提唱したのに対し、ヘンドリクスは具体的に熟議システムの構成要素となるものを「まとまり」として概念化したことに大きな意義がある。また、熟議システム論は決して熟議研究の第2段階のミニ・パブリックスなどの実証研究に代表される「マイクロな熟議論」の問題点のみを克服するものではなく、規範論的熟議や「マクロな熟議論」の問題点、その他の熟議に対する批判⁴を克服するだけのものでもない。フェミニズム論やマクロ・マイクロの熟議の2つの方向性をはじめ、その他様々な議論⁵の結果として進められてきた考え方である。これらの論者からなる熟議システム論という新しい議論への転換を、ドライゼクは「システムの転回」と表現した（Dryzek 2010: 7）。

日本でも熟議システム論に関する議論がある。山田陽はマンスブリッジらの議論（Mansbridge et al. 2012: 2-5）を参照に、熟議システムの視座の利点として1. 現実的な評価が可能になること、2. 熟議参加者の倫理的態度を直接問わずに済ませられること、3. 多様な討議制度の協働に着目できること、4. 社会構造の問題を浮上させることの4つを挙げる一方、問題点として1. 現状追認的になる、2. どの程度の関係性をシステムとみなすか判然とせず、システムが機能しない場合もある、3. 政治的正当化の主体性が不明確の3つを挙げる（山田 2015: 134-8）。しかし、山田が社会全体の再帰性が制度によって「担保」できないために、現状追認的になると主張するのは、制度への依存意識が強すぎるように思える。ミニ・パブリックスにおいても、結果として再帰性が認められない場合もある一方、現実社会が特定の事件などによって強い再帰性を見せることもあり得る。田村も熟議システム論を念頭に置いた熟議民主主義について、個人レベルのマイクロな反省性と社会レベルのマクロな反省性の両方を促進すると評価している（田村 2017: 40）。これらより、常に現状追認となるとはいえないと考える。また、山田はシステムが機能しない場合を理由に、システム内の関係性の曖昧さを指摘している。しかし、システムが機能しない場合は、熟議システムとしての「評価」が低下するだけであり、システムの視座自体に意味がなくなるわけではないと考える。

さらに、主体性については、熟議システムが制度ではないために責任主体が不明という主張であるが、例えば、制度的な議会などシステムの要素に責任が分散されているというのが熟議システムの構造であり、「不明」になっているわけではないと考える。一方、利点として山田が一番に掲げた、個別の議論では到達できない熟議の理想が、相互補完関係を持つ多様な議論によって実現され「現実的な評価が可能になる」ことは、特に強調すべきことであると考ええる。

田村は熟議システム論の視座から熟議を阻むものとして、分断社会、個人化社会、アーキテクチャ論、親密圏、自由民主主義などを取り上げ、「熟議を阻む様々な要因は熟議システム論的な視座を採用することで相当程度対応可能」（田村 2017: v）と結論づけた。特に自由民主主義については、ドライゼクの「熟議システムの基本的アイデアは、立法府・政党・市民フォーラム・選挙を含まない場合を含む、広範な制度状況に適用可能にするべく一般化することができる」（Dryzek 2010: 8, 10-11）を根拠に、熟議システム論の視座からは非自由民主主義的な民主主義の想定も可能であり、熟議システムを自由民主主義の「上位概念」とであると主張した。また親密圏は「公共空間」でありながら「決定権限を付与された空間」⁶であるという2つの役割を持ち、熟議システムの構成要素でありながらそれ自体が熟議システムと考えることもできるとして「入れ子型熟議システム（nested deliberative systems）」を提唱した（田村 2017: 223）。

熟議システム論の歴史や山田と田村の議論から、従来の熟議民主主義に関する議論より発展してきた熟議システム論の視座は非常に汎用性が高く、自由民主主義ではない政体も広く適用することが可能である一方、自由民主主義の下の実社会の様々な局面の分析・評価評価も可能であることを示した。さらに、ミニ・パブリックスにおける熟議性の研究を行ってきた田中愛治は、ミニ・パブリックスで短期的に養った民主的態度が長期的にどう保持されるのかという視点から、日常生活の会話や交流に着目した研究が不可欠であると、今後の熟議システム論による研究の必要性を主張している（田中編 2018: 195）。これらを踏まえ、自由民主主義体制にある現代日本社会の分析・評価において熟議システム論の視座が有効であり、かつ今後の熟議民主主義の研究には、熟議システム論の視座が必要であるといえるであろう。

2.2.2 熟議システムの機能と構成要素の分類

マンスブリッジら (Mansbridge et al. 2012) は熟議システムのアプローチにおいては、目標のために必要な「機能」をどの程度果たしているかという観点から社会制度を評価するとし、さらにその熟議システムの「機能」について、これまでの研究から議論の余地のない基本的なものとして、「認知的機能 (epistemic function)」、「倫理的機能 (ethical function)」、「民主的機能 (democratic function)」の3つを挙げている。「認知的機能」とは、事実と論理から得た適切な情報と他者の意見を基に、論理を用いて実質的で意味のある検討を行った結果、選好、意見、決定を生み出すことである。「倫理的機能」とはその際に相互尊重を行い、他者の主張の理由と内容を理解し、場合によっては影響を受けることである。これは熟議の条件とされる「選好の変容」(田村 2008: 34)の表現を変えたものと考えられる。最後の「民主的機能」は、前の2つの機能と切り離すことができない部分もあるが、平等で特定の排除がない包括的な政治プロセスを経ていることを意味する。そしてこの3つの機能の実現が、最終的な意思決定の正統性を高めることができるとしている。さらに、マンスブリッジらは対象をこの3つの機能によって評価することで、システム内の実践の価値を明らかにすることができるとしている (Mansbridge et al. 2012:10-12)。またジョン・パーキンソンも、熟議システムは目的と文脈に応じた多くのコミュニケーション・モードから成り立つものであり、それ故に他の分野から借用したものも含む理論をツールとして、それらのコミュニケーションの量的かつ質的な分析が可能であると指摘する (Parkinson 2018:435)。これらマンスブリッジらとパーキンソンの議論より、熟議の質を学際的なツールで分析した上で、「機能」などの指標に照らして評価することが可能だと考える。

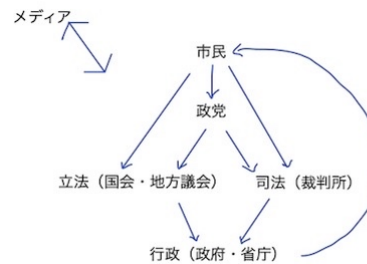
実際の社会を熟議システム論で分析・評価する際に活用できると思われる、熟議システムの構成要素の分類についても議論がある。マンスブリッジらは、熟議システムに含まれる大まかな「分野」として、1. 国家による拘束力のある決定(法律とその施行)、2. 拘束力のある決定の準備に直接関連する活動、3. 拘束力のある決定に関連する非公式な話し合い、4. 国家による拘束力のある決定を目的とはしないが、共通の関心事に関する決定、またはそれに関連する公式・非公式の話し合いの4つを挙げる。これらの4つの分野に、議会やミニ・パブリックなどの熟議的な要素や社会運動や圧力団体などの非熟議要素も含まれることになる。

また、4. には、マンスブリッジが主張した「一般市民が議論すべきこと」についての「日常会話」も含まれる (Mansbridge et al. 2012:9)。

ドライゼクもマンスブリッジら同様に、熟議システムの要素を以下の7つに分類した。1. 私的領域 (private sphere) : マンスブリッジが「日常会話」と呼ぶもの (Mansbridge 1999) が存在する場、2. 公共空間 (public space) : ジャーナリストやブロガーなど様々な人々が、バーやカフェからネットまで、形式や公式、非公式関係なくコミュニケーションを行う場、3. 決定権限を付与された空間 (empowered space) : 立法府や内閣など中央政府機関、国際機関、各国政府間の国際協調など、4. 伝導 (transmission) : 「公共空間」における熟議が「決定権限を付与された空間」に伝導される諸手段、5. 説明責任 (accountability) : 「決定権限を付与された空間」が「公共空間」に応答すること、6. メタ熟議 (meta-deliberation) : 熟議システムが自らを調べ、必要であれば改革を行うための能力、7. 決定確定性 (decisiveness) : 上記6つの要素が実際に集合的な結果を決定する程度のことである (Dryzek 2010: 11; Stevenson and Dryzek 2014:27-29)。マンスブリッジらとドライゼクのいずれの分類も、システム内の要素全てを含むべく、極めて網羅的な表現となっており、さらにいずれも自由民主主義以外の政体をも想定しているために、非常に抽象的な分類となっている。また、ドライゼクの分類に至っては、空間、手段、能力などが平行に扱われている。従って、いずれの分類も、実社会の分析・評価に活用するには難しい構成となっている。

他の熟議システム内の要素を分類する理論として、マイケル・ネブロとアベリー・ホワイトが考案した「サイト」によるコミュニケーションモデルがある。パーキンソンも指摘する熟議システム内のコミュニケーションを説明するために、ネブロとホワイトは、「メディア」、「市民」、「政党」、「立法」、「司法」、「行政」、「ミニ・パブリックス」という7つのサイトを想定した。各サイトが熟議的である必要はないが、他のサイトの発信を認知し、解釈・変換し、他へ発信するコミュニケーションは最低限必要な機能であるとして、このサイトごとに必要とされる条件である「認識」「翻訳可能性」「受容性」「柔軟性」の4つを設定し、それぞれの理想の条件を提示すると同時に、各サイト間のリンクを示すコミュニケーションモデルを提示している (Neblo and White 2018:448-450)。図1にてモデルを図示しているが、日本に則したモデルを示すために、日本では十分に一般化しているとは言えない「ミニ・パブリックス」サイトは、このモデルからは外してある。

図 1 ネブロとホワイトのコミュニケーションモデル



※ (Neblo and White 2018) より著者作成

このモデルではまず「市民」がスタートとなり、公共に関する考えを「政党」や「立法」（国会・地方議会）、「司法」（裁判所）に発信、これを受けた「政党」は「市民」の考えを法案に変換し、「立法」ではこれを審議して「行政」（政府・省庁）に法律として発信する。また「司法」（裁判所）も「市民」や他のサイトからの訴えに対して判断を行い、「行政」に発信する。「行政」は受けた法律・判断を踏まえた発信を「市民」に対して行う。このモデル内での「メディア」の役割は特別であり、全てのサイトとやり取りを行い、インプットも「翻訳」後のアウトプットも情報のみを取り扱い、基本的には「市民」が認識しやすいように変換した情報を発信する。「メディア」の「受容性」とは、単に全ての情報を受け入れるのではなく情報源に信頼性があるかないかを考慮し、情報を受取る人々に過剰に迎合しないことを指す。また「メディア」の「柔軟性」は、多くの情報のインプットを効率的に翻訳、アウトプットする能力を指すという (Neblo and White 2018:450-458)。この「メディア」の役割に対する解説は多分に理想的ではあるが、その特徴を正確に把握していると考ええる。マンスブリッジらやドライゼク分類とは異なり、ネブロとホワイトのサイトは自由民主主義の国家体制のみを前提としていると考えられるが、むしろ日本社会の熟議システムの視座からの分析・評価には適している。またサイトによる分類が明確となっており、マンスブリッジらやドライゼク分類のような抽象的なものではない。これらの理由から、このネブロとホワイトのコミュニケーションモデルは、日本社会の実例の分析の際の枠組みとして使用できると考えた。

この章の議論をまとめる。「第二の近代」による個人化の進展、代表制民主主義の要請という2つの大きな理由から、市民によるコミュニケーションによる熟

慮と議論、すなわち熟議が、民主主義の安定と発展に必要だと考えられるようになった（篠原 2004；Rosanvallon 2006=2008；宇野・田村・山崎 2011；早川 2014）。熟議民主主義の必要性については、ハーバーマスの公共圏の再考（伊藤 2015）や参加民主主義との比較（吉田 2021）、一般意志の暴走を崩す手段（東 2023）など、様々なアプローチによる議論が行われている。これらのことより、本論文では、多くの人々のコミュニケーションによって重要な事柄を決定していく熟議は、現代の日本において必要なものだ結論づけた。

その上で、今日の熟議民主主義研究の中心となっている熟議システム論の歴史を辿り、この議論が単にミニ・パブリックスなどミクロの熟議の実践の反省から生まれたのではなく、フェミニズム論など様々な視点も交えた議論によって発展してきたことを示した（Mansbridge 1999；Hendriks 2006；Parkinson 2006；Goodin 2008；Dryzek 2010）。また、熟議システムの視座によって、現実社会の評価・分析が有効であること（山田 2015；田村 2017）、そしてマンスブリッジらとパーキンソンの議論より、熟議の質を、学際的なルールを用いて分析し、熟議の「機能」などの指標などに照らして評価することが可能であることも明らかにした（Mansbridge et al. 2012；Parkinson 2018）。さらに、ネブロとホワイトが考案した「サイト」によるコミュニケーション・モデル（Neblo and White 2018）が、分析にあたっての熟議システム内の要素の分類の理論として適していることを示した。これらを踏まえ、次章では先行研究を概観し、熟議システム論の視座による熟議の質の分析・評価の方法を、さらに詳細に検討する。

¹ 篠原は篠原（2004）においては、熟議民主主義に対して「討議デモクラシー」という言葉を当てている。

² 地域コミュニティが失われつつあることを示すものとして、例えば平成 17 年度国土交通白書は、「第 1 部安全・安心社会の確立に向けた国土交通行政の展開」の「1 都市部、地方部における地域コミュニティの衰退」において、2005 年 12 月に実施したインターネット調査の結果として、都市部・地方部双方で地域コミュニティが衰退していると指摘している。

<https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/h17/hakusho/h18/html/H1022100.html>

³ 家族の在り方の多様化を示すものとして、例えば男女共同参画白書令和 4 年度版は「第 1 節 家族の姿の変化・人生の多様化」の中で、1980 年では全世帯の 6 割以上を「夫婦と子供（42.1%）」「3 世代等（19.9%）」が占めていたのに対し、2020 年では「夫婦と子供」が 25.0%、「3 世代等」が 7.7%に低下している一方、「単独」世帯が 38%と 1980 年の倍となっていることを指摘する。また人生の多様化を示すものとして、上記男女共同参画白書は同じ節において、1960 年には 50 歳時点で結婚経験のある女性は約 98%であったのに対し、2020 年には有配偶者の女性は 69.3%と変化していることなどを指摘している。

https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r04/zentai/html/honpen/b1_s00_01.html

⁴ 例えば、キャス・サンスティーンは、熟議の結果、社会問題に対する妥当な回答が得られるのではなく、逆に集団極化現象によって誤った方向に導かれる危険性を指摘する（Sunstein 2000=2012: 72-3）。しかし、熟議システムの視座からは、集団極化した熟議を行った場と他の熟議システムの要素との関係性から全体の分析を行うことになり、一つの場合での集団極化は大きな問題とはならないと考える。

⁵ 例えば（Parkinson 2006; Goodin 2008）など。

⁶ ドライゼクは熟議システムの構成要素として「私的領域」「公共空間」「決定権限を付与された空間」「伝導」「説明責任」「メタ熟議」「決定確定性」の7つを挙げた（Stevenson and Dryzek 2014:27-29）。2.2.2 節において詳説する。

第3章 先行研究

本論文の研究内容に関する先行研究を挙げる。熟議システムにおける熟議の質は統一的な指標によっては評価できないが、様々な議論から導きだされた熟議の質の要素や評価の原則を柔軟に当てはめることで評価が可能であること、実際に評価を行った研究として 2014 年のスコットランド独立住民投票などテキスト分析の評価があり、マクロ的な熟議システムにおける熟議の質の評価も可能になっていること、新聞記事から議論のフレームを抽出、これと歴史的事実とを合わせた分析からアメリカにおける死刑への意識変化を明らかにした研究を示し、本論文における研究方法の流れを明確にする。

3.1 熟議の質の測定

熟議システムは、時と場合によってニュアンスが変化するあらゆるコミュニケーション行為を包含すると考えたパーキンソンは、その中での熟議とは、認知的、倫理的などの議論の目的や文脈に応じて正確な形と適切さが決まる、一つまたは複数のコミュニケーション形態であり、それゆえにその形態や目的、文脈などの間の適合性を理論化し分析できるとした。これは熟議民主主義にとっての大きな研究機会の一つであり、様々な人間の実践（意味づけ、説得、目的の明確化、識別と分類など）としての民主的なコミュニケーションを、他の分野から借用した定性的、定量的なツールを使って見ることができると主張した

(Parkinson 2018:435)。パーキンソンはさらに論を進め、アンドレ・ベヒティガーとの共同研究で、熟議の質の評価の方向性を示した (Bächtiger and Parkinson 2019)。様々な方向から熟議の定義の議論を行ったベヒティガーとパーキンソンは、熟議の質の要素として、1. 経験によるナラティブや、理由に強く基づく主張、2. 主張とその理由に耳を傾け、競合する主張と比較検討する代表者や制度、3. 2 は公開で行われ、その主張は熟慮の後一般的な形に変えられて、主張者や市民にフィードバックされることの 3 つをまず挙げる。また、民主主義から導き出される熟議の質の要素としてはさらに、4. 意見収集と熟慮の機能が様々な視点を包含すること、5. 達成された合意が決定的であること¹、6. 拘束力のある合意は、権限が明確化され説明責任が果たされた制度の代表者によるか、国民

投票による場合に正統性を持つこととした (Bächtiger and Parkinson 2019:105-6)。

この熟議の質の要素をベースに「熟議の代表者」「熟議の場」「ミーム」「伝達と結合」「変換」「決定と実行」という熟議システムの6つの特徴から、ベヒティガーとパーキンソンは「熟議システムにおける」熟議の質について議論を行っている。ここで特にミームについて、これを元の生物学意味から切り離し²、人間の実践やアイデアのコピー可能な情報パターンとして、人から人へと受け継がれ、共有されていくものだとして定義する。このミームは政治的プロセスでは様々なストーリーライン（支持者が理解しやすい物語）としてまとめられるが、このストーリーラインが事実と理由との結びつきを含んでいるかどうかで、熟議の質が分析できるとする (Bächtiger and Parkinson 2019: 115)。さらにミームについては、公共圏で生成された様々なミームが決定の権限を与えられた空間で取り上げられる「程度」に、熟議の質は関係していると指摘する (Bächtiger and Parkinson 2019: 129)。

ベヒティガーとパーキンソンはもう一つ、システムにおける熟議性が依存しているものとして、「付加的な視点」「総括的な視点」の2つの熟議システムに対する視点があるとする。付加的な視点の第1段階では、権力のある立法委員会のように、特定の時と場所で厳密な熟議が行われたことが熟議システムの熟議性の条件となり、第2段階では時間や場所は分散していてもよいが、熟議の条件の全てがある時点で揃うことが熟議性の条件となるとする。第3段階は第2段階に加え、民主主義とのバランスを考慮した評価としており、例えばスイスの代表制と国民投票を好バランスの事例として挙げている。付加的な視点による評価の場合には、ある熟議の場では見られない熟議の要素を他の熟議の場で見つけることが必要であり、さらにそれらが民主主義とのバランスが取れているかを調べる必要がある。一方の総括的な視点での評価では、厳密に考えられた熟議の要素の存在を探すのではなく、システム内の主張や代表者、組織などの相互作用によって生み出された、全体的な熟議の質を見ることになる。この例としてベヒティガーとパーキンソンは、議論の歴史的な流れを追跡することや、公式な記録とソーシャルメディアの言説を比較することで、代表者と一般の人々との関連を探ることも有用だとする。さらに、総括的な視点からは、マクロ的な言説環境での熟議の質の評価を、先に指摘したミームと熟議の質との関係を利用して行うことができる。ここでベヒティガーとパーキンソンが特に指摘しているのは、熟議の質

に関する絶対的指標は、どれだけの指標を示せば熟議なのかの基準点を設定することができないために、相対的な評価にしか使用ができないということである (Bächtiger and Parkinson 2019: 134-6)。

これらを踏まえてベヒティガーとパーキンソンは、総括的な視点からの熟議の質の評価の原則として、1. 目的と文脈を最大限考慮すること、2. 公共圏からのミームが、権限を与えられた空間で真剣に受け取られていること、3. ミームが主張だけではなく理由、証拠、経験談を含んでいること、4. 代表者が説明責任を果たすこと、5. 全てのプロセスが決定的であると同時に、将来の変更が可能であることとした。「目的と文脈の最大限の考慮」での目的とは、熟議システムへの参加者にとっての目的、もしくは分析者にとっての目的のことであり、例えば認知的目的が重視される文脈であれば、強固な議論が行われたことが熟議の質の基準となり、倫理的目的が重視される文脈であれば、お互いの敬意が熟議の質の基準となる (Bächtiger and Parkinson 2019:155-156)。

さらに、ベヒティガーとパーキンソンは、熟議の質の研究のためには、定量的なものだけではなく、エスノグラフィーなど定性的な方法も含む様々な研究方法を模索することの必要性を強調し、一つの方向性としてコンピューターを活用したテキスト分析やネットワーク分析の有用性を主張する (Bächtiger and Parkinson 2019:140-9)。次節では、このテキスト分析に関して、その実証研究を検討する。

3.2 コンピューターのテキスト分析による熟議システムの評価

テキスト分析の一つの試みとして、パーキンソンらは 2014 年に行われたスコットランド独立住民投票についてのデータ分析を行った (Parkinson et al. 2022)。2014 年 9 月 18 日に行われたスコットランド独立の賛否を問う住民投票は、#indyref というハッシュタグがつけられ、公式・非公式両方の様々な場所で賛成派と反対派の議論が行われた。パーキンソンらの分析において、彼らはまず、住民投票のキャンペーンに携わったジャーナリストや研究者、スコットランド政府職員などで構成されたワークショップや関係者に対する非構造化インタビュー (2015 年 10 月に実施) といった人的なアーカイブを作成した。さらに、国民投票の 2 年前から 3 ヶ月後の 27 ヶ月の期間に Facebook に開設された賛成派、反対派それぞれの公開ページへの投稿、ヘラルド・スコットランドなどの新聞、

賛成派・反対派双方のブログ、スコットランド政府・議会などのウェブサイト、シンクタンクなどが発表したレポートなどを収集し、オンラインコミュニケーションのデータベースを作成した。パーキンソンらは市民が日常会話として何を話し、その内容がどれほど全体の議論に影響したのかに留意しつつ、これらのソースを「賛成、反対、ニュートラル」や、「公式、非公式」に分類し、さらにこれらを構造的トピックモデル (Structural Topic Model: STM) と呼ばれる手法で分析した。その結果、1. 市民の賛成派と反対派が同じテーマで話し、結論はともかく互いの主張に耳を傾けていた、2. 公式サイトと非公式サイトで語られるテーマには特に経済分野で違いがあったが、非公式サイトが公式サイトのテーマを取り上げることよりも、公式サイトが非公式サイトで語られるテーマを取り上げることがはるかに少なかった、3. 市民たちの議論のルールに関する「メタ会話」が、非常に多かったことという3点が判明したという。ミクロな熟議の概念や基準を、マクロな熟議の研究に当てはめることを容認するとしたパーキンソンらは、同じ問題について人々が話し合っていることは熟議システムが上手く機能していることであり、また、日常会話の中で市民が敬意、証拠、議論といった熟議の規範をお互い守っていることが観察されると評価した。これ故に、ミニ・パブリックスなどの特別な条件下ではない大規模な公開討論においても、完全ではないが熟議の規範が維持されていたことを指摘している。さらに、コンピューターを使用することで、市民の日常会話に根ざした熟議システムのマクロレベルの熟議状況を明らかにすることができることを示したとする (Parkinson et al. 2022: 545-62)。この研究はマクロなレベルの熟議状況を明らかにしようとした点で画期的なものであるが、その評価の基準は、ベヒティガーとパーキンソンの評価原則 (Bächtiger and Parkinson 2019: 155-156) の1である「目的と文脈を最大限考慮すること」に沿ったものであり、認知的目的と倫理的目的を重視したものになっていると考える。

ベヒティガーとパーキンソンがその有用性を主張した、コンピューターによるテキスト分析によって熟議の質を評価する試みは、彼ら自身以外の他の熟議研究でも行われている。ジェーン・シュータらは、アイルランドにおける妊娠中絶問題に関する議論の熟議の質の研究を行った。アイルランドでは、2016年から2018年にかけて政府が主催した市民参加のミニ・パブリックスとその結果を受けたアイルランド議会において、妊娠中絶問題が議論された。シュータらは熟議理論の検証から熟議の理想と認知的複雑性に相関関係があるとして、ミニ・パブ

リックスの質疑応答と議会の委員会の公聴会での質疑応答を書き起こし、LIWC (Linguistic Inquiry and Word Count) 辞書ベースのコンピューターによる認知的複雑性の度合いを調べた。ミニ・パブリックスと議会双方に対して、深い議論を示す「暫定と洞察」(CC1)の数値と議論の幅の狭さを示す「否定と差別化」(CC2)の数値を出したところ、ミニ・パブリックスは議会よりもCC1の数値(統合された議論を示す)で高く、CC2(議論の分断を示す)の数値で低くなり、ミニ・パブリックスの方が議会よりも認知的複雑性が高いという結果になった。これはミニ・パブリックスの熟議的な有用性を示すものだと、シュータらは主張している(Suiter et al. 2022)。

また、「外国人労働者の受け入れ政策」に関する2016年6月に静岡県で行われたミニ・パブリックスのデータのマルチレベル分析を行った横山智哉は、集団討議によって参加者の政治的寛容性を高められるとともに外国人への排外意識が低まり、熟議の望ましい形の一端が現出していることを、実証的な検証により示した(横山 2023)。

いずれの先行研究も具体的なケースを題材として、コンピューターによるテキスト分析によって熟議の質の評価を行ったものであるが、そこから判明することはかなり限定的であった。また、シュータらや横山の研究が議会やミニ・パブリックスというミクロな領域を扱ったものであったのに対し、パーキンソンらは多くの組織や言説を含んだマクロな領域の分析を行い、熟議システムのマクロな分析・評価が可能であることを示したが、スコットランドのケースのようなテキスト分析には、膨大な量の適切に収集された議論のテキストデータが必要である。しかし、このようなデータが収集できるケースは非常に稀であり、日本の事例におけるデータの収集も困難である。日本の事例に当てはめた熟議の質のマクロ的な分析・評価を行うために、コンピューターによるテキスト分析以外の、分析対象のデータが豊富でなくても可能な方法が必要であると考え、フレーミングによる分析を検討することとした。

3.3 フレーミングを用いた熟議システムの分析

トーマス・J・リーパーとルーン・スローザスは、フレーミングをある政治的問題に関する考え方や意見、事実や視点の「セット」を選択的に提供することと定義した(Leeper and Slothuus 2018: 559)。また、エリートからのフレーム

は、選挙目的のプロパガンダにも活用されることから熟議への脅威と考えられているが、一方大衆に合理的で多様な選択肢を提供する上で積極的な役割を果たすべきものであるとし、その際に重要なのはフレーム間の競争であるとリーパーとスローザスは主張する (Leeper and Slothuus 2018: 563-4)。またベヒティガーとパーキンソンもフレーミングの必要性を認めた上で、エリートのフレームが市民のフレームと競合することが熟議型社会には期待されているとする

(Bächtiger and Parkinson 2019:158)。このような議論から、フレームの存在は熟議的にも意義があるとされていると考える。このフレームの状況を丹念に分析することで、フランク・バウムガートナーらはアメリカの死刑に関する議論の変遷を検証した。1996 年以降、死刑判決が激減している状況の理由を解明すべく、バウムガートナーらは死刑に関する議論を可能な限り収集するために、全国的な規模の情報をカバーしている新聞の記事を利用することを考えた。その記事のバランスの良さからニューヨークタイムズを選定、1960 年～2005 年の間の死刑に関する 3939 の記事に関して、そこで行われている議論を丹念に分析、4543 のフレームを抽出した³。このフレームを歴史的な事象を合わせて分析することで、死刑に関する様々な立場や考え方の競争が、死刑によってあまりにも多くの無実の人々を罰し、それは取り返しがつかないと主張する ‘Innocence’ フレームの出現をもたらし、その出現によって人々の死刑への支持が低下、政策も変化していったことを明らかにした (Baumgartner et al. 2008)。この先行研究に倣い、本論文においても新聞記事よりフレームを抽出することで分析・評価のためのデータを作成することとした。

3.4 熟議の質の評価に関するまとめ

パーキンソンは熟議とは、議論の目的や文脈に応じて正確な形と適切さが決まる、一つまたは複数のコミュニケーション形態であり、それ故にその形態や目的、文脈などの間の適合性を理論化し分析できるとし、様々な人間の実践（意味づけ、説得、目的の明確化、識別と分類など）として民主的なコミュニケーションを、他の分野から借用した定性的、定量的なツールを使って評価することができるとした (Parkinson 2018:435)。その際の指標として、ベヒティガーとパーキンソンは、熟議の質の 6 つの要素（1. 経験によるナラティブや、理由に強く基づく主張、2. 主張とその理由に耳を傾け、競合する主張と比較検討する代表者や

制度、3.2は公開で行われ、その主張は熟慮の後一般的な形に変えられて、主張者や市民にフィードバックされること、4.意見収集と熟慮の機能が様々な視点を包含すること、5.達成された合意が決定的であること、6.拘束力のある合意は、権限が明確化され説明責任が果たされた制度の代表者によるか、国民投票による場合に正統性を持つこと）（Bächtiger and Parkinson 2019:105-6）や、熟議システムを総括的な視点から見る場合の熟議の質の評価の5つの原則（1.目的と文脈を最大限考慮すること、2.公共圏からのミーミングが、権限を与えられた空間で真剣に受け取られていること、3.ミーミングが主張だけではなく理由、証拠、経験談を含んでいること、4.代表者が説明責任を果たすこと、5.全てのプロセスが決定的であると同時に、将来の変更が可能であること）（Bächtiger and Parkinson 2019:155-156）を示した。これらによる熟議システムのマクロ的な熟議の質の評価の可能性は、パーキンソンらの実践的な研究（Parkinson et al. 2022）によって示された。パーキンソンらはこの実践的な研究における分析・評価に際して、コンピューターによるテキスト分析のデータを用いたが、これには膨大な量の適切な内容の議論に関するデジタルデータが必要であり、日本の事例の場合に同様のデータを収集することは非常に困難である。そこで本論文では、コンピューターによるテキスト分析の代わりに、バウムガートナーらが用いたメディア報道のフレーミング分析（Baumgartner et al. 2008）の手法を用い、「ヘイトスピーチ解消法」、選択的夫婦別姓制度、「LGBT理解増進法」に関するメディア報道を中心とした資料よりフレームを抽出し分析した上で、熟議の質の評価を行うことにした。

¹ 「決定的であること」について、ベヒティガーとパーキンソンは、熟議の分析の中で、直接決定を行うか、権限のあるものを拘束して決定を行わせるか、いずれかの「方法」で決定的であることが熟議「民主主義」の制度の正統性の要件の一つだとしている（Bächtiger and Parkinson 2019:35）。これはミニ・パブリックスが「市民から選ばれた」という正当性と説明責任を持たないために決定権を持たず、それゆえに単体で「熟議」的というには不十分であるという主張にもリンクする。

² 生物学者のリチャード・ドーキンスが「ミーミング」という言葉を、文化的な流行がDNAの複製のように行われるという意味で最初に使用した（Dawkins 1976）。

³ 一つの記事に複数のフレームが該当する場合があるために、記事数よりもフレーム数が多くなっている。

第4章 研究方法

本論文では、第2章で示した理論と第3章で示した先行研究からの知見を基に、現代日本における3つの事案を取り上げて、熟議システム論の視座からの熟議の質の分析・評価を行う。本章では、3つの分析対象を取り上げた理由や分析方法、評価方法など、本論文における研究方法を明示する。

4.1 分析方法

本論文の分析対象は「ヘイトスピーチ解消法」、選択的夫婦別姓制度、「LGBT理解増進法」である。この3つの事例を取り上げた理由としては、いずれも議論が専門家や政治家など特定の人々を中心に行われたのではなく、幅広い層の人々の中で特に近年盛んに立法が議論されてきたテーマであり、社会の中の熟議の質の状況の評価する本論文の主旨に合致していることが最も大きい。さらに個別の理由も存在する。「ヘイトスピーチ解消法」に関しては、新聞などメディアが報道するよりも先にヘイトスピーチに関するレポート本が出版されるなど、社会での問題意識が先行して立法に繋がった事例として取り上げた。選択的夫婦別姓制度については、「ヘイトスピーチ解消法」と同様に社会での問題意識の高まりが強く、一度は法制審議会の答申を経て法務省によって法案が作成されたにもかかわらず、その後30年近くにわたって法制化されておらず、それでいて現在でも人々の中で論争が続いていることから、「ヘイトスピーチ解消法」の対照事例として取り上げる。「LGBT理解増進法」は、選択的夫婦別姓制度と並べて法制化を主張されることも多かったにもかかわらず、先行して法制化された。選択的夫婦別姓制度の議論との比較、同じく法制化された「ヘイトスピーチ解消法」の議論と比較をする意味で、この「LGBT理解増進法」の事例を取り上げることとした。

それぞれに関して、まず議論の歴史を詳細に振り返る。これは、3.1節で示したベヒティガーとパーキンソンが熟議の質の総括的な視点からの評価において、議論の歴史的な流れの追跡を重視していることに倣ったものである。第2段階として、2.2.2節で示したネブロとホワイトのコミュニケーションモデル (Neblo and White 2018) をベースに、「メディア」「市民」「政党」「立法」「司法」「行政」の各サイトでどのような主張が行われてきたのかを検証する。方法とし

ては、メディアでの報道や国会での議事録など公的文書のフレーミング分析を行い、他に公的な世論調査なども参照して、各サイトにどのような主張が存在してきたのかを提示する。メディアの記事に関しては、自社、記者もしくは識者の主張が打ち出される 1. 社説、2. 記者コラム、3. インタビュー、4. 寄稿にあたる記事に加え、通常の報道記事でも内容的に明確な主張が見られるものを抜き出し、ロバート・M・エントマンのフレーミング分析を応用した内容分析を行う。エントマンは「実質的フレーミング」の機能として、1. 問題の定義、2. 問題の原因、3. 問題の道徳的判断、4. 問題の解決策の 4 つを挙げ、この 4 つの機能のうち 2 つの機能がフレームとして必要であるとしている (Entman 2004:5-6)。本論文では、3.1 節で示したベヒティガーとパーキンソンの熟議の質の評価原則の 3 (ミーが理由、証拠、経験談を含む) (Bächtiger and Parkinson 2019: 155-156) にできるだけ従うべく、4 つの機能を全て満たしたフレームのみを分析に用いている。この基準に基づき、各記事などからフレームを抽出、それらがどれくらい出現するかについてのデータを作成し、これを基に議論の特徴や各サイトの主張などの分析を行う。

第 3 段階として、この分析に対して 2.2.2 節で示したマンスブリッジらの熟議システムの機能 (「認知的機能 (epistemic function)」、「倫理的機能 (ethical function)」、「民主的機能 (democratic function)」)

(Mansbridge et al. 2012: 10-12) や、3.1 節で示したベヒティガーとパーキンソンの熟議システム論の視座からの熟議の質の要素 (1. 経験によるナラティブや、理由に強く基づく主張、2. 主張とその理由に耳を傾け、競合する主張と比較検討する代表者や制度、3. 2 は公開で行われ、その主張は熟慮の後一般的な形に変えられて、主張者や市民にフィードバックされること、4. 意見収集と熟慮の機能が様々な視点を包含すること、5. 達成された合意が決定的であること、6. 拘束力のある合意は、権限が明確化され説明責任が果たされた制度の代表者によるか、国民投票による場合に正統性を持つこと) や評価原則 (1. 目的と文脈を最大限考慮すること、2. 公共圏からのミーが、権限を与えられた空間で真剣に受け取られていること、3. ミーが主張だけではなく理由、証拠、経験談を含んでいること、4. 代表者が説明責任を果たすこと、5. 全てのプロセスが決定的であると同時に、将来の変更が可能であること) (Bächtiger and Parkinson 2019: 105-5, 155-6) を用いた定性的な評価を行う (表 1 参照)。

表 1 本論文における熟議システムの熟議の質の指標

○マンスブリッジらの熟議システムの機能
・ 認知的機能
・ 倫理的機能
・ 民主的機能
○ベヒティガーとパーキンソンの熟議の質の要素
1.経験によるナラティブや、理由に強く基づく主張
2.主張とその理由に耳を傾け、競合する主張と比較検討する代表者や制度
3.2は公開で行われ、その主張は熟慮の後一般的な形に変えられて、主張者や市民にフィードバックされること
4.意見収集と熟慮の機能が様々な視点を包含すること
5.達成された合意が決定的であること
6.拘束力のある合意は、権限が明確化され説明責任が果たされた制度の代表者によるか、国民投票による場合に正統性を持つこと
○ベヒティガーとパーキンソンの熟議の質の評価原則
1.目的と文脈を最大限考慮すること
2.公共圏からのミームが、権限を与えられた空間で真剣に受け取られていること
3.ミームが主張だけではなく理由、証拠、経験談を含んでいること
4.代表者が説明責任を果たすこと
5.全てのプロセスが決定的であると同時に、将来の変更が可能であること
※ (Mansbridge et al. 2012)、(Bächtiger and Parkinson 2019) より筆者作成

ここに挙げたベヒティガーとパーキンソンの評価原則は、彼らが提示する「付加的な視点」と「総括的な視点」の議論 (Bächtiger and Parkinson 2019: 134-6) の、総括的な視点から導きだされたものである (3.1 節参照)。熟議の質の評価に際して付加的な視点を採用した場合、各議論の場の熟議の要素の精査が必要となり、現実的な評価が非常に困難となる。そのため本論文では、システム内の主張や代表者、組織などの相互作用によって生み出された、全体的熟議の質を見る総括的な視点を採用することを、ここで念の為に確認しておく。

また、マンスブリッジらの「機能」とベヒティガーとパーキンソンの「要素」「評価原則」は、それぞれ異なる方向の議論から抽出されたものであり、重複している部分もある。しかし、第 1 にこれらはそれぞれが熟議民主主義研究のエッセンスを集約したものであること、第 2 にパーキンソンらの実証的なマクロな熟議の質の評価の研究 (Parkinson et al. 2022) において、ベヒティガーとパーキンソンの評価原則の 1 (目的と文脈) しか使用されていないことが示すように、実例に対してどのような基準をどのように当てはめるかはまだ研究途上であり、本論文でもできるだけ評価の過程を明示する必要があることの 2 つの理由

から、3つの事例に対する評価については、マンスブリッジらの「機能」とベヒティガーとパーキンソンの「要素」「評価原則」をそのまま適用し、第8章においてこれらの項目の「整理」を行うこととする。なお、第5章、第6章、第7章の評価を行う節において、マンスブリッジらの熟議システムの機能を「認知的機能」「倫理的機能」「民主的機能」のいずれかで、ベヒティガーとパーキンソンの熟議の質の要素を、「要素」、評価原則を「評価原則」という表記に加え、それぞれ該当する項目の番号で記載する。

最後に本論文では、分析の基本スタンスとして、どの機関・組織が行った調査・報道であれ、それぞれの対象のサイトの主張と考える。ネブロとホワイトのモデルでは、1つのサイトが他のサイトのアウトプットを「認識」することが、最低限必要な機能となっている。そこで「市民」のように個別の発信を追うことでは全体の主張がわかりにくいサイトに関しては、このネブロとホワイトの考えに沿い、他のサイトの「認識」を使用する。例えば、「市民」サイトの主張としては、市民の主張を報じた新聞記事、市民団体を対象とした法制審議会の意見照会、市民を対象とした内閣府の世論調査を参照する。特に「メディア」サイトは、他の全てのサイトとの間で情報のやり取りを行うサイトであり、常に取材の対象となるサイトと情報の読者がいるサイトの両方を「認識」している必要があるとされる (Neblo and White 2018: 450)。そのため、「メディア」の報道にはこの「認識」に従った取材先が明記されているものであり、報道がどのサイトに属するものかは、その明記されたものに従う。

4.2 データ収集の方法

メディア報道のフレーミング分析には、読売新聞と朝日新聞の記事を用いる。その理由は、1. 過去の報道を振り返ることが可能であること、2. この両紙は日本での発行部数が第1位と第2位であり他のメディアへの影響力が大きいこと、3. 基本的な主張が親自民党と反自民党と、両紙で異なるとされていることである。また、国会の議事録もフレーミング分析の対象とする。いずれの記事、国会の議事録に関しても、期間や条件を明確にして、恣意的なデータ収集にならないようにする。

本章で示した方法に従って、第5章では「ヘイトスピーチ解消法」、第6章では選択的夫婦別姓制度、第7章では「LGBT理解増進法」について、議論の歴

史を俯瞰した上で、フレーミング分析と熟議システム論の視座による評価を行う。

第 5 章 ヘイトスピーチ解消法

日本で初めてヘイトスピーチに関して作られた法律である「ヘイトスピーチ解消法」に関する議論が熟議的なプロセスを経ていたことを、筆者はドライゼクとマンスブリッジの理論による熟議システム論的観点から示した（田中 2021）が、ここでは改めて異なる方法で熟議の質を評価する¹。まず、この法律制定までの議論を提示、筆者が行っていなかった新聞 2 紙の関連記事全部のフレーミング分析と、国会での議論のフレーミング分析を行う。さらに、マンスブリッジらの熟議システムの機能とベヒティガーとパーキンソンが提示した熟議の質の要素や熟議の質の評価原則を参照して、フレーミング分析の結果から熟議の質の評価を行い、「ヘイトスピーチ解消法」に関する議論では質の高い熟議が行われていたことを示す。

5.1 議論の歴史

2016 年 5 月に可決・成立した「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（通称：ヘイトスピーチ解消法）は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的」²としたヘイトスピーチに関する日本で初めての法律である。まず、ヘイトスピーチの定義と、その根拠となる人種差別撤廃条約によって加盟国に求められている立法措置を確認した上で、在特会がどのような変遷を経て活動を激化させていったのか、彼らのヘイトスピーチデモをきっかけにどのような流れで「ヘイトスピーチ解消法」が成立したのかを概観する。

5.1.1 ヘイトスピーチ関連立法に対する日本政府のスタンス

師岡康子は「ヘイト・スピーチとは、広義では、人種、民族、国籍、性などの属性を有するマイノリティの集団もしくは個人に対し、その属性を理由とする差別的表現であり、その中核にある本質的な部分は、マイノリティに対する「差別、敵意又は暴力の煽動」（自由権規約二〇条）、「差別のあらゆる煽動」（人種差別撤廃条約四条本文）であり、表現による暴力、攻撃、迫害である。それらのうち、国

際人権基準においては、悪質なものは刑事規制、悪質とまでいえないものは民事規制、そこまで至らないものは、法規制以外での抑制が要請されており、すべてが犯罪とされるわけではない」（師岡 2013: 48）とする。

人種差別撤廃条約第4条によって、条約加盟国にはなんらかのヘイトスピーチの法的規制が求められおり、イギリスやドイツなど加盟国はこれを実現する法制定・法改正を行っている（師岡 2013: 88, 104-105）。しかし日本はこの人種差別撤廃条約第四条 a、b に関して、次のような留保を付している。「日本国は、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約第4条の（a）及び（b）の規定の適用に当たり、同条に「世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って」と規定してあることに留意し、日本国憲法の下における集会、結社及び表現の自由その他の権利の保障と抵触しない限度において、これらの規定に基づく義務を履行する」。つまり、日本国憲法21条の「表現の自由」と両立する範囲ではこの規定の求める義務を履行するが、現行法制を越える刑罰法規による規制は憲法に抵触する可能性があるので行わないとした。その上で「義務の履行」の具体例として、「人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布」や「人種差別の扇動」、「いかなる人種若しくは皮膚の色若しくは種族的出身を異にする人の集団に対するすべての暴力行為」、「（これら暴力）行為の扇動」など第4条が法律によって規制すべきとする項目について、該当の刑法などの条文を個別に挙げて、現行法制で対応可能であることを示している³。

この日本の留保に対して国連の人種差別撤廃委員会は、4条に基づく法律の制定を2001年、2010年、2014年と数回にわたって日本政府に勧告してきたが、2016年の「ヘイトスピーチ解消法」まで、ヘイトスピーチに関する法律が日本で制定されることはなかった。

5.1.2 在特会によるヘイトスピーチ

日本においてヘイトスピーチが広く認知されるようになった要因は、在特会（在日特権を許さない市民の会）のデモである。この在特会の誕生については、安田浩一の著作が詳しい（安田 2012）。桜井誠を主宰とする在特会が創設されるのは2007年1月である。桜井は2003年頃からネット掲示板や自身のブログで、「反韓国」「反在日」を訴える論客として知られていた。2005年1月の討論番組「ジ

エネジヤン！」（日本テレビ）出演など、ネット以外のメディアへの露出で桜井の知名度は上がり、ネット言論界のカリスマ的存在となった（安田 2012: 39）。

ネットユーザーに保守的な思想を持つ人々が増える中、彼らに受け入れられやすい保守的な「歴史の真実」を語る桜井は徐々に支持者を増やし、2006 年「東亜細亜問題研究会」を設立した。翌年、この研究会を発展的に解消させて創設されたのが在特会である。会の目的として「「在日特権」の廃止」、特に「特別永住資格の廃止」を掲げ、「他の外国人と平等に扱う」ことを名目上の目標として掲げていた」（師岡 2013: 5）。創設当時の会員数は 500 名だが、2013 年 10 月には 1 万 4000 人にまで膨れ上がっている。創設以来、街宣やデモを繰り返し、数々の排外的な「事件」を引き起こしているが（表 1 参照）、2013 年以前には、ほとんどマスメディアでは報じられなかった。

2008 年の東京都小平市の朝鮮大学校前デモや、2009 年のカルデロン一家追放デモ⁴などに始まる在特会のデモ活動は、2012 年 8 月頃より東京都新宿区の新大久保付近で頻発するようになった。ここでは、「「韓国人を絞め殺せ」「うじ虫韓国人を日本から叩き出せ！」」（師岡 2013: 2）など、韓国人、朝鮮人に対する「罵詈雑言」ともとれる言葉が拡声器で叫ばれていた。同様のデモは大阪の鶴橋地区でも行われるようになった。

表 1 在特会関連のできごと

年月	出来事
2008年11月	東京都小平市朝鮮大学校前でデモ
2009年4月	カルデロン一家追放デモ
2009年12月	京都朝鮮第一初級学校へ最初の街宣（京都事件）
2010年4月	在特会会員が徳島県教職員組合事務所に乱入（徳島事件）
2010年8月	京都事件で在特会メンバー4名が威力業務妨害罪などで逮捕
2010年9月	徳島事件で在特会メンバー7名が威力業務妨害罪などで逮捕
2011年1月	奈良県御所市の水平社博物館前で街宣
2011年8月～	フジテレビへのデモ
2012年8月～	新大久保界限で頻繁に排外主義デモを実行

※（諸岡 2013）より筆者作成

2012 年 4 月に、在特会の会員を丹念に取材した安田浩一のルポルタージュ『ネットと愛国』が出版された（安田 2012）。この本の中で「ヘイトスピーチ」という言葉を最初に使用する時に、安田は「人種、属性や外見を理由に他人を貶めるような言動」という注釈を入れている（安田 2012:57）。このことからわかるように、2012 年当時はまだヘイトスピーチは一般的には知られていない言葉であった。在特会のデモに対する市民からの反対運動として、2013 年 1 月に「レイシストをしばき隊」が結成され、カウンター行動が行われるようになった⁵。在特会によるデモと市民のカウンター行動の高まりを踏まえ、朝日新聞は 2013 年 3 月 16 日付記事「「殺せ」連呼するデモ横行 言論の自由か、規制の対象か」で、読売新聞は 2013 年 7 月 3 日付記事「ヘイトスピーチ過熱 ネットの挑発 現実と連動 外国人差別あらわにデモ」にて、「ヘイトスピーチ」という言葉を用いて、初めて紙面で在特会のデモについて報じた。

5.1.3 デモから立法への経緯

最初の新聞報道とほぼ時を同じくする 2013 年 3 月 14 日に、有田芳生参議院議員ら有志国会議員による抗議集会が国会で行われ、ここで法律によるヘイトスピーチ規制の議論の必要性が説かれた⁶ことを皮切りに、ヘイトスピーチ法制化の流れが進展していった。この国会議員による抗議集会がきっかけとなり、かねてから反人種差別法制定を推進していた NGO の取り組みやメディアによる報道が活発化、この在特会のヘイトスピーチ問題を放置することは、人種差別撤廃条約上の義務の不履行を意味するとの認識が広まった（師岡 2016）。2013 年 10 月には、「京都朝鮮学校公園占有抗議事件」（京都事件）の民事訴訟の判決が京都地裁であり、原告である学校法人京都朝鮮学園が勝訴した⁷。この判決は、在特会による京都朝鮮学園に対するヘイトスピーチが、日本も加盟する人種差別撤廃条約が定義する「人種差別」にあたると明確に示した点で、画期的であった⁸。2013 年に急激に報道が増えたために、2013 年 12 月 2 日に発表された「2013 年ユーキャン新語・流行語大賞」において、「ヘイトスピーチ」はトップ 10 の新語・流行語の一つに選ばれた⁹。

この 2013 年の様々な活動・出来事や、これらに関する議論、報道が翌 2014 年には政界に波及した。4 月には民主党が小川敏夫参議院議員を会長に、超党派の「人種差別撤廃基本法を求める議員連盟」を結成し、8 月には自民党が平沢勝栄

衆議院議員を座長にヘイトスピーチ対策プロジェクトチームを結成した。9 月には公明党が遠山清彦衆議院議員を座長に、同じくヘイトスピーチ問題対策プロジェクトチームの立ち上げを行った。このように、ヘイトスピーチ問題は完全に政治の土俵に上がった。また、2014 年 8 月には国連・人種差別撤廃委員会による日本政府に対する勧告が行われ、その中で朝鮮人に対するヘイトスピーチについて、その広がりや適切に捜査・起訴されていないこと、人種差別禁止に関しての法制が制定されていないことへの懸念が改めて表明された¹⁰。この勧告に後押しされて、全国の地方自治体の議会で、「ヘイトスピーチ対策法を要望する意見書」が続々と可決されるようになった。また京都事件の裁判は、2014 年 7 月 8 日に大阪高裁でも京都地裁同様の原告勝訴の判決が下り、最高裁でも争われたが、2014 年 12 月 10 日に在特会側の上告が棄却され、大阪高裁の判決が確定した。

行政機関も対応を迫られた。2014 年 11 月、法務省は啓発活動の実施を発表、「ヘイトスピーチ、許さない」というポスターを作成し、電話相談「みんなの人権 110 番」の周知を行った¹¹。さらに法務省は 2015 年 12 月 22 日、在特会の桜井誠前会長（当時）が 2008 年～2011 年に東京都小平市の朝鮮大学校前で行ったヘイトスピーチが個人に対する人権侵害にあたると認定、同様の行為を行わないことを勧告した¹²。しかしこの時点では根拠法がないため、法務省も啓発活動や人権侵害の認定・勧告以上の施策を行うことはできなかった。行政としての法制化検討は地方自治体の方が早く、2015 年 1 月には大阪市が、市がヘイトスピーチを認定して改善を勧告する対策案をまとめた¹³（2016 年 1 月に条例として成立）。

2014 年 12 月の衆議院議員選挙に際して、その前月の 11 月段階での各政党のヘイトスピーチ対策の必要性、法的規制についての主張を問うたアンケートの結果が表 2 である¹⁴。回答を行った 7 政党のうち、自民党・公明党を含む 6 政党がヘイトスピーチ対策の必要性は認める一方で、何らかの立法に明確に賛成しているのは、民主党、日本共産党、社会民主党の 3 党だけであった。自民党は「検討中」としているが、その理由として「表現の自由の観点から法規制については非常に難しいと認識しており、幅広い見地から検討を重ねていく」と従来の日本政府の見解に近い回答を行っていた。

表 2 「ヘイトスピーチに関する政党アンケート」回答結果

政党名	ヘイトスピーチ対策の必要性	人種差別撤廃基本法等の制定
自由民主党	必要	検討中
公明党	必要	「賛成」「反対」のいずれでもない
民主党	必要	賛成
維新の党	必要	未確定
次世代の党	未確定	未確定
日本共産党	必要	賛成
社会民主党	必要	賛成
生活の党	無回答	
新党改革	無回答	

※NP0 法人外国人人権法連絡会「ヘイト・スピーチ対策に関する政党アンケート」（2014 年 11 月）より筆者作成

2015 年に入って、さらにヘイトスピーチ対策として法律を制定するという機運が高まり、5 月に民主党など超党派の議員によって、「人種差別撤廃施策推進法案」が参議院に提出され、8 月 6 日参議院法務委員会で質疑が行われた（2016 年 5 月否決）。また 7 月 2 日には、公明党ヘイトスピーチ問題対策プロジェクトチームから「ヘイトスピーチ問題対策等に関する要望書」が出され、ヘイトスピーチを含む人種差別は許さないという確固たる姿勢を総理や法務大臣が示すことと、実態調査や差別解消の基本法の策定を提言、こちらに関しても 8 月 6 日の参議院法務委員会で質疑が行われ、ヘイトスピーチに特化した形での理念法の制定が提案された。2016 年 3 月、自民党と公明党はヘイトスピーチ解消の法制化に向けた共同のワーキングチーム¹⁵を設置した。参議院法務委員会は 3 月 22 日に「人種差別撤廃施策推進法案」の参考人質疑、3 月 31 日にヘイトスピーチが行われた現地視察として、社会福祉法人青丘社ふれあい館を訪問、4 月 5 日に政府への質疑を行った。これらを経て作成された自民党・公明党の議員による「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（通称：ヘイトスピーチ解消法）は 4 月 8 日に参議院に提出され、参議院法務委員会において全会一致で修正議決、参議院本会議では賛成多数で修正議決、衆議院法務委員会の全会一致の可決、衆議院本会議での賛成多数の可決を経て、5 月 24 日に成立した（魚住ほか 2016）（表 3 参照）。成立直後の 5 月 31 日に、川

崎市はこのヘイトスピーチ解消法の成立を受けて、過去ヘイトスピーチを続けてきた団体の公園の使用を不許可とした¹⁶。

表 3 ヘイトスピーチ解消法成立までの経緯

年月	項目
2013年3月	有志国会議員によるヘイトスピーチへの抗議集会
	朝日新聞、在特会のデモを初めて報じる
2013年10月	京都事件の民事裁判、京都地裁で原告側勝訴
2014年4月	人種差別撤廃基本法を求める議員連盟、設立
2014年7月	京都事件の民事裁判、大阪高裁で原告側勝訴
2014年8月	自民党、ヘイトスピーチ問題対策プロジェクトチーム結成
	国連・人種差別撤廃委員会より勧告
2014年9月	公明党、ヘイトスピーチ問題対策プロジェクトチーム結成
2014年12月	京都事件の民事裁判、最高裁で原告側勝訴確定
2015年5月	民主党など、「人種差別撤廃施策推進法案」を参議院に提出
2015年7月	公明党、「ヘイトスピーチ問題対策等に関する要望書」発表
2015年8月	「人種差別撤廃施策推進法案」などの質疑
2016年3月	自民党と公明党、ヘイトスピーチ解消法のワーキングチーム設置
	参議院法務委員会、「人種差別撤廃施策推進法案」の参考人質疑
	参議院法務委員会、ヘイトスピーチに関する現地視察
2016年4月	自民党・公明党、「ヘイトスピーチ解消法」を参議院に提出
2016年5月	「ヘイトスピーチ解消法」可決・成立

※筆者作成

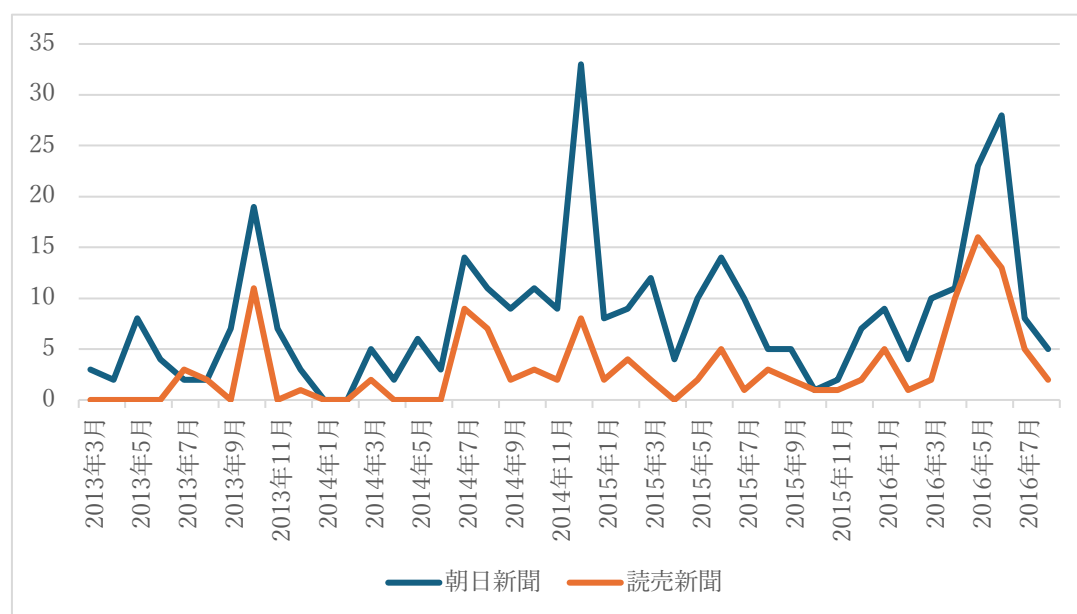
5.2 議論の分析と評価

本節では、「ヘイトスピーチ解消法」に関する議論の熟議の質は高かったのかどうかを確認する。まず、新聞上や国会での議論についてフレーミング分析を行い、主要な主張の内容を提示した上で、各サイトでの主張の傾向の分析を行い、ヘイトスピーチとこれの規制に対してどのような主張が交わされたのかの詳細を確認する。その上で、4.1 節の表 1 で確認した指標に沿って、「ヘイトスピーチ解消法」に関する熟議の質の評価を行う。

5.2.1 フレーミング分析

「ヘイトスピーチ」をキーワードに朝日新聞、読売新聞の記事を検索したところ、朝日新聞では2013年3月16日のものが、読売新聞では2013年7月3日のものが最古だった。この時点から、法律の可決から3ヶ月後の2016年8月までの記事を検索し、その中からキーワードは含んでいるが内容的にはこの議論に関連していない記事を削除したところ、朝日新聞で345本、読売新聞で129本の記事を抽出することができた。月ごとに集計した記事の本数の推移の図1に示す。

図2 ヘイトスピーチに関する記事本数



※筆者作成

2013年10月、2014年7月、2014年12月の京都事件の民事裁判の判決と、2016年5月の「ヘイトスピーチ解消法」成立のタイミングで記事数の山ができている傾向は、朝日新聞、読売新聞両紙とも共通している。

次に同じく「ヘイトスピーチ」をキーワードに国会の議事録を検索したところ99件が抽出され、それらの中から実質的にヘイトスピーチ対策に関して議論しているものを選び出すと、以下の48件となった(表4)。

表4 ヘイトスピーチ対策に関する国会での議論

日付	院、委員会等
2013年5月7日	第183回国会 参議院 予算委員会 第14号
2013年5月9日	第183回国会 参議院 法務委員会 第5号
2013年5月30日	第183回国会 参議院 法務委員会 第7号
2013年6月12日	第183回国会 参議院 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会 第2号
2013年11月5日	第185回国会 参議院 法務委員会 第2号
2014年2月26日	第186回国会 衆議院 予算委員会第三分科会 第1号
2014年3月13日	第186回国会 参議院 法務委員会 第3号
2014年4月21日	第186回国会 参議院 決算委員会 第5号
2014年6月5日	第186回国会 参議院 法務委員会 第21号
2014年9月30日	第187回国会 衆議院 本会議 第2号
2014年10月2日	第187回国会 参議院 本会議 第3号
2014年10月7日	第187回国会 参議院 予算委員会 第1号
2014年10月16日	第187回国会 参議院 法務委員会 第2号
2014年10月24日	第187回国会 衆議院 法務委員会 第4号
2014年10月28日	第187回国会 参議院 法務委員会 第4号
2014年10月29日	第187回国会 衆議院 外務委員会 第4号
2014年11月4日	第187回国会 参議院 予算委員会 第3号
2014年11月11日	第187回国会 参議院 法務委員会 第5号
2014年11月12日	第187回国会 衆議院 法務委員会 第10号
2014年11月18日	第187回国会 参議院 法務委員会 第7号
2015年2月17日	第189回国会 衆議院 本会議 第7号
2015年2月23日	第189回国会 衆議院 予算委員会 第8号
2015年3月10日	第189回国会 衆議院 予算委員会第四分科会 第1号
2015年3月26日	第189回国会 参議院 法務委員会 第3号
2015年4月7日	第189回国会 衆議院 法務委員会 第5号
2015年4月7日	第189回国会 参議院 法務委員会 第5号
2015年4月14日	第189回国会 参議院 法務委員会 第6号
2015年5月14日	第189回国会 参議院 法務委員会 第11号
2015年5月29日	第189回国会 衆議院 内閣委員会 第10号
2015年6月11日	第189回国会 参議院 法務委員会 第16号
2015年7月9日	第189回国会 参議院 法務委員会 第17号
2015年8月4日	第189回国会 参議院 法務委員会 第18号
2015年8月6日	第189回国会 参議院 法務委員会 第19号
2016年2月25日	第190回国会 衆議院 予算委員会第三分科会 第1号
2016年3月10日	第190回国会 参議院 法務委員会 第3号
2016年3月17日	第190回国会 参議院 予算委員会 第16号
2016年3月18日	第190回国会 参議院 予算委員会 第17号
2016年3月22日	第190回国会 参議院 法務委員会 第4号
2016年3月23日	第190回国会 参議院 法務委員会 第5号
2016年4月5日	第190回国会 参議院 法務委員会 第6号
2016年4月18日	第190回国会 参議院 決算委員会 第6号
2016年4月19日	第190回国会 衆議院 法務委員会 第12号
2016年4月19日	第190回国会 参議院 法務委員会 第8号
2016年4月26日	第190回国会 参議院 法務委員会 第10号
2016年4月27日	第190回国会 衆議院 内閣委員会 第14号
2016年5月12日	第190回国会 参議院 法務委員会 第13号
2016年5月13日	第190回国会 参議院 本会議 第26号
2016年5月20日	第190回国会 衆議院 法務委員会 第19号

※筆者作成

新聞両紙の記事の中で明確な主張のあるものと国会での議論に対して、エントマンのフレーミング分析を応用した内容分析を行ったところ、ヘイトスピーチに対する法的規制に「賛成」「反対」の主張は以下の13のフレームに集約することができた(表5)。それぞれのフレームには便宜上、ヘイトスピーチ法賛成には「F」と数字、反対には「A」と数字からなる記号を振り分けた。

表 5 新聞記事と国会の議論から得られた「賛成」と「反対」のフレーム

記号	ヘイトスピーチ法に賛成・反対	フレーミング分析			
		問題の定義	問題の原因	問題の道徳的判断	問題の解決策
F1	賛成	差別的な表現の規制	在特会デモ	多様な価値観の否定	ヘイトスピーチ規制法
F2	賛成	差別的な表現の規制	在特会デモ	暴力	ヘイトスピーチ規制法
F3	賛成	差別的な表現の規制	在特会デモ	人種差別	ヘイトスピーチ規制法
F4	賛成	差別的な表現の規制	在特会デモ	人種差別	包括的差別禁止法
F5	賛成	差別的な表現の規制	在特会デモ	民族への侮蔑的表現	ヘイトスピーチ規制法
F6	賛成	差別的な表現の規制	在特会デモ	民族への侮蔑的表現	ヘイトスピーチ規制条例
F7	賛成	差別的な表現の規制	在特会デモ	侮辱・ヘイトクライムの要因	ヘイトスピーチ禁止法
A1	反対	差別的な表現の規制	在特会デモ	民族への侮蔑的表現	法律以前の問題で国民の良識でなくなる状況を望む
A2	反対	差別的な表現の規制	在特会デモ	民族への侮蔑的表現	法律では納得しない。国民の話し合いで
A3	反対	差別的な表現の規制	在特会デモ	民族への侮蔑的表現	国家の言論介入を招く。第三者委員会によるヘイトスピーチ認定と公表
A4	反対	差別的な表現の規制	在特会デモ	民族への侮蔑的表現	表現の自由に配慮。現行法規を適用
A5	反対	差別的な表現の規制	在特会デモ	民族への侮蔑的表現	国家の言論介入を招く。民事訴訟費用の肩代わり
A6	反対	法整備	在特会デモ	表現の自由の侵害	国家の言論介入を招く。国民が議論、在特会は自制

※筆者作成

また、法律に「賛成」でも「反対」でもない「中立」のフレームは表6の通り52となった。こちらにも「N」と数字からなる記号を振った。「賛成」「反対」「中立」のフレーム全体の傾向としては、合計65フレームのうち、「問題の定義」を「差別的な表現の規制」とするものが62、「問題の原因」を「在特会デモ」とするものが60と多数を占めた。ヘイトスピーチについて、在特会のデモで行われていた差別的な言動をどう規制するかというテーマが広く共通認識となり、人々が議論を行っていたと考えられる。また「問題の道徳的判断」は「民族への侮蔑的表現」を筆頭に「人種差別」、「人権侵害」、「差別助長」などとなっており、在特会の差別的言動を肯定的に評価するものは存在していない。

表 6 新聞記事と国会の議論から得られた「中立」のフレーム

記号	ヘイトスピーチ	フレーミング分析			
	法に賛成・反対	問題の定義	問題の原因	問題の道徳的判断	問題の解決策
N1	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	人権侵害	国による社会制度の整備
N2	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	人権侵害	プラットフォームによる動画削除
N3	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	人種差別	国民によるヘイトスピーチをさせない雰囲気作り
N4	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	人種差別	国民によるカウンター活動
N5	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	人種差別	国民の啓蒙
N6	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	人種差別	国民が「差別は絶対に許さない」という認識を持つ
N7	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	人種差別	警察教育
N8	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	人種差別	裁判
N9	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	人種差別	国による人権擁護施策
N10	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	人種差別	国による被害者の救済
N11	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	人種差別	国によるレイシズム禁止の政策
N12	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	民族への侮蔑的表現	国民の「ヘイトスピーチ、許さない」ステッカー
N13	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	民族への侮蔑的表現	国民のカウンター活動
N14	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	民族への侮蔑的表現	国民が「凡庸な善」（些細な日々のコミュニケーション）を
N15	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	民族への侮蔑的表現	国民が在日の人と社会の関わりを考え、議論
N16	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	民族への侮蔑的表現	国民が在日の歴史を知る
N17	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	民族への侮蔑的表現	国民がふつうの感覚を大切に
N18	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	民族への侮蔑的表現	国民が偏狭なナショナリズムは捨てよ
N19	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	民族への侮蔑的表現	国民の差別撤廃デモ
N20	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	民族への侮蔑的表現	国民が自分を高めて自信を持てば、誹謗中傷しない
N21	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	民族への侮蔑的表現	国民の投票による政治の変更
N22	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	民族への侮蔑的表現	国民の常識の問題としてどんな国を作るのか
N23	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	民族への侮蔑的表現	警察による道路使用の制限
N24	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	民族への侮蔑的表現	警察による周辺住民の安全確保
N25	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	民族への侮蔑的表現	裁判所によるデモ禁止の仮処分
N26	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	民族への侮蔑的表現	自治体による公園など公共施設の利用制限
N27	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	民族への侮蔑的表現	自治体による部署横断の対策
N28	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	民族への侮蔑的表現	自治体による人権尊重都市宣言
N29	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	民族への侮蔑的表現	自治体による相談窓口の整備
N30	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	民族への侮蔑的表現	国のトップである首相の訴え
N31	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	民族への侮蔑的表現	国による人権教育
N32	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	民族への侮蔑的表現	国による人権意識の向上施策
N33	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	民族への侮蔑的表現	国による特別永住資格の見直し
N34	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	民族への侮蔑的表現	国によるヘイトスピーチの位置づけの明確化
N35	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	民族への侮蔑的表現	国がヘイトスピーチは許さない姿勢を示すこと
N36	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	民族への侮蔑的表現	国が放置しない
N37	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	民族への侮蔑的表現	世界の人々が在日を理解する
N38	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	差別助長、民族への侮蔑的表現	自治体による公安条例に基づくデモの不許可
N39	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	差別助長、民族への侮蔑的表現	法による選挙活動からのヘイトスピーチ排除
N40	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	差別助長、民族への侮蔑的表現	裁判所によるデモ禁止の仮処分
N41	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	差別助長、民族への侮蔑的表現	国による人権教育の充実
N42	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	差別助長、民族への侮蔑的表現	国による法務省勧告
N43	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	絶対悪	自分がされても平気か問いかける
N44	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	侮辱で優越感	過去を謙虚に直視
N45	中立	差別的な表現の規制	在特会デモ	間違った正義	自分の正義を疑う
N46	中立	差別的な表現の規制	政治家の無責任な発言	民族への侮蔑的表現	在日外国人の思いを日本の政治家が知る
N47	中立	差別的な表現の規制	多様な価値観を認め合う社会の揺らぎ	民族への侮蔑的表現	国民が「良くない」と隣人に忠告
N48	中立	差別的な表現の規制	ネット	毒々しい	若い世代の学び
N49	中立	差別的な表現の規制	街宣車	民族への侮蔑的表現	警察による街宣の取締強化
N50	中立	差別的な表現の規制	機中機本	民族への侮蔑的表現	書店による反ヘイト本コーナー
N51	中立	ヘイトとカウンターの応酬	在特会デモ	いずれも気持ちがよくない	国民が単純化せずに、慎重な対応を
N52	中立	日本のレイシズム	在特会デモとネット	人権侵害	国民が「同化主義的レイシズム」の温存を止める

新聞 2 紙について、ヘイトスピーチの法規制について明確な主張を行っている記事が「賛成」「反対」のどのフレームに当てはまるかをカウントし、その出現数をまとめたものが表 7 になる。

表 7 新聞 2 紙のフレームの出現数

朝日新聞	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F計	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A計	N計
	1	3	21	4	106	19	2	156	1	2	1	3	1	1	9	158

読売新聞	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F計	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A計	N計
	0	0	0	0	38	19	0	57	0	0	0	0	0	1	1	71

※筆者作成

両紙を併せて見ると、「賛成」では F5、F6 のフレームが多く見られる。この 2 つのフレームは、いずれも「問題の定義」を「差別的な表現の規制」、「問題の原因」を「在特会デモ」、「問題の道徳的判断」を「民族への侮蔑的表現」としており、「問題の解決策」を法律とするか条例とするかの違いのみの極めて類似しているものであり、表現の自由を念頭に置きながらも、既存の刑法などの法規では取り締まることのできない在特会らのヘイトスピーチに対して、なんらかの法律によって規制を加えるべきとするものである。このフレームはヘイトスピーチ問題が新聞記事として登場してから「ヘイトスピーチ解消法」が成立するまで、記事数の増減に合わせながら、継続して出現している。朝日新聞で、F6 と同数出現する F3 は、「問題の道徳的判断」を「人種差別」としており、ヘイトスピーチを「差別的発言」ではなく、人種差別撤廃条約が禁止する人種差別そのものだと断定し、その人種差別を法的に規制するべきだと主張する¹⁷。朝日新聞では「賛成」のフレーム出現数は 156、「反対」のフレーム数は 9 となり、「賛成」の主張を「反対」の 17 倍以上紙面に掲載している。読売新聞では、「賛成」のフレーム出現数は 57、「反対」のフレーム出現数は 1 となり、両紙とも圧倒的に「賛成」の主張の掲載の方が多い。

新聞 2 紙におけるサイト別のフレーム出現数は以下の表 8 になる。

表 8 新聞 2 紙のサイト別フレーム出現数

朝日新聞		F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F計	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A計	N
メディア				1		12	1		14						1	1	16
市民			3	8	2	38	2	2	55		2					2	109
政党				4		5			9		1		1			2	3
立法	国会			2		11			13							0	1
	地方議会			1		30	8		39							0	2
司法									0							0	16
行政		1		2		7	8		18	1			2	1		4	27
その他（国連など）				3	2	3			8							0	0
		1	3	21	4	106	19	2	156	1	3	0	3	1	1	9	158

読売新聞		F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F計	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A計	N
メディア						3			3						1	1	4
市民						3	2		5							0	20
政党						4			4							0	1
立法	国会								0							0	3
	地方議会					23	7		30							0	4
司法									0							0	17
行政						2	10		12							0	21
その他（国連など）						3			3							0	1
		0	0	0	0	38	19	0	57	0	0	0	0	0	1	1	71

※筆者作成

朝日新聞では、「市民」サイトにおける「賛成」と「中立」のフレームの出現が多く（合計 164）、この合計は全体のフレーム出現数（323）の半数近くに及んでいる。特に「中立」のフレームが「賛成」の倍出現しており、様々な主張が行われたことがうかがえる。「賛成」で最も頻出するフレームは F5 であった。朝日新聞、読売新聞にわたって特徴的にフレームが多く出現しているのは、「立法」サイトの「地方議会」である。読売新聞では、この「地方議会」のフレームがサイト比較で最大数となっている。両紙とも、この地方議会に関しては F5 のフレームが最も多く出現している。これは 2014 年 9 月の東京都国立市議会によるヘイトスピーチを規制する法整備を求める国への意見書が可決した¹⁸ことを皮切りに、全国の地方自治体で同様のヘイトスピーチを規制する法律を求める意見書が採択されたことによるものである。また、両紙とも地方議会において次に F6 が多く出現しているが、これは国の「ヘイトスピーチ解消法」に先立って成立した、大阪市のヘイトスピーチ抑止条例に関する記事が掲載されたことが主因である¹⁹。

朝日新聞は、当初は法律によるヘイトスピーチの規制に対して、権力が恣意的に言論を規制する危険性を指摘して懐疑的な姿勢（A6）を示していたが²⁰、京都事件の判決や大阪市のヘイトスピーチ抑止条例の制定によってスタンスが次第に変わり、「何らかの立法措置も必要な段階に至った」（F5）と主張するまでとなった²¹。読売新聞は、2016 年 4 月にヘイトスピーチ解消法案が国会に提出された以降も、「表現の自由」を行政が恣意的に制限する可能性があるという観点から、法制化に対して疑問（A6）を呈していた²²。しかし成立後は、「新たな法律

を足がかりに、社会から差別的言動を排除していきたい」とヘイトスピーチ解消法に対して前向きな主張（F5）を行っている²³。

国会のフレーム出現数は以下のようなになる（表 9）。

表 9 国会のフレーム出現数

国会	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F計	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A計	N計
	0	0	6	0	29	0	0	35	1	0	0	0	0	0	1	0

※筆者作成

国会でのヘイトスピーチの議論は、2013 年から盛んに行われるようになったが、当初は「在特会デモ」を「問題の原因」として、それによる「差別的な表現の規制」という問題を、人種差別撤廃条約に基づいた法的規制によって解決すべきだ（F5）という主張を巡るものだった。「問題の道徳的判断」については、

「民族の侮辱的表現」であり差別的ではあるが差別そのものではないという主張が多いが、2014 年 12 月の京都事件の京都地裁での判決や 2015 年 5 月の民主党による「人種差別撤廃施策推進法案」が国会に出された以降は、「問題の道徳的判断」を「人種差別」とする主張（F3）も見られる。自民党による「ヘイトスピーチ解消法」の最終案には、1 会派以外の全ての会派が F5 の主張で賛成して、可決・成立した。

サイトごとの主張の分析に進む前に、ここまでの「ヘイトスピーチ解消法」に関する新聞 2 紙の記事と国会の議論からのフレーミング分析を、改めて俯瞰しておく（表 5、6 参照）。「賛成」「反対」「中立」いずれのフレームも、大半が「問題の定義」を「差別的な表現の規制」に、「問題の原因」を「在特会デモ」としている。また「問題の道徳的判断」は、全て差別的な表現に対して否定的なものであった。つまりヘイトスピーチ法に関する議論は、在特会によるデモで行われる差別的な表現は規制されなければならないという一致した認識の下、行われていたと考えられる。「反対」の主張としては、日本政府が人種差別撤廃条約第四条 a、b に関して留保を付けている理由である「表現の自由」への配慮や、その「表現の自由」を国家権力の侵害する可能性から、法的規制以外の様々な方策が主張されていた。これらのマクロな視野でのフレームの状況を把握した上で、次節では各サイトにおける主張を確認する。

5.2.2 各サイトの主張の分析

議論の歴史とフレーミング分析から、ヘイトスピーチ法に関する各サイトの主張をまとめる。「市民」サイトについて、ヘイトスピーチに関する公的な調査は行われていないため、総体としての意志は不明だが、まず市民活動の一つとして在特会のデモが行われ、対抗して「レイシストをしばき隊」のような市民によるカウンター行動も行われていた。2013 年から急速に増えた新聞 2 紙の記事からの「市民」サイトでのフレームの出現数は、朝日新聞は 55 が「賛成」、2 が「反対」、109 が「中立」であり、読売新聞では 5 が「賛成」、「反対」はなく、20 が「中立」である。在特会の会員や支持者は、京都事件の裁判における主張から、自身らの活動は日本国憲法第 21 条で定められた「表現の自由」の範疇内と考えていたと思われるが、新聞 2 紙のフレーミング分析から、それ以外の人々は「在特会のデモにおける差別的な表現の連呼は人権侵害などにあたり、なんらかの形で規制すべきだ」という主張で統一されていた。ただ、解決策については、法的規制に「賛成」のフレームよりも「中立」のフレームが多く出現しており、法的規制だけではなく国民の啓蒙など様々な方策が主張されていた。また「市民」サイトでは「反対」のフレームはほとんど出現しておらず、在特会の会員や支持者以外の法的規制を反対する声は、大きくはなかったと推測される。まとめると、「市民」サイトは在特会のヘイトスピーチに何らかの規制を行うべきという主張では統一されていたが、その手段（解決策）については、統一されていなかったと考えられる。

「司法」サイトでは、京都事件の判決において、ヘイトスピーチを人種差別撤廃条約が定める人種差別にあたると明確に示したこと（5.1.3 節参照）で、ヘイトスピーチを明確な人権侵害としたことが、他のサイトの主張に影響を与えていると考えられる。一方で、ヘイトスピーチを法的に規制するべきかどうかに関しては、裁判所はなんら主張を行っていない。

「行政」サイトにおいて、政府としては従来からのスタンスを維持、現行法制での対応が基本で、法的規制は特に主張していない。ただ、法律はないが、何らかの形でヘイトスピーチを規制すべきという主張では統一されていたと考えられ、法務省はポスターなどによる啓発活動と人権侵害の認定・勧告という施策を行っていた。地方自治体においては、大阪市などで条例の検討が行われていたことや、「ヘイトスピーチ解消法」が成立した直後にこの法律を根拠とした川崎市のヘイトスピーチを行う可能性の高い団体への公園使用の不許可判断が行わ

れたことなどから、法的規制に前向きな姿勢は見られる。しかし地方自治体によっては、一部には慎重な意見もあった。地方自治体では、何らかの形でヘイトスピーチを規制すべきという主張では統一されていたが、法的規制についての主張では統一されていなかったと考えられる。

「政党」サイトは2014年11月のNGOによる調査では、自公を含む6政党がヘイトスピーチ対策の必要性を認めていたが、法的規制に関しては「賛成」と「中立」（検討中・未確定）に二分されていた。しかしその後の経緯と国会での議論を見ると、この分裂は2015年以降次第に「賛成」へと統一されていったと考えられる。

「立法」サイトの「地方議会」では、2014年8月の国連・人種差別撤廃委員会による日本政府に対する勧告後、ヘイトスピーチの対策法の立法を要望する意見書が300もの地方議会で可決された。「国会」では、2013年5月の議論の当初から、ヘイトスピーチ対策は必要という意味統一は行われており、それを法律で行うかどうかで議論された。法制化の動きは各党で活発化していき、与党も議員立法で法案を提出、最終的な衆議院本会議では1会派以外が全て賛成して「ヘイトスピーチ解消法」を可決・成立させた。以上のことより、「立法」は最後の段階では「賛成」で統一が得られたと考えられる。

「メディア」サイトにおいて、朝日新聞も読売新聞も当初からヘイトスピーチ対策の必要性は認めており、最終的には両紙とも社説において法的規制を認めるF5の主張で「賛成」の姿勢を示している。他の新聞のスタンスを法案通過前後の社説などによって確認すると、毎日新聞と日本経済新聞が「ヘイトスピーチ解消法」にF5のフレームで賛成しているのに対して、産経新聞のみが社説（主張）ではなく通常の記事において、A4のフレーム（表現の自由を重視、現行法制で対応）で懸念を表明していた²⁴。これにより、「メディア」サイトでは、ほぼ「賛成」で統一されていたと言えるであろう。

ここまでの分析で判明したことは以下となる。1. 全てのサイトで、ヘイトスピーチを規制することについては、意思統一ができていた。2. ヘイトスピーチの法的な規制に関して、最終的に「賛成」の意思統一が図られたのは「政党」「立法」であり、「メディア」サイトでも「賛成」がマジョリティの共通認識であった。「市民」「行政」では「反対」も少なく「賛成」方向に前向きであるが他の意見もあるという状況で、「司法」サイトには特に主張はなかった。3. 「賛成」「反対」「中立」のどのフレームにおいてもヘイトスピーチを規制することが共

通認識となっており、議論はもっぱらその手段に関するものであった。これら各サイトでの分析を基に、次の節において熟議システム論の視座からの評価を行う。

5.2.3 「ヘイトスピーチ解消法」の議論の評価

一連の「ヘイトスピーチ解消法」の議論の最大の特徴は、前節の分析で判明した通り、様々な場所で主張が行われていたが、社会のほぼ全体が「ヘイトスピーチは規制すべき」という点で、強い意思統一ができていたことであろう。その理由はフレームの「問題の道徳的判断」に挙げられていたように、在特会のヘイトスピーチが「民族への侮蔑的表現」「人種差別」など「人権侵害」と見なされたことにあり、この判断は人種差別撤廃条約に照らし合わせても適正である。また、在特会のヘイトスピーチを撮影した動画が広まり、そのインパクトのある様子がミーム的に働いて、サイトを越えた意思統一のモチベーションとなったとも考えられる。この「ヘイトスピーチ規制」に関する意思統一を前提として、法的規制の賛否の議論が行われたが、そこでの主張は、人種差別撤廃条約を根拠とした法的規制の「賛成」の主張と、日本国憲法第21条の「表現の自由」を根拠にした「反対」の主張であった。この「議論の経緯」は、適切な議論を行った結果、決定を生み出す「認知的機能」を満たし、検討された主張は「要素」の1、「評価原則」の3にある、根拠があり論理的に考えられた主張と評価できる(4.1節表1参照)。

在特会のヘイトスピーチに対する国会議員の活動やメディアの報道はいずれも2013年からとなっているが、2012年に安田浩一が『ネットと愛国』を出版したことから推測できるように、在特会の活動はそれ以前に一部市民でも問題となっており、新聞による報道直前の2013年1月からヘイトスピーチに対するカウンター行動が行われていた。これら「市民」サイトの活動や言論活動が、有田芳生氏ら国会議員らの「政党」の活動に繋がると同時に、「メディア」による報道を招いたといえる²⁵。朝日新聞における「市民」サイトのフレーム出現数の多さを見ると、一般の人々の間でのヘイトスピーチ議論は百家争鳴状態で、その後も非常に盛んであったと推測される。これを背景に「政党」サイトでは2014年に超党派の人種差別撤廃施策議連や、自民党や公明党のヘイトスピーチ対策プロジェクトチームが発足した。「立法」では、2014年8月の国連・人種差別撤廃委員

会からの勧告を受け 9 月に国立市議会が法整備の意見書可決した以降、「地方議会」が相次いで「賛成」の主張を明確にした。中でも大阪市議会は、長年検討したヘイトスピーチ対処条例を 2016 年 1 月に可決させた。この直後の 2016 年 3 月より「国会」も、参議院法務委員会を中心に活動を活発化させて法案を議員立法により提出、5 月の可決に至っている。また「行政」である川崎市は可決した

「ヘイトスピーチ解消法」を受けて、ヘイトスピーチを長年行い続けてきた団体の公園の使用を禁止した。この「市民」から「政党」を経て「立法」に至り、そこで可決した法律の「行政」による執行がまた「市民」にフィードバックされるという流れは、ネブロとホワイトのコミュニケーションモデルにかなり近いものだった。

熟議の質の評価指標から考えると、「人権侵害であるヘイトスピーチを法律によって規制する」というミームの流れは非常に重要である。このミームが「政党」を経て「国会」で議論され、法律として可決されたことは、先に述べたように「認知的機能」はもちろん「民主的機能」を満たし、「要素」の 2（主張を比較検討する代表者や制度）や 3（公開とフィードバック）、4（様々な視点）、5（合意が決定的）、6（正統性）にも合致する。「評価原則」からは、先に述べた 3（根拠ある主張）だけではなく、「市民」の声が「国会」に届いたことで 2（ミームが権限を与えられた空間へ）がクリアされていることが大きい。また「国会」で可決されているということは、「評価原則」の 4（代表者の説明責任）、5（将来の変更が可能）も満たしていると考えられる（4.1 節表 1 参照）。

この議論の中でもう一つ重要なイベントは、自民党・公明党の与党による「選好の変容」である。2014 年 11 月のアンケートにおいて、自民党はヘイトスピーチ対策の必要性は認めつつも、法的規制については「表現の自由の観点から法規制についてはひじょうに難しい」として「検討中」と回答していた。公明党も対策の必要性については同様で、法的規制には「「賛成」「反対」のいずれでもない」と回答している。しかし、翌 2015 年 5 月に民主党など超党派の議員によって「人種差別撤廃施策推進法案」が国会に提出される中、公明党は 7 月に出した「ヘイトスピーチ問題対策等に関する要望書」で差別解消の基本法の策定を提言、2016 年 3 月には自民党・公明党はヘイトスピーチ解消の法制化に向けた共同のワーキングチームを設置、4 月に自民党・公明党の議員が国会に「ヘイトスピーチ解消法案」を提出して、可決に至っている。当初は「反対」もしくは「中

立」の両党が、民主党の法案提出などを経て、「賛成」へと主張を変更した。これらは「倫理的機能」や、「要素」の2の主張に耳を傾け、競合する主張との比較を行うスタンス、さらに倫理的目的からこの議論を見た場合には、「評価原則」の1（目的と文脈）にも適合する（4.1節表1参照）。

以上より、「ヘイトスピーチ解消法」の議論は、「認知的機能」「倫理的機能」「民主的機能」と6つの「要素」、5つの「評価原則」という全ての指標をクリアしており、質の高い熟議だったと評価する。

5.3 結論

「ヘイトスピーチ解消法」成立までの議論を、その歴史と新聞2紙の記事のフレーミング分析によって立体的に再現し、評価を行った。この議論には大きな特徴が3つあり、それはまず、ほとんど全ての人々が在特会のヘイトスピーチを規制すべきものと考えていたこと、この法律が「市民」での運動が発端になって制定されたこと、その過程で与党の「選考の変容」があったことであり、マンスブリッジらとベヒティガーとパーキンソンらの指標によって、非常に質の高い熟議であったと評価できた。

メディアの報道によって、ヘイトスピーチ問題が世間の耳目を集めるようになった2013年からわずか3年の2016年に、政府・自民党がそれまでの主張を変えて「ヘイトスピーチ解消法」が成立したということは、この議論の質の高さを裏打ちしていると思われる。「ヘイトスピーチ解消法」の議論は、熟議として質が高かったゆえに速やかな成立へと繋がった」のかどうかの検証を進めるために、第6章では長年議論になっているが一向に法律が通らない選択的夫婦別姓制度の議論について、第7章では短期間で決まったように思われているが、実は8年越しで可決した「LGBT理解増進法」の議論について、「ヘイトスピーチ解消法」の議論と同様に分析、評価を行う。

¹ この章の5.1節「議論の歴史」については、田中（2021）と重なる部分が多いが、5.2節以降は今回新規に書き起こしたものである。

² 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律第一条参照。

³ 理由は外務省「人種差別撤廃条約第1回・第2回定期報告（仮訳）（2000年1月）」のIV.第4条留保を参照。

- ⁴ 在留資格なく日本で就労していたフィリピン出身のカルデロン一家への、家族を分断する法務省入国管理局の決定をマスメディアが批判的に報道。これに反応した在特会 200 人が「カルデロン一家をたたき出せ」と叫ぶデモを行った。
- ⁵ 朝日新聞 2013 年 8 月 10 日付「(インタビュー) ヘイトスピーチをたたく「レイシストをしばき隊」野間易通さん」参照。
- ⁶ 朝日新聞 2013 年 3 月 16 日付「「殺せ」連呼するデモ横行 言論の自由か、規制の対象か」参照。
- ⁷ https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail4?id=83675 参照。
- ⁸ 人種差別撤廃条約第 1 条 1「この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう」。
- ⁹ 朝日新聞 2013 年 12 月 3 日付「流行語大賞、初の 4 語 じぇじぇじぇ／今でしょ！／お・も・て・な・し／倍返し」参照。
- ¹⁰ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000060749.pdf> 参照。
- ¹¹ 朝日新聞 2015 年 4 月 27 日付「ヘイトスピーチ、救済遅々 法務省、相談電話 P R するけど 【名古屋】」参照。
- ¹² 朝日新聞 2015 年 12 月 23 日付「在特会のヘイトスピーチを人権侵害と認定、勧告 法務省 【大阪】」参照。
- ¹³ 朝日新聞 2015 年 1 月 17 日付「大阪市が認定、勧告へ ヘイトスピーチ対策案 【大阪】」参照。
- ¹⁴ NGO 外国人権法連絡会「ヘイト・スピーチ対策に関する政党アンケート」
<https://gjhr.net/2014/11/>
- ¹⁵ メンバーは自民党から平沢勝栄衆議院議員、葉梨康弘衆議院議員、西田昌司参議院議員、公明党からは遠山清彦衆議院議員、國重徹衆議院議員、矢倉克夫参議院議員であった(魚住ほか 2016)。
- ¹⁶ 朝日新聞 2016 年 6 月 1 日付「ヘイト対策法が後押し 川崎市、公園使用不許可 / 神奈川県」参照。
- ¹⁷ 例えば、朝日新聞 2014 年 8 月 30 日付「ヘイトスピーチに対処勧告 国連委、日本に法規制促す」参照。
- ¹⁸ 読売新聞 2014 年 9 月 25 日付「ヘイトスピーチ 法規制を 国立市議会 首相らに意見書提出＝多摩」参照。
- ¹⁹ 例えば、読売新聞 2015 年 5 月 23 日付「ヘイトスピーチ 抑止条例案提出 大阪市」参照。
- ²⁰ 朝日新聞 2014 年 5 月 3 日付「(天声人語) 広がる「バナナの輪」」参照。
- ²¹ 朝日新聞 2016 年 4 月 27 日付「(社説) ヘイト法案 反差別の姿勢を明確に」参照。
- ²² 読売新聞 2016 年 4 月 18 日付「[社説] ヘイトスピーチ 解消に向けた機運を高めたい」参照。
- ²³ 読売新聞 2016 年 5 月 25 日付「[社説] ヘイトスピーチ 対策法を解消への足がかりに」参照。
- ²⁴ 毎日新聞 2016 年 5 月 25 日付社説「ヘイトスピーチ 新法生かし根絶しよう」、日本経済新聞 2016 年 5 月 27 日付社説「対策法踏まえ憎悪表現なくせ」、産経新聞 2016 年 5 月 24 日付「ヘイトスピーチ法成立 自民、政局優先で将来に禍根」参照。
- ²⁵ 実際、有田は(有田 2013)の冒頭において、2013 年 2 月に作家の柳美里のツイッターで初めて在特会のデモを知ったと記載している。

第 6 章 選択的夫婦別姓制度

第 5 章で検証した国会で成立した「ヘイトスピーチ解消法」とは異なり、長く決着がつかない選択的夫婦別姓制度に関する議論を、新聞 2 紙の記事の内、自社や記者もしくは識者の主張が打ち出されているものと、内閣府による世論調査を対象としたフレーミング分析とマンスブリッジらの理論から筆者は分析・評価し、この議論の熟議の質が「高くない」ことを示した（田中 2022）¹。今回は、新聞 2 紙の関連する記事全てのフレーミング分析を行い、そこに内閣府による世論調査の分析も加え、それらをマンスブリッジらの熟議システムの機能と、さらにベヒティガーとパーキンソンの熟議の質の要素と熟議の質の評価原則で評価することで、改めて選択的夫婦別姓制度に関する議論の熟議の質を検証する。

6.1 議論の歴史

選択的夫婦別姓制度は、1996 年 2 月に法制審議会が法務大臣に答申した民法改正法案要綱に盛り込まれたことで政治の俎上に載ったが、2024 年 10 月の時点では、まだこれを可能にする法律は成立していない。どのような理由から法制審議会は審議を始め、どのような検討がその後の政治で行われたのか。司法はどのような判断を下してきたのか。その経緯を概観する。

6.1.1 法制審議会での検討と答申

夫婦同氏制は明治時代から始まったものであるが、第 2 次世界大戦後の 1946 年、新憲法の理念から家制度が廃止され、それに沿った 1947 年の民法の改正では、氏は「家の氏」ではなく個人の「私姓」となった。しかし、ファミリーネームとしての最低限の規定は必要とされ²、夫婦が夫か妻かのどちらかの姓に統一する、現行の夫婦・親子同姓制度が民法第 750 条、第 790 条で定められた。しかし制定直後から、この氏と戸籍に関しては改正が不十分で、家制度の意識が残るという指摘がなされていた³。この懸念から、法制審議会民法部会小委員会は、1955 年と 1959 年の「仮決定及び留保事項」（その 1）及び（その 2）の留保事項の中に、「夫婦異姓を認めるべきか」という論点を入れていた。法的観点から夫婦別姓を求める主張は 1960 年代以降も続き、1989 年には東京弁護士会が、1990 年には名古屋弁護士会が、1992 年には大阪弁護士会が、夫婦同姓が人格権の侵害であ

ることや、「嫁」や「婿養子」といった家制度の概念が残り続ける原因になっていることを理由に、夫婦別姓を求める「選択的夫婦別氏制採用に関する意見書」⁴を発表した（山中 1997:3）。

このような状況の下、1991年1月に法制審議会民法部会は、婚姻・離婚法制改正の検討を開始した。この検討に法務省の役人として携わった小池伸行は、この検討開始はそもそも国連主導のものだったと述懐する⁵。日本政府は、1985年に国連の女子差別撤廃条約を批准、これに基づく「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を1987年に策定、1991年にこの計画を改定する際、「夫婦の氏や待婚期間の在り方等を含む婚姻及び離婚に関する法制について、男女平等の見地から見直すこと」という課題が新たに設定され、これを法務省が担当することになった。法務大臣の諮問機関である法制審議会は5年の期間をかけて民法改正要綱を作成、1996年2月に法務大臣に答申した。この5年の間に法制審議会は3回、関係各界（裁判所、弁護士会、大学及び研究者、婦人団体、消費者団体、経営者団体、労働団体など）の意見を聞いている⁶。1995年8月に公表された意見照会の結果では、裁判所108庁のうち89庁が別姓に賛成、認めないが3庁、その他が16庁、それ以外の団体では406通が賛成、認めないが18通、その他が9通となっており⁷、1995年9月に法制審議会から出された「婚姻制度等の見直し審議に関する中間報告及び報告の説明」では、「導入すべきであるとする意見が大半を占め」と評価、賛成の理由として1.女性の社会進出に伴う改姓の不利益の解消、2.多様な価値観の容認、3.氏に対する人格的利益の保護、4.実態では約98%の女性が婚姻で改姓していることによる実質的な男女不平等の発生が示された。一方消極的な理由としては、1.夫婦同氏は日本の伝統、2.別氏は家庭を破壊、3.別氏は子の氏の決定で問題になる、4.別氏希望者は少ない、5.同姓の不利益は通称使用で回避可能となっている。これらを踏まえ、法制審議会は改正案として婚姻時に夫婦別氏、同氏を選択できることが可能とし、子の氏は夫婦が婚姻の際に決めたものを称すると決定、「民法の一部を改正する法律要綱案」として答申した⁸。また、別氏制度導入に伴う別氏夫婦の戸籍の扱いについては、民事行政審議会によって1995年から3回の審議が行われ、1996年1月に答申が行われた。その内容は現行同様、夫婦とその未婚の子で一つの戸籍を編製する原則は変えず、同一戸籍は同一氏という編製基準は採用しないと、現行の「名」欄を「氏名」欄に変更して氏と名を記載するというものであった⁹。

6.1.2 国会で議論されない選択的夫婦別姓制度

1996 年 2 月に法制審議会から答申された「民法の一部を改正する法律要綱案」は、慣行に従って閣議決定の前に与党の審査を受けた。法務省は自民党の関係議員への説明を複数回行い、自民党も法務部会の開催によって検討を重ねたが、特に選択的夫婦別姓制度を巡って賛否が分かれた¹⁰。結局、法案の法務部会の了承は得られず、法務省は 3 月に閣議提出を断念した¹¹。その後は民主党をはじめとする野党が 1997 年より 2009 年まで、毎年国会に選択的夫婦別姓制度を含む民法改正法案を発議するが、ほとんど審議されないまま、全て廃案になった（内田 2010： 64-65）。2009 年に誕生した民主党政権では、当初千葉景子法務大臣が選択的夫婦別姓制度導入に前向きで、2010 年には法務省が民法と戸籍法の改正法案を作成したが、これも連立を組む国民新党の亀井静香党首の反対で閣議決定に至らなかった¹²。再び自民党政権となった 2012 年以降も野党の民法改正法案発議はあったが、いずれも廃案となっている。一方政府・自民党は旧姓の通称としての使用拡大に力を入れ始め、2016 年 5 月、首相官邸すべての女性が輝く社会づくり本部の「女性活躍加速のための重点方針 2016」に「旧姓の通称としての使用の拡大」を明記、以後住民票、マイナンバーカード、パスポート、運転免許証等の旧姓併記が順次可能になっていった¹³。2020 年後半より再び自民党内での選択的夫婦別姓制度の議論が活発化、2021 年 3 月に別姓制度導入賛成派の「選択的夫婦別氏制度を早期に実現する議員連盟」が、4 月には反対派の旧姓の通称使用の拡大を目指す議員連盟が発足している¹⁴が、検討は進行していない。

6.1.3 司法での判断

夫婦の姓に関しては様々な訴訟が起こされてきたが¹⁵、その中でも重要なのは、ともに最高裁判所大法廷で判決が下された第一次夫婦別姓訴訟（2015 年判決）と第二次夫婦別姓訴訟（2021 年判決）であろう¹⁶。民法 750 条が憲法 14 条 1 項、24 条¹⁷に違反するなどと訴えた訴訟だが、2015 年最高裁は、民法 750 条はいずれの憲法の条項にも違反しないとし、2021 年の判決でもこの判断を全面的に支持した。特に憲法 24 条に関する検討において、まず 1 項は婚姻の相手や時期は当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるという趣旨であり、民法 750 条はこの趣旨に沿わない制約を課すものではないとした。2 項に関しては「当該規定が個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠き、国会の立法裁量の範

囲を超えるものとみざるを得ないような場合に当たるか否かという観点から判断すべき」（2015 年判決文）として、氏の統一による家族という一つの集団の一員であることを対外的に示す機能は合理的であり、同氏制には男女の不平等はなく、改姓による不利益は通称使用で緩和されることを理由に、個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠く制度とは認められず、民法 750 条は憲法 24 条に違反しないとした。

また、2015 年判決でも 2021 年判決でも、選択的夫婦別氏制が合理的ではないとするものではなく、「夫婦の氏についてどのような制度を採るのが立法政策として相当かという問題と、夫婦同氏制を定める現行法の規定が憲法 24 条に違反して無効であるか否かという憲法適合性の審査の問題とは、次元を異にするものである。本件処分の時点において本件各規定が憲法 24 条に違反して無効であるといえないことは上記のとおりであって、この種の制度の在り方は、平成 27 年大法廷判決の指摘するとおり、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないというべきである」（2021 年判決文）として、国会での議論を要請している。法制審議会の答申から第二次夫婦別姓訴訟の最高裁判決までの主要な経緯は、表 1 の通りである。

表 10 選択的夫婦別姓制度導入議論に関する経緯

年月	項目
1996年2月	法制審議会、民法改正法案要綱を答申
1997年3月	民主党が民法改正の議員立法案を衆議院議長に提出
2009年9月	民主党政権発足、千葉法務大臣、民法改正に意欲
2010年6月	亀井金融担当大臣の反対で民法改正閣議決定できず、国会閉会
2012年12月	自民党第2次安倍政権発足
2015年12月	第一次夫婦別姓訴訟、最高裁判決
2016年5月	自民党、旧姓の通称としての使用拡大を開始
2021年3月	「選択的夫婦別氏制度を早期に実現する議員連盟」発足
2021年4月	旧姓の通称使用の拡大を目指す議員連盟が発足
2021年6月	第二次夫婦別姓訴訟、最高裁判決

※筆者作成

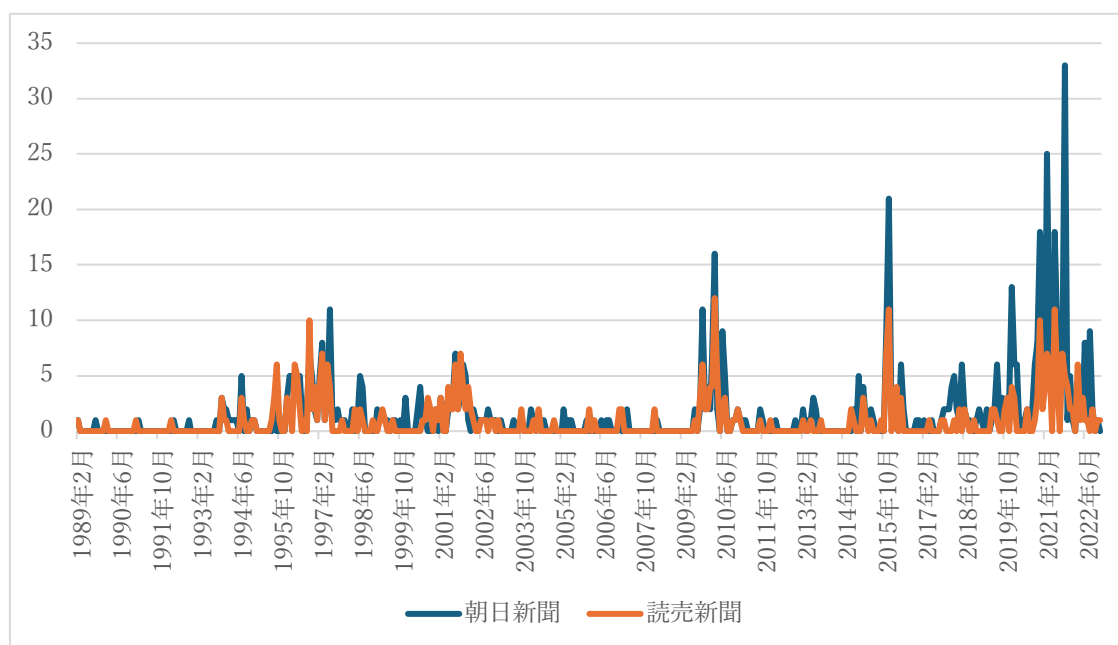
6.2 議論の分析と評価

第5章での「ヘイトスピーチ解消法」と同様に、選択的夫婦別姓制度の新聞上での議論と内閣府による世論調査について、フレーミング分析と各サイトでの分析を行う。さらにその分析をマンスブリッジらの「機能」、ベヒティガーとパーキンソンの「要素」「評価原則」で評価し、選択的夫婦別姓制度の議論の熟議の質がどうであったのかを示す。

6.2.1 フレーミング分析

「選択的夫婦別姓」「選択的夫婦別氏」をキーワードに朝日新聞、読売新聞を検索したところ、朝日新聞では1989年2月7日の記事が、読売新聞では1989年2月21日の記事が最も古かった。そこから2022年12月末までの記事を検索し、その中からキーワードは含んでいるが内容的にはこの議論に関連していない記事を削除したところ、朝日新聞で641本、読売新聞で369本の記事を抽出することができた。月ごとに集計した記事の本数の推移の図1に示す。

図 3 選択的夫婦別姓に関する記事本数



※筆者作成

記事本数の最初の山は 1996 年にあるが、これは 2 月に法制審議会が選択的夫婦別姓制度を含む民法改正法案要綱を答申、その後自民党内で協議が行われたことと、10 月の衆議院議員選挙を踏まえ、自民党、社会党、新党さきがけの連立政権内の政策協議で選択的夫婦別姓制度導入についても話し合われたが、結局棚上げになったことによる。2001 年 8 月付近の山は、選択的夫婦別姓制度について尋ねる内閣府の世論調査の 3 回目結果が 8 月に公表され、この時の森山眞弓法務大臣が法制化に意欲を見せたことによる。2009 年 6 月からの山は、民主党政権の誕生で選択的夫婦別姓制度の実現への期待が高まったことによるもの、2015 年 12 月の山は第一次夫婦別姓訴訟の最高裁判決が出たことによる。また 2020 年後半から選択的夫婦別姓制度に関する議論が活発になったことに呼応して、2021 年 6 月の第二次夫婦別姓訴訟の最高裁判決、選択的夫婦別姓制度が争点となった 2021 年 10 月の衆議院議員選挙までにも、記事の本数に大きな山が形成されている。各山の傾向に関して、朝日新聞と読売新聞で大きな差は見られない。なお、選択的夫婦別姓制度の具体的な法案に関しての審議は国会では行われていないため、国会の議事録の検索は行わなかった。

新聞両紙の記事に関して、エントマンのフレーミング分析を応用した内容分析を行ったところ、選択的夫婦別姓制度に「賛成」と「反対」の主張は以下の 29 のフレームとなった（表 2）。それぞれのフレームには便宜上、選択的夫婦別姓制度への賛成には「F」と数字、反対には「A」と数字からなる記号を振り分けた。

表 11 新聞記事から得られた「賛成」と「反対」のフレーム

記号	選択的夫婦別姓制度に賛成・反対	フレーミング分析			
		問題の定義	問題の原因	問題の道徳的判断	問題の解決策
F1	賛成	多様な選択肢の必要性	夫婦同姓	社会の多様性の欠如	夫婦別姓制度
F2	賛成	海外での別姓婚姻が認められない	夫婦同姓	法的には有効なのに届が無効	夫婦別姓制度
F3	賛成	家制度が氏に残る	夫婦同姓	封建的制度	夫婦別姓制度
F4	賛成	改姓で仕事上の問題発生	夫婦同姓	個人に社会的不利益の発生・女性の社会進出阻害	夫婦別姓制度
F5	賛成	実質的な男女不平等	夫婦同姓	男女不平等な制度	夫婦別姓制度
F6	賛成	事実婚・離再婚の強要	夫婦同姓	個人に法律上の不利益の発生	夫婦別姓制度
F7	賛成	改姓を嫌い事実婚により少子化	夫婦同姓	少子化は社会的にマイナス	夫婦別姓制度
F8	賛成	改姓が結婚の障害	夫婦同姓	結婚数の減少は少子化に。社会的にマイナス	夫婦別姓制度
F9	賛成	改姓で公的手続きが求められる	夫婦同姓	個人が煩雑に	夫婦別姓制度
F10	賛成	改姓側の姓の消滅	夫婦同姓	社会の伝統の崩壊	夫婦別姓制度
F11	賛成	改姓強要は自由権・人格権の侵害	夫婦同姓	個人の人權侵害	夫婦別姓制度
F12	賛成	姓を失う喪失感・嫌悪感	夫婦同姓	個人に負の感情が生まれる	夫婦別姓制度
F13	賛成	夫婦別姓制度反対	反対の動き	家族の一体感は阻害されず、社会的影響はない	夫婦別姓制度
F14	賛成	旧姓使用の拡大	政府方針	小手先の対応、個人の手続きの煩雑さ・海外での効果不安	夫婦別姓制度
F15	賛成	別姓家裁許可案	自民党案	差別的な制度	夫婦別姓制度
F16	賛成	伝統が新しい価値に変わる懸念	伝統的価値観	新しい価値と伝統的価値が法的基盤上対等になるべき	夫婦別姓制度
F17	賛成	子供の姓の統一	夫婦別姓の検討・提案	子供の姓を統一したくない	異なる夫婦別姓制度
A1	反対	夫婦別姓制度導入	夫婦別姓の検討・提案	別姓だと社会的な関係性が見えなくなる	夫婦別姓制度導入阻止
A2	反対	夫婦別姓制度導入	夫婦別姓の検討・提案	認めていない人が多い	夫婦別姓制度導入阻止
A3	反対	夫婦別姓制度導入	夫婦別姓の検討・提案	家族の名前の使用は社会的ルール	夫婦別姓制度導入阻止
A4	反対	夫婦別姓制度導入	夫婦別姓の検討・提案	どこか寂しい	夫婦別姓制度導入阻止
A5	反対	夫婦別姓制度導入	夫婦別姓の検討・提案	安易な結婚と離婚の増加	夫婦別姓制度導入阻止
A6	反対	夫婦別姓制度導入	夫婦別姓の検討・提案	不倫奨励制度	夫婦別姓制度導入阻止
A7	反対	夫婦別姓制度導入	夫婦別姓の検討・提案	男女不平等是正は不必要	夫婦別姓制度導入阻止
A8	反対	夫婦別姓制度導入	夫婦別姓の検討・提案	家族の一体感の阻害、家族の解体、社会的悪影響	夫婦別姓制度導入阻止
A9	反対	夫婦別姓制度導入	夫婦別姓の検討・提案	伝統文化の崩壊を招く	夫婦別姓制度導入阻止
A10	反対	夫婦別姓制度導入	夫婦別姓の検討・提案	子供に不利益が生じる	夫婦別姓制度導入阻止
A11	反対	夫婦別姓制度導入	夫婦別姓の検討・提案	親子別姓に違和感	夫婦別姓制度導入阻止
A12	反対	夫婦別姓制度導入	夫婦別姓の検討・提案	姓がファミリーネームから個人名へ変化。同姓選択者にも影響	夫婦別姓制度導入阻止

※筆者作成

また、法律制定に「賛成」でも「反対」でもない「中立」の主張は6つのフレーム（表3）となり、こちらにも「N」と数字からなる記号を振った。

表 12 新聞記事から得られた「中立」のフレーム

記号	選択的夫婦別姓制度に賛成・反対	フレーミング分析			
		問題の定義	問題の原因	問題の道徳的判断	問題の解決策
N1	中立	氏は重要	夫婦同姓	個人は氏姓を背負っている	結合姓の導入
N2	中立	議論の噛み合わないさ	賛否の主張	お互いの主張が見えづらい	公開の場での可視化
N3	中立	別姓反対決議	夫婦別姓制度反対	夫婦一体ではない人は社会秩序を乱す存在と断罪	決議の解消
N4	中立	職業生活と祖先の祭祀	夫婦同姓	不利益と祭祀者の断絶	別姓家裁許可案
N5	中立	改姓で仕事上の問題発生	夫婦同姓	個人に社会的不利益の発生・女性の社会進出阻害	旧姓使用の拡大
N6	中立	実質的な男女不平等	夫婦同姓	男女不平等な制度	女性改姓を98%→50%にする意識

※筆者作成

「賛成」のフレームについて、「問題の原因」の多くは「夫婦同姓」という現行の法律制度になっているが、それによって発生している「問題の定義」は多岐にわたっており、またその「問題の道徳的判断」も影響範囲が個人から社会まで様々なレベルに及んでいる。一方、「反対」のフレームの「問題の定義」と「問題の原因」は、「夫婦別姓制度導入」と「夫婦別姓の検討・提案」に統一されている。「中立」の主張の中でN5とN6は、「賛成」のF4とF5と「問題の定義」

と「問題の原因」が共通であるが、「問題の解決策」が異なるというものである。

新聞 2 紙について、選択的夫婦別姓制度について明確な主張を行っている記事が「賛成」「反対」「中立」のどのフレームに当てはまるかをカウントし、その出現数をまとめたものが表 4 になる。

表 13 新聞 2 紙のフレームの出現数

朝日新聞	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	F10	F11	F12	F13	F14	F15	F16	F17	F計	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	A10	A11	A12	A計	N計
	31	1	19	87	58	11	0	6	0	10	32	26	11	12	1	1	1	307	2	2	5	1	2	1	1	31	3	6	1	3	58	14
読売新聞	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	F10	F11	F12	F13	F14	F15	F16	F17	F計	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	A10	A11	A12	A計	N計
	8	0	5	32	17	4	1	3	1	5	12	1	0	7	0	0	0	97	1	3	0	0	2	0	0	24	1	4	2	0	36	9

※筆者作成

両紙を通して、「賛成」のフレームで頻出しているのは F4、F5、F11 となる。F4 は特に女性の社会進出の増加を背景として、改姓による社会的不利益を主張、さらにその不利益によって女性の社会進出が阻まれることもあり、それらを解決するために選択的夫婦別姓制度が必要という主張である。F5 は 1995 年 9 月に法制審議会から出された中間報告で示されていたように、実際に婚姻で改姓するのは約 98% が女性であり、いかに民法上は男女平等でも実質的には男女不平等な制度であって、これを選択的夫婦別姓制度では是正すべきというものである。F11 は個人の姓の人格権、姓の選択の自由権など現行法制の夫婦同姓強要が人権侵害にあたるために、夫婦別姓制度導入が必要とするものである。F4 は個人と社会、F5 は社会、F11 は個人に対する障害を、選択的夫婦別姓制度によって解消するという主張になっている。「反対」の主張では A8 の出現が多い。これは夫婦別姓制度によって家族の一体感が阻害され、家族制度の解体など社会的な悪影響を引き起こすという主張である。「中立」の主張の中では、N5 の出現が朝日新聞で 11、読売新聞で 7 と圧倒的に多い。これは F4 同様、改姓による社会的不利益を「問題の定義」とするが、「問題の解決策」として旧姓使用の拡大を主張するものであり、2016 年以降、政府・自民党が力を入れてきた政策に合致するものである。「賛成」フレームの「夫婦別姓では家族の一体感は阻害されない」とする F13 は A8 の、旧姓使用の拡大には問題があるとする F14 は N5 に対する反論の主張となっている。朝日新聞では「賛成」のフレーム出現数は 307、「反対」のフレーム出現数は 58、読売新聞では「賛成」のフレーム出現数は 97、

「反対」のフレーム出現数は36となり、いずれも「賛成」のフレームの掲載数の方が、「反対」の掲載数よりも多い。

新聞2紙におけるサイト別のフレーム出現数は以下の表5になる。

表 14 新聞2紙のサイト別フレーム出現数

朝日新聞		F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	F10	F11	F12	F13	F14	F15	F16	F17	F計	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	A10	A11	A12	A計	N
メディア		1		2	15	11	1		1			5	4		4				44													0	1
市民		16		14	44	33	4		1		5	23	20	9	5	1	1	1	177	1	1	2	1	1		1	7	1	1		1	17	4
政党		6		1	12	5	3				3			1	1				32		1	2			1		11	1		1	2	19	8
立法	国会	2			4	3		2				3		1					15			1				2						3	
	地方議会	3		2	6	2	3	1		1	1	2		2					23	1				1			10	1	5			18	
司法			1		2	1													4													0	
行政		3			3	2		1		1									10							1						1	1
その他(国連など)					1	1													2													0	
		31	1	19	87	58	11	0	6	0	10	32	26	11	12	1	1	1	307	2	2	5	1	2	1	1	31	3	6	1	3	58	14
読売新聞		F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	F10	F11	F12	F13	F14	F15	F16	F17	F計	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	A10	A11	A12	A計	N
メディア		2		1	3	2													8													0	1
市民		5		3	21	11	3	2	1	5	8	1		7					67					2			9		1	2		14	1
政党		1			2	1		1											5	1	3						10	1	1			16	5
立法	国会																		0													0	1
	地方議会			1	2	1		1				2							7							5		2				7	
司法					2							2							4													0	
行政					2	2	1												5													0	1
その他(国連など)																			0													0	
		8	0	5	32	17	4	1	3	1	5	12	1	0	7	0	0	0	96	1	3	0	0	2	0	0	24	1	4	2	0	37	9

※筆者作成

両紙ともに特徴的なのは、「市民」サイトでのフレーム出現数が多いことであり、その中で「賛成」のフレーム数が「反対」のフレーム数をかなり上回っている。次に出現数が多いサイトは「政党」と「立法」内の「地方議会」であるが、「賛成」と「反対」のフレームの出現数がかなり近くなっており、読売新聞の場合、「政党」サイトでは「反対」の出現数の方が「賛成」をかなり多く上回っている。「地方議会」に関して、特に「反対」の主張が増加したのは、民主党政権となり選択的夫婦別姓制度の実現が現実的となる中、地方議会が相次いで夫婦別姓制度に反対する意見書を可決したためである¹⁸。

「メディア」サイトは2紙とも「反対」フレームが出現していない。朝日新聞は当初から一貫して社説¹⁹などで「賛成」の主張をしている。読売新聞は当初は社説で「賛成」の主張を行っていた²⁰が、第一次夫婦別姓裁判の最高裁判決時の社説では、旧姓使用の拡大を主張した²¹。しかしその後の政治面のコラムで「夫婦別姓 柔軟な判断を」²²と主張、「反対」の主張もないことから、総じて考慮すると「賛成」寄りのスタンスだと推測される。

サイト別の主張の分析を行う前に、ここで選択的夫婦別姓制度に関するフレームの状況を改めて俯瞰しておく(表2、3参照)。「賛成」フレームでは「問題の原因」は「夫婦同姓」であり、個人から社会まで影響する様々な問題が挙げら

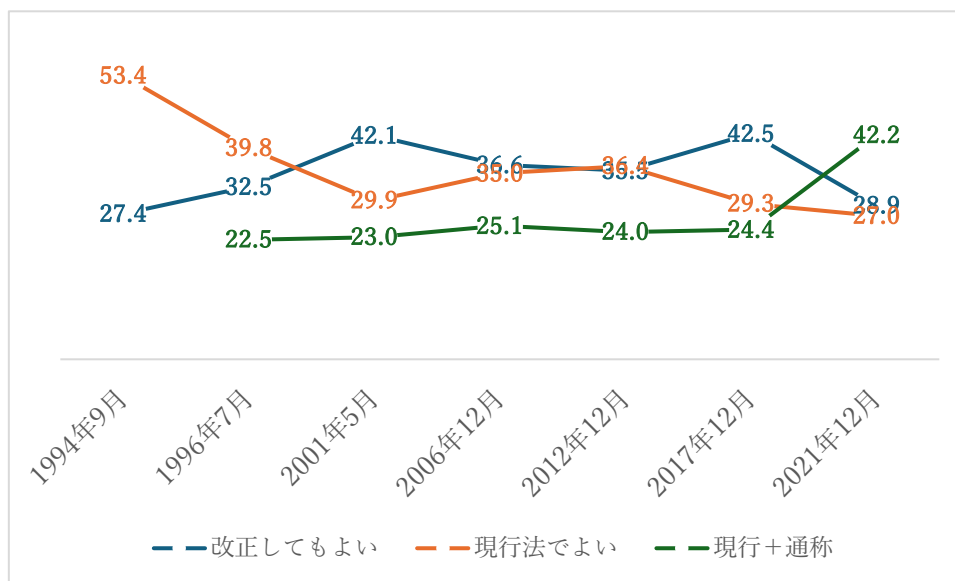
れている。現行の民法による夫婦同姓制度によって様々な問題が発生しているが、「賛成」の主張ではそれらに対して選択的夫婦別姓制度を解決策とする一方、「反対」の主張では選択的夫婦別姓制度によって引き起こされる弊害の提示のみが行われており、議論が噛み合っていない。特に「反対」の出現の半数以上を占める主要な主張である A8 は、夫婦別姓が家族の一体感を阻害するとするが、これは根拠を提示できるような主張ではない。この A8 への反論である F13 も、自らの体験や知見を基に「一体感は阻害されない」と主張するしかなく、いずれも根拠の薄い議論となっている。また、「賛成」フレームの最頻出は、個人の改姓の不利益を訴える F4 である。F4 の個人の不利益を理由にした夫婦別姓導入の主張に対して、A8 は社会的な悪影響を理由に反対するという主張であり、この対立には「個人 vs 社会」の構図もみてとれる。

6.2.2 内閣府による世論調査

内閣府はこれまで選択的夫婦別姓制度に関して、調査員による個別面接聴取法によって 6 回、郵送法によって 1 回、世論調査を行っている²³。今回の分析ではこの世論調査を、「市民」サイトによる意思の表明と見做して使用する²⁴。世論調査を民意とすることには、その正確性に疑問があり、またそもそも世論調査を基に素の民意があるように語ることは欺瞞だという批判がある（吉田編 2018:17-20）。しかし、この内閣府の世論調査の最初の 6 回では、23 年間にわたってほぼ同様の質問を繰り返してきたこと、電話による調査ではなく個別の直接面接の聞き取りを行っていることから、正確性はかなり担保されていると考えた。また、質問も単に選択的夫婦別姓制度に賛成か反対かを問うのではなく、選択肢や関連質問に工夫が凝らされ、回答者の理解を促進するようになっていることから、それぞれの調査対象者の性向をかなり正確に把握していると思われる。これらの点から、他のメディアが行った電話やインターネットによる世論調査と異なり、この内閣府の世論調査が「市民」サイトの意思表示を示しているとしても良いと判断した。ただし、1994 年～2017 年までの調査は調査員による個別面接聴取法で実施されたのに対し、2021 年 12 月の調査は新型コロナウイルス感染症の流行を鑑みて郵送法で行われており、調査方法が異なる。そのため、内閣府の HP にも「単純比較は行わない」との注釈が書かれている。本論文でも 2021 年 12 月の調査については、参考のために数字を記載したのみで、分析には使用しなかった。

まず、選択的夫婦別姓制度について、これを認めるための法改正をしてもよい
か、現行法のまま夫婦同姓制度でよいか、夫婦同姓が基本だが旧姓を通称として
使用できるよう法律を改正してもよいかという3つの選択肢の質問に対する回答
は、図2のようになった²⁵。

図4 選択的夫婦別姓制度への法改正について

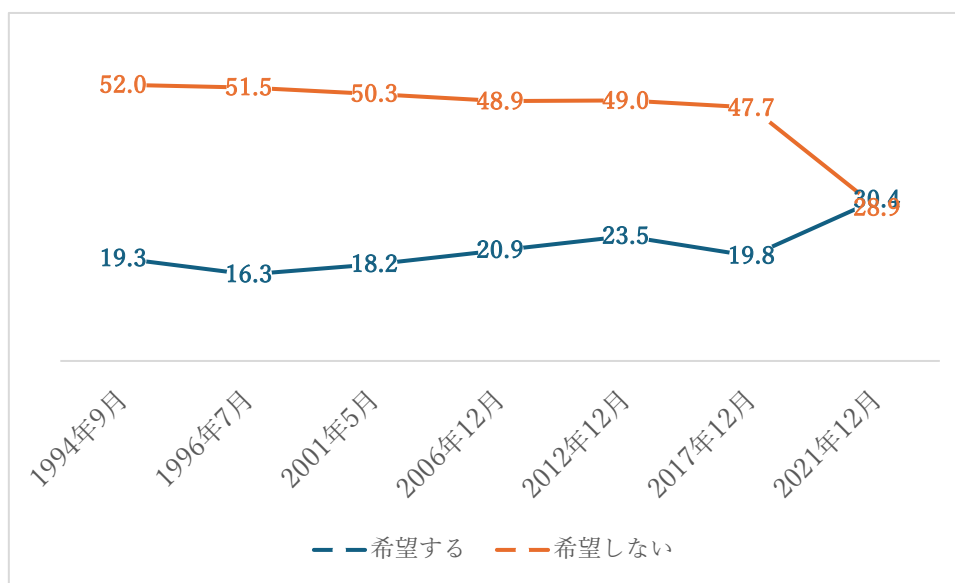


※著者作成 ※2021年12月は参考値

調査年度により多少の数字の変動があるが、1994年と2021年調査を除けば、
別姓制度賛成は32～43%、別姓制度反対が29～40%、現行+通称が22～25%の
幅で収まって推移しており、この20年余りで極端な意見の変容は見せていな
い。また、夫婦同姓を基本とする別姓制度反対と現行+通称のパーセンテージを
足し合わせた数字は、別姓制度賛成のそれを常に上回り、50%を超えている。市
民の過半数以上が、ここ四半世紀、夫婦同姓を基本とすることに賛成していると
いう解釈も可能である。

次に、別姓制度賛成と回答した人に、別姓を希望するかを尋ねた結果が図3で
ある。

図5 別姓希望

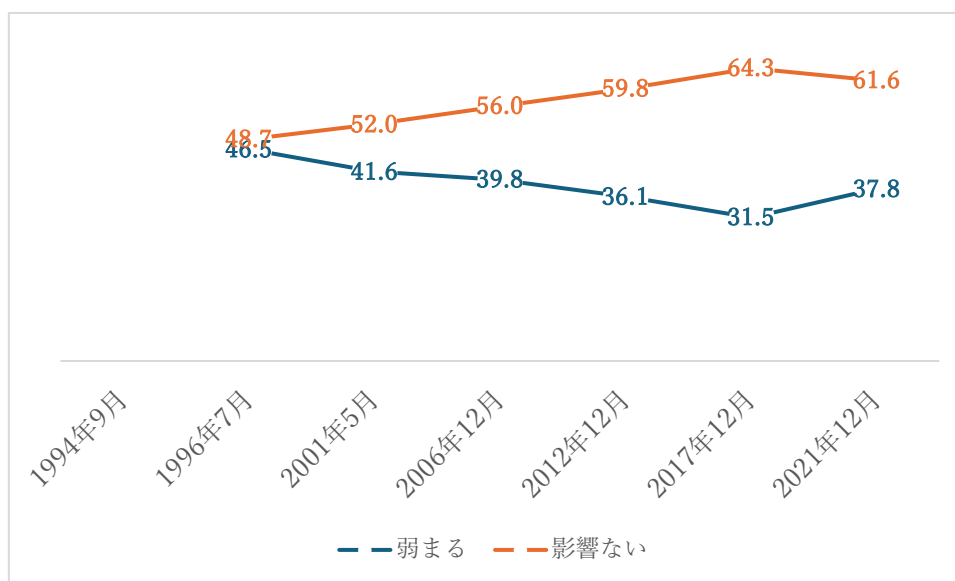


※著者作成 ※2021年12月は参考値

参考の2021年の調査を除くと、希望すると答えた人は16～24%の枠内で上下しており、特に別姓希望者が増加している傾向も見られない。実際、別姓希望者は国民の何%いるのか。最新の2017年12月の調査結果から推測すると、別姓制度賛成が42.5%、その中の19.8%が別姓希望であり、掛け合わせた8.4%が国民全体からみた別姓希望者となる。希望者は1割にも満たず、明らかにマイノリティである。

調査で人々の意向の変化が顕著なのは、家族の一体感に関する質問である（図4）。²⁶

図6 別姓で家族の一体感はどうなるか



※著者作成 ※2021年12月は参考値

夫婦・親子で姓が異なる場合に家族の一体感に影響が出てくるかと思うかという問いに対して、2021年を除けば調査ごとに影響ないと答える人が増え、その反面、弱まると答える人が減少している。この世論調査の他の項目とは異なり、極めて顕著な方向性を示していると言える。

6.2.3 各サイトの主張の分析

議論の歴史とフレーミング分析、内閣府による世論調査から、選択的夫婦別姓制度に関する各サイトの主張をまとめる。「市民」サイトは6回の内閣府による世論調査から、「賛成」「反対」いずれの立場でも主張が統一されていたとはいえない。しかし議論の歴史で示した民間団体に対する法制審議会の意見照会では、「それ以外の団体では406通が賛成、認めないが18通、その他が9通」と賛成が圧倒的に多い。つまり、「市民」サイトの中で、強く賛成する一部と主張の統一を得ることができない大部分との、大きな意見の分断が起こっていたことが推測される。新聞2紙のフレーミング分析では、両紙ともに「賛成」のフレームの方が「反対」のフレームよりもかなり多く出現しているが、この出現数だけでは「市民」サイトが「賛成」の主張が強いとはいえず、やはり意思統一は行われてないと考えべきである。

「司法」サイトは法制審議会の意見照会に対して、「裁判所 108 庁のうち 89 庁が別姓に賛成」と回答しており、選択的夫婦別姓制度で「賛成」の主張で統一されていたと考えられる。裁判所としての判断で重要なのは、2015 年 12 月の第一次夫婦別姓訴訟の最高裁大法廷判決、2021 年 6 月の第二次夫婦別姓訴訟の最高裁大法廷判決であり、ともに民法 750 条が憲法に違反しないとし、同時に選択的夫婦別姓制度を否定するものではない、制度の在り方は国会で議論して決めるべきとしていて、これらは「賛成」「反対」いずれの主張も形成していない。

「行政」サイトの法制審議会は、戦後の民法改正後も常に持ち続けていた家制度の継承という現行民法の課題を、婚姻における男女平等施策の実施をきっかけに払拭すべく、選択的夫婦別姓制度を法制審議会の審議対象とした。1995 年 9 月の中間報告を見ても、審議会の制度導入案は関係各界への意見照会で圧倒的な賛成を得ており、これを「導入すべきであるとする意見が大半を占め」と評価した法制審議会は、「市民」「司法」の両サイトで主張の統一が形成されていると考えて、選択的夫婦別姓制度を導入するという 1996 年 2 月の答申を行ったと思われる。その後民主党政権時の 2010 年に選択的夫婦別姓制度の法案を再度作成するなど、法務省は「賛成」の主張を維持していると考えられる。

「政党」サイトでは、「行政」サイトである法制審議会の 1996 年の答申以降、選択的夫婦別姓制度に関して議論が続いているが、主張の統一は得られていない。自民政権であれ民主党政権であれ、与党内での統一が図られないために閣議決定できず、法案が提出されないことから、別姓制度の議論は「国会」ではほとんど行われていない。ただ一つ着目すべきことは、2016 年に安倍政権が打ち出した「旧姓の通称としての使用の拡大」方針に関して、自民党内で強い反対が出なかったことである。このことは F4 と N5 のフレームが共有する、特に女性にとって深刻な夫婦同姓による改姓の社会的不利益という問題とその解決の意志を、自民党内の「賛成」「反対」派が共有したと解釈する。

「立法」サイトの「国会」では、前述の通り議論がほとんど行われていない。「地方議会」では選択的夫婦別姓制度に対する「賛成」「反対」両方の主張の決議が行われており、統一が図られているとはいえない。

「メディア」サイトは「賛成」の主張でほぼ統一されている。朝日新聞と読売新聞は当初から一貫して「賛成」を表明しており、この両紙に歩調を合わせ、メディアの大勢は別姓制度賛成だったと推測できたが、念の為に他の全国紙の最新の社説を確認した。毎日新聞と日本経済新聞は別姓制度賛成、産経新聞のみが A8、

A10 のフレームで反対の主張を行っている²⁷。ここから、メディアのほとんどは別姓制度賛成を主張していると確認できた。

ここまでの分析で判明したことは、以下ようになる。1. 現状では「賛成」の主張で統一されているサイト（「メディア」「行政」「司法」）と、賛否が分裂しているサイト（「市民」「政党」「立法」）がある。特に「政党」サイトの不統一が選択的夫婦別姓制度施行の大きな障害になっている。2. 「市民」や「政党」で主張統一が図られない理由として、議論の構造がある。問題の解決策としての夫婦別姓制度の主張に対し、別姓制度の弊害の提示のみで反対する様相は、議論の構造が非対称である。また、弊害の根拠がそもそも提示しようがないものであり、論理的な議論が成立し得ない。さらに、議論の根底には、個人重視か社会重視かの政治思想の対立も見え隠れする。3. 「市民」サイトで主張が統一されていないことは、「政党」サイトでの「反対」派の論拠の一つとなっている。

6.2.4 選択的夫婦別姓制度の議論の評価

選択的夫婦別姓制度の議論の最大の特徴として、議論が構造上非対称であることが挙げられる。「賛成」のフレームは、「問題の原因」を「夫婦同姓」とすることでほとんど統一されていて、この原因から発生する個人または社会に対する様々な課題を挙げ、「問題の解決策」は共通して「夫婦別姓制度」であると主張している。一方、「反対」のフレームは「夫婦別姓制度導入」自体を問題として、この導入による弊害を羅列している。「賛成」派が求めているのは「夫婦同姓制度」に起因する問題の解決であるが、「反対」派は「夫婦別姓制度」の弊害を述べるばかりで、「賛成」派の求める問題解決の代案の提示を行っていない。これでは議論が平行線を辿るのは必至である。

また、「賛成」のフレームの中で出現数が多い F4「個人に社会的な不利益の発生」と F5「男女不平等な制度」は、個人の経験や実際に改姓を行う側の性別の統計というしっかりとした根拠を持っている。一方、「反対」のフレームは、最頻出の A8 の「問題の道徳的な判断」が「家族の一体感の阻害」であるように、そもそも根拠の提出が不可能な主張である。内閣府の調査において、「姓が異なる場合の家族の一体感への影響」という項目があり、調査の回を重ねるごとに「影響がない」が増え、「一体感が弱まる」という人が減っているが、この調査であっても、実際に家族の一体感が阻害されるかどうかを示すものではない。この A8 に

対して、F13 では実体験から家族の一体感が阻害されないことが主張されるが、A8 が指摘しているのは社会的な「家族の一体感」の阻害であって、一家族の具体的な反証があったとしても、議論としては論点が食い違うことになる。

夫婦同姓制度に起因する「問題」を共通としつつ「解決策」を異にするのが、F4 と N5、F5 と N6 である。特に N5 は「中立」の主張の中でかなりの部分を占め、「反対」派が「夫婦別姓制度」の弊害と同時に提示する「代案」としては、ほとんど唯一のものである。F4 と N5 は、「個人の社会的不利益」「女性の社会進出阻害」を共通の問題とするが、F4 が「解決策」を「夫婦別姓制度」とするのに対し、N5 は「旧姓使用の拡大」を主張する。この N5 に対しては、F14 という「個人の手続きの煩雑さ」や「海外での効果不安」を指摘する反論が行われている。「女性の社会進出阻害」の明確な根拠を見出すことは難しいが、「個人の社会的不利益」は確実に多くの人々が体験している事実であり、これに対して「夫婦別姓制度」や「旧姓使用の拡大」を「解決策」とすることは、論理的に適合している。また、「旧姓使用の拡大」に対して、具体的な体験を基にその煩雑さを指摘したり、有効性に疑義を挟んだりすることは、根拠ある反論である。

まとめれば、本来は夫婦同姓制度の弊害を解決する方策を議論すべきであるのに、議論の大半は、夫婦同姓制度の問題点の指摘とその解決策である夫婦別姓制度という主張と、夫婦別姓制度の弊害のみを主張した反論となっており、いつまでも平行線で、意思統一に向かうことができる論理的な議論の形態を持っていない。また特に「反対」の主要なフレームで主張される A8「家族の一体感の阻害」に代表されるように、根拠のない、もしくはそもそも根拠が提示できない主張が多くなされている。その中でも、夫婦同姓による個人の社会的不利益を夫婦別姓制度で解決するのか、旧姓使用の拡大によって解決するのかの議論 (F4 か N5 か) は、唯一根拠のある論理的な主張を交わしている議論だと評価できる。しかし、全体としては A8 のように根拠がない主張が強く打ち出されており、論理的な議論も成立しておらず、「認知的機能」と「要素」の 1 (理由に基づく主張)、4 (様々な視点による熟慮)、「評価原則」の 3 (理由を含むミーム) の指標に則したものではない。また認知的目的から見て、根拠を持った論理的な議論ができていないことから、「評価原則」の 1 (目的と文脈) にも反するといえる (4.1 節表 1 参照)。

「倫理的機能」や倫理的目的から見た場合の「評価原則」の 1 (目的と文脈) の観点からも、選択的夫婦別姓の議論の非対称性は問題である。「反対」派が現行

制度である「夫婦同姓」の問題点の解決にほとんど関心を持たないのは、N5、N6以外に代案を提示するフレームが存在せず、その出現数も少ないことから明らかである。一方「賛成」派も、A8の「家族の一体感の阻害」など「反対」派が主張する夫婦別姓制度の弊害が「社会的悪影響」を考慮した主張であることに正面から向き合っておらず、その反論はF13のように個人的経験をのみを根拠にしたものに留まっている。また夫婦別姓制度の社会的影響に関してはA12のように、「選択的」であったとして姓の性質の変更によって同姓選択者にも影響が及ぶという主張があるが、これに対する「賛成」派の反論も存在しない²⁸。議論の中での相互尊重が見られないため、これを重視する「倫理的機能」や倫理的目的から見た場合の「評価原則」の1（目的と文脈）を満たしていないと考えられる（4.1節表1参照）。

ネブロとホワイトのコミュニケーションモデルから見ると、連動している「市民」「政党」「立法（特に地方議会）」の賛否が共に分裂していることは、サイト間の主張の伝達プロセスが正常に機能していると考えられる。特に「市民」サイトは、内閣府の世論調査によっても常に主張は二分されたままであり、ここでの意思統一がさらに図られないことには、「政党」での意思統一や国会でのコンセンサスの形成も難しいと思われる。分断された主張のミームがサイト間を流通していると考えられることから、平等を重視する「民主的機能」や「要素」の2（主張を比較検討する代表者や制度）は認められると考える（4.1節表1参照）。

上記で挙げなかった他の指標も検討する。国会での法案の議論が行われていないことから、「要素」の3（公開とフィードバック）、5（合意が決定的）、6（正統性）、「評価原則」の2（ミームが権限の与えられた空間へ）、4（説明責任）、5（変更可能性）の指標はクリアをしていないと考えられる（4.1節表1参照）。

以上より、選択的夫婦別姓制度の議論は「民主的機能」と「要素」の2だけをクリアしており、他の指標はクリアできていない。このことより、選択的夫婦別姓制度の議論は質の低い熟議であったと評価する。

6.3 結論

本章ではまず、戦後の民法改正直後から行われてきた選択的夫婦別姓制度に関する議論を概観し、1996年に法制審議会の答申が行われ、法務省によって民法改正案が作られて、制度導入の直前にまで達したにもかかわらず、その後も現在に

至るまで導入されることがなかった経緯を詳細に振り返った。次に、1996年から2022年に至るまでの新聞記事のフレーミング分析によって、行われてきた議論の内容を丹念に汲み取り、さらに内閣府による6回の世論調査によって、「市民」サイトの主張の肉付けを行った。これらのデータの分析により、選択的夫婦別姓制度の議論は、非対称な構造からそもそも意思統一を目指した議論が行えず、さらに主要な主張には根拠がなく、「賛成」「反対」両派とも相互尊重のスタンスが見られないという特徴が抽出された。これを熟議の質の評価指標によるこれら特徴の検討を行ったところ、民主的な形で議論のプロセスは進行しているにせよ、選択的夫婦別姓制度に関する議論の熟議の質は低いと評価した。

¹ 本章においても、「議論の歴史」部分の大半と、「フレーミング分析」の新聞記事本数の特徴部分は田中（2022）と重複しているが、その後の分析と評価に関しては、新たに書き起こしている。

² 第1回国会衆議院司法委員会議録第20号参照。

<https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/100104390X02019470813>を参照。

³ 山中永之佑は、民法起草者の我妻栄が民法改正直後から「氏」と結びついた「戸籍」の観念が「家」を尊重する思想との妥協であり、夫婦の「氏」こそ「家」がそのまま親や婚姻当事者の心理に「依然として残ることであろう」と述べておられる点は看過されてはならない」としている（山中 1997:21）。

⁴ 「夫婦別氏」と「夫婦別姓」は同じ意味であるが、法的には前者が、一般的には後者が使用される。本稿では基本「別姓」を使用、元の文書が「別氏」の場合はそのままとした。

⁵ ウェブサイト「選択的夫婦別姓・全国陳情アクション」2020年12月30日付記事「個人の尊厳のためにも早期の法改正を」平成8年法制審で幹事を務めた小池伸行氏が語る、答申の経緯と提言」。<https://chinjyo-action.com/early-law-revision-for-personal-dignity-koike-nobuyuki/>を参照。

⁶ 1992年12月、1994年7月、1995年9月の3回。

⁷ 朝日新聞1995年8月19日付「夫婦別姓に賛成が大勢 法務省、民法改正へ各界の意見照会」参照。

⁸ 答申された「民法の一部を改正する法律要綱案」の夫婦の氏に該当する部分は以下。

第三 夫婦の氏

一 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏を称するものとする。

二 夫婦が各自の婚姻前の氏を称する旨の定めをするときは、夫婦は、婚姻の際に、夫又は妻の氏を子が称する氏として定めなければならないものとする。

⁹ 朝日新聞1996年1月31日付「「姓」も戸籍に記載 別姓選んだ夫婦や子 民事行政審議会答申」参照。

¹⁰ 朝日新聞1996年2月27日付「別姓是か非か 永田町大論戦 民法改正めぐり与野党入り乱れ」参照。

¹¹ 前出注8参照

¹² 朝日新聞2009年9月30日付「夫婦別姓「来年提出 千葉法相が民法改正案に意欲」、2010年2月16日付「夫婦別姓制度導入、国民新・亀井氏が反対を表明」参照。

¹³https://www.kantei.go.jp/jp/headline/brilliant_women/pdf/20160520honbun.pdf 参照。

¹⁴ 朝日新聞 2021 年 3 月 26 日付「自民推進派、100 人超で議連 選択的夫婦別姓を議論 慎重派も来月設立へ」、2021 年 4 月 2 日付「自民別姓慎重派、総会に 88 人参加 国会議員 150 人入会希望」参照。

¹⁵ 例えば、俗に言われる「国立大学夫婦別姓通称使用事件」（東京地判平成 5 年（1993 年）11 月 19 日 判時 1486 号 21 頁 判タ 835 号 58 頁）。

¹⁶ 第一次夫婦別姓訴訟

https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=85546、第二次夫婦別姓訴訟 https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=90412 を参照。

¹⁷ 民法 750 条「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」、憲法 14 条 1 項「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」、憲法 24 条「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」

¹⁸ 例えば、朝日新聞 2010 年 3 月 19 日付「「拙速な夫婦別姓反対」意見書を可決 松山市議会が閉会 / 愛媛県」参照。

¹⁹ 朝日新聞が最初に社説で選択的夫婦別姓を取り上げた 1991 年 2 月 2 日付社説「夫婦の別姓をどう考えるか」では、「人々の意識や考え方が多様化する中で、私たちの社会の課題の 1 つは、暮らしを律する制度や仕組みの選択肢を広げ、少数者も納得できるようなものにつくりあげていくことだろう。この問題も、そうしたものの 1 つとして考えられないだろうか」と姓の選択肢の拡大を主張した。

²⁰ 読売新聞は 1994 年 7 月 13 日付社説「夫婦別姓論に子どもの視点も」で「こうした国民の価値観の変化、家族の多様化、女性の社会進出を踏まえ、柔軟で多様な選択肢を用意しておくことは、時代の流れであり、基本的に支持したい」と「賛成」を表明。

²¹ 読売新聞 2015 年 12 月 17 日付社説「[社説] 夫婦同姓合憲 司法判断と制度の是非は別だ」参照。

²² 読売新聞 2021 年 1 月 28 日付「「政なび」コラム 夫婦別姓 柔軟な判断を」参照。

²³ 1994 年 9 月「基本的法制度に関する世論調査」<https://survey.gov-online.go.jp/h06/H06-09-06-04.html>、1996 年 7 月「家族法に関する世論調査」<https://survey.gov-online.go.jp/h08/family.html>、2001 年 5 月「選択的夫婦別氏制度に関する世論調査」<https://survey.gov-online.go.jp/h13/fuufu/index.html>、2006 年 12 月「家族の法制に関する世論調査」<https://survey.gov-online.go.jp/h18/h18-kazoku/index.html>、2012 年 12 月「家族の法制に関する世論調査」<https://survey.gov-online.go.jp/h24/h24-kazoku/index.html>、2017 年 12 月「家族の法制に関する世論調査」<https://survey.gov-online.go.jp/h29/h29-kazoku/index.html>、2021 年 12 月「家族の法制に関する世論調査」<https://survey.gov-online.go.jp/r03/r03-kazoku/> 参照。

²⁴ 理由は 4.1 節を参照。

²⁵ 1994 年 9 月の調査には現行＋通称という回答の選択肢はなかった。

²⁶ 1994 年 9 月の調査にはこの質問はなかった。

²⁷ 毎日新聞 2021 年 6 月 24 日付社説「夫婦別姓再び認めず 時代に背を向けた最高裁」、日本経済新聞 2021 年 6 月 23 日付社説「夫婦別姓の議論を国会に促す最

高裁決定」、産経新聞 2021 年 6 月 24 日付主張「夫婦同姓は合憲 家族制度の原則を守った」参照。

²⁸ 仮に反論するとすれば、本章脚注の 1 にリンクを記載した第 1 回国会衆議院司法委員会議録第 20 号の奥野健一の国会での発言に「家を廃止いたしました結果、家の氏ということはなくなりますが、その氏というものは個々人の私姓、名前の私姓ということになつて、今後も、存続してまいるのでありまして、いわゆる家はなくなりましたが、西洋でもあるようにファミリー・ネームということは、やはり各國の法律等においても規定があるので、最少限度のいわゆるファミリー・ネームについて規定をおく必要がある」とあり、新しい姓が一義的に家族を示すものではなく、「個々人の私姓」として定められたことは明らかであると主張できる。

第 7 章 LGBT 理解増進法

熟議の質を評価する具体的な事例の 3 番目として、2023 年に成立したばかりの「LGBT 理解増進法」に関する議論を取り上げる。他の 2 例同様、議論の歴史を概観した後、新聞 2 紙の記事と国会における議論のフレーミング分析を行い、それをマンスブリッジらの熟議システムの機能と、ベヒティガーとパーキンソンが提示した熟議の質の要素や熟議の質の評価原則を活用して評価した。このことにより、選択的夫婦別姓制度の議論と同様の非対称の議論構造を持つにもかかわらず成立した「LGBT 理解増進法」の議論の熟議の質が、まずまずの高さであったことを示す。

7.1 議論の歴史

2023 年 6 月に可決・成立した「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（通称:LGBT 理解増進法）は、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養（かんよう）し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的」¹とした、日本において性的指向やジェンダーアイデンティティに関する問題を扱う初めての法律である。この法律の成立経緯を概観する。

7.1.1 2023 年より前の状況

性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とする、様々な日常生活の困難の解消については、2000 年代初頭から国の各省庁でも施策が実施され始めた。法務省は「人権週間強調事項」などの文書において、性的指向問題の解決や性的指向を理由とする差別の禁止を明記した。2003 年には自民党議員による議員立法で、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が国会で可決・成立した。外務省は 2003 年より外交官の同性配偶者の日本への入国と居住を実質的に異性

配偶者と同様とし、法務省は 2013 年に外国法による同性配偶者の日本への入国と居住も、異性配偶者と同様にした。内閣府が 2010 年に取りまとめた「第 3 次男女共同参画基本計画」では、その第 8 分野「高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」において、性的指向や性同一性障害を理由とする差別や偏見の解消を目指し、啓発活動や相談、調査救済活動を行う旨が明記された²。

民間においては性的マイノリティ当事者や支援者、専門家が団体を結成するなど様々な活動を展開する中、2015 年 4 月にこれらの団体を構成員とする「団体の団体」として「一般社団法人 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会（通称:LGBT 法連合会）」が創立され、2020 年に社団法人化された。この団体の目的は 2015 年 5 月に発表した「性的指向および性自認等による差別の解消、ならびに差別を受けた者の支援のための法律に対する私たちの考え方～困難を抱える LGBT の子どもなどへの一日も早い差別解消を～」(通称:LGBT 差別禁止法(市民案))の実現であった(神谷 2023:2)。

これら行政や民間の機運を受けて政治の分野では、2015 年 3 月に超党派の「LGBT に関する課題を考える議員連盟」(略称:LGBT 議連)が設立され、6 月に LGBT 法連合会と連携した活動を開始する一方、民主党は LGBT 政策検討ワーキングチームを立ち上げ、性的少数者などへの差別解消を推進する法案を検討、「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」(通称:LGBT 差別解消法案)を作成した。自民党においても 2016 年 2 月、稲田朋美政務調査会長の指示により、古屋圭司衆議院議員を委員長、橋本岳衆議院議員を事務局長とする「性的指向・性自認に関する特命委員会」が設置され、「性的指向・性自認の多様なあり方を受容する社会を目指すためのわが党の基本的な考え方」³をとりまとめ、5 月に自民党総務会の了承を得た。民主党の法案が「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等を推進」することを目的としていることに対し、自民党の「基本的な考え方」では、そもそも差別のない社会のためには、性的指向や性自認を「カムアウトできる社会ではなくカムアウトする必要のない、互いに自然に受け入れられる社会の実現を図ること」が重要であり、そのための理解増進を目的とした施策が行われることが必要であるとしている。自民党の特命委員会は「基本的な考え方」決定後に、「性的指向・性同一性(性自認)に関する Q&A」⁴を作成、6 月に公表した。この Q&A では性的指向・性同一性に悩む人々が社会に受け入れられにくく自己肯定感が持てず、様々なシーンでいじめや不利益の対象にされた結果、自殺などに繋がりやすいことを述べ、さらに企業や自治体でこれ

に対する取り組みが始まっていること、2014 年 12 月に性的指向に関する事項がオリンピック憲章に盛り込まれたことを挙げて、自民党がこの問題に取り組む理由としている。

LGBT 議連では、2015 年に民主党の LGBT 政策検討ワーキングチームがまとめた「LGBT 差別解消法案」をベースとした議論を行おうとしていたが、自民党の「性的指向・性自認に関する特命委員会」が 2016 年 5 月に「基本的な考え方」に基づく「性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案」（通称:LGBT 理解増進法案）をまとめたため⁵、議論が膠着状態に陥った⁶。そこで、民進党をはじめとする野党 4 党は、5 月 27 日に「LGBT 差別解消法案」を国会に提出したが、翌 2017 年に審議未了のため廃案となった。2018 年 12 月 5 日、国民民主党をはじめとする野党 5 党 1 会派が共同で「LGBT 差別解消法案」を国会に再提出したが、これも 2021 年に審議未了のため廃案となっている。

2016 年 5 月にまとめられた自民党の「LGBT 理解増進法案」は党内の了承が得られず、すぐに国会に提出されることはなかった。しかし、菅義偉政権となった 5 年後の 2021 年にこの法案の所管が定まり、LGBT 議連で与野党の協議が行われた⁷。4 月半ばから 5 月初旬にかけて、野党が国会に提出した「LGBT 差別解消法案」と自民党の「LGBT 理解増進法案」について、自民党は稲田朋美衆議院議員、野党は立憲民主党の西村智奈美衆議院議員を担当に擦り合わせ、論点整理が行われた結果、自民党案にいくつかの修正を加えた超党派による法案で合意、これを各党が持ち帰り、党内手続きを行うことになった（神谷 2022:189-194）。5 月 28 日の自民党総務会では、この法案に対して慎重な意見が相次ぎ、今後の取り扱いは党三役の協議に委ねられることになった結果、6 月 1 日に党三役が今国会への提出を見送ることで合意したことが明らかにされ⁸、超党派法案は国会に提出されることはなかった。

7.1.2 2023 年の法律成立までの経緯

2023 年 2 月 3 日、毎日新聞は「首相秘書官、性的少数者や同性婚巡り差別発言」という記事を報じた。その内容は、3 日夜、荒井勝喜首相秘書官がオフレコの囲み取材で性的少数者（同性愛者）に対して「隣に住んでいるのもちょっと嫌だ」、「同性婚を認めたら国を捨てる人が出てくる」と発言したというものであった。岸田文雄首相は荒井秘書官をすぐに更迭し、2 月 6 日この発言について陳謝、ま

た同時に自民党の茂木敏充幹事長は「LGBT 理解増進法案」について、「提出に向けた準備を進めていきたい」と述べた⁹。2月15日にはLGBT議連の総会が開催され、空席となっていた議連会長に自民党の岩屋毅衆議院議員を選出、岩屋議員は自民党で棚上げになっている2021年に超党派で合意した「LGBT 理解増進法案」を、「この国会で一日も早く、できるならばG7（サミット）までに成立させるべく、全力を尽くす」と述べた¹⁰。2月17日、岸田首相はLGBT法連合会など3つのLGBT関連団体の代表者らと1時間面会、荒井秘書官の発言を謝罪した。また同日、政府はLGBT理解増進担当の首相補佐官を新設、森雅子参議院議員が就任した¹¹。その後「LGBT 理解増進法案」は、「差別は許されない」という文言を安倍晋三元首相が国会答弁に使用していた「不当な差別はあってはならない」に変えるなど語句を修正しながら自民党内でとりまとめられた。しかし、5月15日にLGBT議連で示されたこの自民修正案に対しては、「文言の修正により内容が後退した。現時点では賛成できない」と、立憲民主党から明確な反対意見が出た¹²。その後自民党内で了承された「LGBT 理解増進法案」は、5月18日に国会に提出されたが、立憲民主党、共産党、社民党は2021年に作成されたLGBT議連の超党派法案をそのまま対案として提出¹³、さらに日本維新の会と国民民主党も5月26日、自民党案に加えて「すべての国民が安心して生活することができるよう留意する」という留保を新設するなど独自の修正を行った対案を提出した¹⁴。6月9日に衆議院内閣委員会で審議入りした法案だが、その前日に自民党は日本維新の会と修正協議を行い、日本維新の会・国民民主党案を大幅に取り入れた修正案で合意した。修正案を含め4法案が提出される中、修正案はその後の衆議院内閣委員会、衆議院本会議、参議院内閣委員会、参議院本会議で、自民党、公明党、日本維新の会、国民民主党の賛成を得、6月23日成立した（神谷 2023:57-64）。LGBT議連発足から法律成立までの主要な出来事を表1に示した。

表 15 LGBT 理解増進法成立までの年表

年月	項目
2015年3月	LGBT議連設立
	民主党のLGBT政策検討ワーキングチームが議論を開始
2015年4月	LGBT法連合会創立
2015年5月	LGBT法連合会「LGBT差別禁止法（市民案）」を発表
2015年12月	民主党のLGBT政策検討ワーキングチーム「LGBT差別解消法案」発表
2016年2月	自民党、性的指向・性自認に関する特命委員会を設置
2016年5月	自民党総務会「性的指向・性自認の多様なあり方を受容する社会を目指すためのわが党の基本的な考え方」を了承
	自民党の性的指向・性自認に関する特命委員会、「LGBT理解増進法案」作成
	民進党など野党4党「LGBT差別解消法案」を国会に提出
2016年6月	自民党「性的指向・性同一性（性自認）に関するQ&A」公表
2018年12月	国民民主党など5党1会派「LGBT差別解消法案」を国会に再提出
2021年5月	LGBT議連、「LGBT理解増進法案（超党派案）」で合意
2021年6月	自民党党三役が「LGBT理解増進法案」の国会提出を見送ることで合意
2023年2月	荒井首相秘書官による「差別発言」報道
	LGBT議連、総会を開催して岩屋毅衆議院議員を会長に選出
2023年5月	LGBT議連、超党派案を修正した「LGBT理解増進法案（自民党修正案）」を認めず
	自民党「LGBT理解増進法（自民党修正案）」を国会に提出
	立憲民主党ら野党3党「LGBT理解増進法案（超党派案）」を国会に提出
	日本維新の会、国民民主党「LGBT理解増進法案（維新・国民案）」を国会に提出
2023年6月	自民党、日本維新の会・国民民主党と「LGBT理解増進法案（3党修正案）」で合意。審議に入り、可決・成立

※筆者作成

7.2 議論の分析と評価

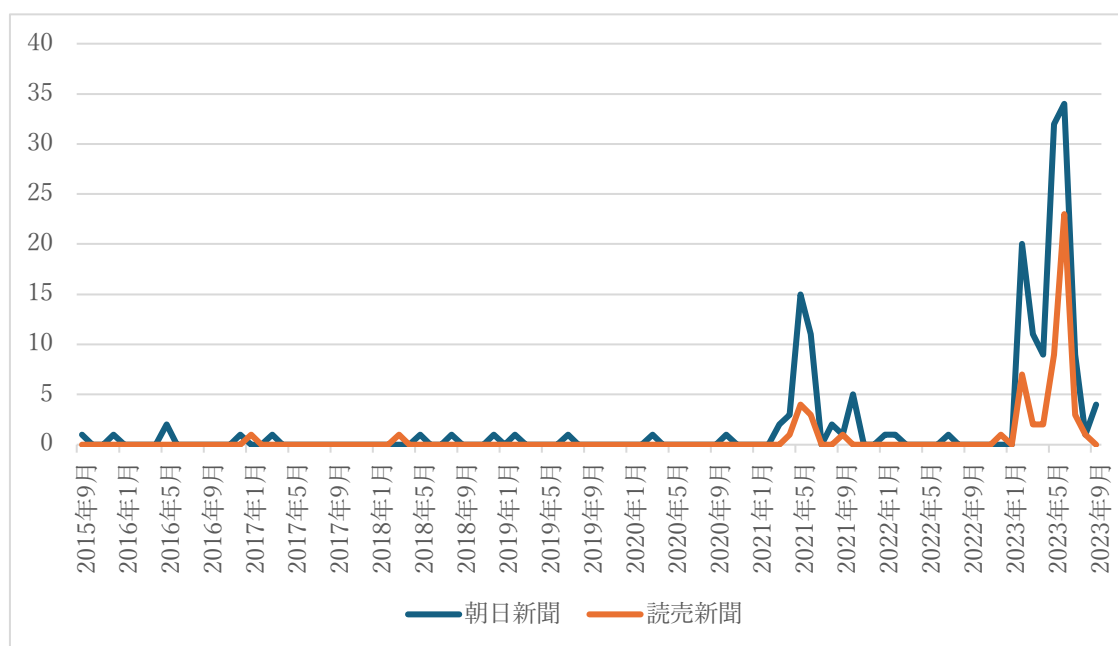
前節で歴史を概観した「LGBT 理解増進法」の議論について、新聞の報道、国会での議論のフレーミング分析と、各サイトでの主張の分析を行い、それらの熟議の質の評価を、マンスブリッジらの「機能」とベヒティガーとパーキンソンの「要素」「評価原則」を活用して行う。

7.2.1 フレーミング分析

「LGBT 理解増進法」「LGBT 法」をキーワードに朝日新聞、読売新聞の記事を検索¹⁵したところ、朝日新聞では 2015 年 9 月 3 日の記事が、読売新聞では 2017 年 1 月 13 日の記事が最古だった。そこから法律の可決から 3 ヶ月後の 2023 年 9 月

までの記事を検索し、その中からキーワードは含んでいるが内容的にはこの議論に関連していない記事を削除したところ、朝日新聞で 175 本、読売新聞で 59 本の記事を抽出することができた。月ごとに集計した記事の本数の推移の図 1 に示す。

図 7 LGBT 理解増進法（LGBT 法）に関する記事本数



※筆者作成

市民団体として LGBT 法連合会発足、LGBT 議連も立ち上がり、立憲民主党と自民党がともに党内で LGBT に関する法律の検討に入った 2015 年から 2016 年にかけての記事は少ないが、自民党の法案が LGBT 議連の俎上に載り、自民党内での議論が交わされた 2021 年 5 月～6 月にまず小さな山が、そして荒井秘書官の「差別」発言から法案が成立するまでの 2023 年 2 月～6 月に大きな山ができており、この傾向は両紙とも一致している。

次に同じく「LGBT 理解増進法」「LGBT 法」をキーワードに、国会の議事録を検索したところ 64 件が抽出され、それらの中から実質的に LGBT に関する法律の議論を行っているものを選び出すと、以下の 16 件となった（表 2）。

表 16 LGBT 理解増進法（LGBT 法）に関する国会での議論

日付	院、委員会等
2021年3月25日	第204回国会 参議院 予算委員会 第16号
2021年6月8日	第204回国会 参議院 文教科学委員会 第16号
2021年6月15日	第204回国会 衆議院 本会議 第34号
2021年10月12日	第205回国会 参議院 本会議 第3号
2022年4月25日	第208回国会 参議院 行政監視委員会国と地方の行政の役割分担に関する小委員会 第2号
2023年2月10日	第211回国会 衆議院 内閣委員会 第2号
2023年2月13日	第211回国会 衆議院 予算委員会 第10号
2023年2月20日	第211回国会 衆議院 予算委員会第一分科会 第1号
2023年3月1日	第211回国会 参議院 予算委員会 第2号
2023年3月6日	第211回国会 参議院 予算委員会 第5号
2023年3月14日	第211回国会 参議院 予算委員会 第9号
2023年4月14日	第211回国会 衆議院 法務委員会 第9号
2023年6月8日	第211回国会 参議院 財政金融委員会 第14号
2023年6月9日	第211回国会 衆議院 内閣委員会 第19号
2023年6月14日	第211回国会 参議院 議院運営委員会 第35号
2023年6月15日	第211回国会 参議院 内閣委員会 第19号

※筆者作成

新聞両紙の記事と国会での議論に対して、エントマンのフレーミング分析を応用した内容分析を行ったところ、主張は以下の15のフレームになった（表3）。検索キーワードを「LGBT理解増進法」「LGBT法」と法律に関するものにしたこともあり、「中立」の主張を行う記事は存在しなかった。

表 17 新聞記事と国会の議論から得られたフレーム

記号	LGBT法に賛成・反対	フレーミング分析				
		問題の定義	問題の原因	問題の道徳的判断	問題の解決策	
F1	賛成	「性的指向」「性自認」を理由にした差別・偏見	性的少数者に対する人々の意識と法的制度	人権侵害	LGBT差別解消法	
F2	賛成	「性的指向」「性同一性（性自認）」の多様性への無理解	性的少数者に対する人々の意識	人権侵害	LGBT理解増進法	
F3	賛成	性的指向・性自認の多様性の中で人々が安心して暮らし、活躍できる社会づくり	性的少数者に対する人々の意識	人権重視を世界にアピール	LGBT法	
F4	賛成	多様性への取り組みの日本の意思の明確化	性的少数者に対する人々の意識	人権侵害	LGBT理解増進法	
F5	賛成	多様性の欠けた社会	性的少数者に対する人々の意識	社会活性・経済発展を阻害	LGBT法	
F6	賛成	オリンピック憲章に謳われた差別禁止の尊重	性的少数者に対する人々の意識	人権侵害	LGBT法	
F7	賛成	「性的指向」「性自認」を理由にした差別・偏見	性的少数者に対する人々の意識	人権侵害	LGBT理解増進法	
A1	反対	「差別」表現ゆえの混乱・訴訟の乱発	LGBT理解増進法	社会の混乱	LGBT理解増進法反対	
A2	反対	活動家に利用される	LGBT理解増進法	左派勢力の拡大	LGBT理解増進法反対	
A3	反対	トイレ・風呂での脅威の増加	LGBT理解増進法	女性・子どもの人権侵害	LGBT理解増進法反対	
A4	反対	マジョリティの安心のために法が脅抜き	LGBT理解増進法	理解増進を阻害	LGBT理解増進法廃案	
A5	反対	同性婚承認へ繋がる	性的少数者の差別を認めること	種の法則に反する	LGBT法への「差別」表現導入反対	
A6	反対	スポーツ競技での性別の混乱	LGBT理解増進法	社会の混乱	LGBT理解増進法反対	
A7	反対	マイノリティに対して必要なのは「理解」ではない	LGBT理解増進法	人権侵害	LGBT理解増進法反対	
A8	反対	立法事実の不在	LGBT理解増進法	社会の混乱や分断	LGBT理解増進法反対	

※筆者作成

それぞれのフレームには便宜上、LGBT法賛成には「F」と数字、反対には「A」と数字からなる記号を振り分けた。まず新聞2紙に関して、明確な主張を行っている記事がどのフレームに当てはまるかをカウントし、その出現数をまとめたものが表4になる。

表 18 新聞 2 紙のフレームの出現数

朝日新聞	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F計	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A計
	19	14	1	1	1	0	0	36	4	1	2	3	0	0	1	0	11

読売新聞	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F計	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A計
	3	1	1	0	0	0	0	5	5	0	4	0	1	1	0	0	11

※筆者作成

朝日新聞における「賛成」の主張では、F1 と F2 のフレームが多く見られる。F1 は「性的指向」「性自認」¹⁶を理由とした差別や偏見が、人々の意識や差別禁止法が存在しないためにはびこっており、この人権侵害を「明確に差別を禁止した法律」で止めるべきという、LGBT 法連合の「LGBT 差別禁止法」（市民案）や、民主党の「LGBT 差別解消法案」に代表されるフレームである。F2 は多様な「性的指向」「性同一性（性自認）」への差別や偏見は、そもそも多くの人々がその多様性について無知であることから来ているという観点から、知識を普及させてカムアウトの必要のない、互いに自然に受け入れられる社会を目指すという自民党の「性的指向・性自認の多様なあり方を受容する社会を目指すためのわが党の基本的な考え方」や、これを基に作成された「LGBT 理解増進法案」に代表されるフレームである。この 2 つのフレームは 2015 年から 2023 年まで、記事の増減に合わせて数は増減するが、出現し続けている。「反対」で最も多い A1 のフレームは、2021 年 5 月に自民党案をベースに「LGBT 理解増進法案（超党派案）」をまとめた際、第一条の目的と第三条の基本理念に「性的指向及び性自認を理由とする差別は許されない」という文言が入ったことに対して、「差別」の定義が曖昧であり、この「差別は許されない」という文言を根拠にした訴訟が乱発される恐れがあるという主張である¹⁷。次に多い A4 のフレームは、2023 年 6 月 9 日の衆議院内閣委員会での審議入りの前日からの自民党と日本維新の会との折衝で合意、提出された「LGBT 理解増進法案（3 党修正案）」の中に、「LGBT 理解増進法案（維新・国民案）」より第十二条「この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする」が加わったことで、この法律が「性的マイノリティーがマジョリティーを脅かす存在」という解釈を前提とするものになったと、廃案を主張するものである¹⁸。A3 のフレームは、「体が男

性でも性自認が女性なので女湯で入浴したい」という主張の論拠となるため、LGBT理解増進法は認められないと主張するものである。この A3 の憂慮を排除するために挿入されたのが第十二条であるが、それが別の反対フレームである A4 を生み出したことになる。朝日新聞では「賛成」のフレーム出現数は 36、「反対」のフレーム出現数は 11 となり、「賛成」の主張を「反対」の 3 倍以上紙面に掲載している。読売新聞で数の多いフレームは、A1 と A3 になる。「賛成」のフレーム出現数は 5、「反対」のフレーム出現数は 11 となり、反対の主張を賛成の倍以上紙面に掲載している。

新聞 2 紙におけるサイト別のフレーム出現数は以下の表 5 になる。

表 19 新聞 2 紙のサイト別フレーム出現数

朝日新聞		F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F計	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A計
メディア		1							1				1					1
市民		14	3	1		1			19			1	2			1		4
政党		4	9		1				14	4	1	1						6
立法	国会								0									0
	地方議会								0									0
司法									0									0
行政			2						2									0
		19	14	1	1	1	0	0	36	4	1	2	3	0	0	1	0	11

読売新聞		F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F計	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A計
メディア									0	2		2						4
市民		2							2									0
政党			1	1					2	3		2		1	1			7
立法	国会								0									0
	地方議会								0									0
司法									0									0
行政		1							1									0
		3	1	1	0	0	0	0	5	5	0	4	0	1	1	0	0	11

※筆者作成

朝日新聞、読売新聞両紙とも「市民」と「政党」サイトのフレーム数が最も多く、特に朝日新聞は「市民」のフレーム数が多くなっている。また「市民」のフレームとして、両紙とも F1 が最も多くなっているのが特徴である。また、両紙とも社説でこの問題を取り上げた（「メディア」サイトに分類）のは、LGBT 法案が可決間近の 2023 年 5 月からである。朝日新聞が当初 F1 の主張を行っていた

のが¹⁹、「LGBT 理解増進法案（3 党修正案）」が出されたことにより、A4 に変わっている²⁰。読売新聞は 2023 年 5 月と 6 月に社説でこの問題を取り上げ、いずれも A1、A3 の主張を行っている²¹。

次に、国会のフレーム出現数を確認すると表 6 のようになった。

表 20 国会のフレーム出現数

国会	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F計	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A計
	8	4	0	0	1	1	2	16	0	0	2	3	0	1	0	1	7

※筆者作成

国会での議論では、基本野党からの質問に対して与党が答えるという形式のため、「LGBT 差別解消法案」をベースにした F1 の主張が多くなっている。国会のみで見られるフレーム F7 は、一般的な状況として差別や偏見を問題としながらも、具体的には自民党の「LGBT 理解増進法」の早期成立を求めるという主張である。与野党による 4 法案が審議入りした 2023 年 6 月 9 日の衆議院内閣委員会では、F1、F2、A4 の主張が、衆議院で可決した後の 6 月 15 日の参議院内閣委員会では F1、F2、A3、A4、A6 の主張が展開された。

各サイトにおける主張の分析に入る前に、ここで LGBT 法に関するフレームを改めて俯瞰しておく（表 3 参照）。「賛成」に分類されるフレームの「問題の定義」は、いずれも性的マイノリティへの差別・偏見を無くすことで通底しており、その「問題の原因」も「人々の意識」と共通している。一方「反対」は A5 フレーム以外、「LGBT 理解増進法」を「問題の原因」としており、A8 以外は「LGBT 理解増進法」ができることによって起こる弊害を「問題の定義」としている。この議論の構造は選択的夫婦別姓問題同様、一つの問題解決のための異なるアプローチ間の議論ではなく、問題解決のための一つのアプローチに対して、そのアプローチを採用した際に起こり得る弊害を列挙するという議論になっている。検討すべきはその蓋然性である。「反対」のフレームとして最頻出である A1 はこの法律の「差別」という文言をもって、訴訟が頻発する恐れがあるという主張であるが、差別禁止規定によって訴訟を起こす場合には訴えた側に立証責任があり、差別的取り扱いを証拠によって証明する必要がある。この法案には差別禁止規定がなく、基本理念に「差別」の文字があるだけでは、実務的に訴訟に使用するのは困難であった（神谷 2022:195）。次に出現の多い A3 は、「LGBT

理解増進法」の制定により、性自認が優遇され、女性を自認と称する男性の女性用の風呂やトイレの使用を阻止できなくなり、女性の脅威となるという主張であり、2023年の議論で突然出現したフレームである。しかし、そもそも「LGBT 理解増進法」は、性的指向やジェンダーアイデンティティの「多様性の知識」の理解増進を目的とするものであり、「性的少数者への理解を深める法律」ではない。また他の法律や自治体の条例を縛るものでもなく、この法律によって従来からの風呂やトイレの運用が変更になるものではなく、A3の主張には現実性が伴わない²²。その他「反対」フレームの「問題の定義」として、活動家に利用されるというものもその実証性に乏しく、スポーツ競技での性別の混乱もA3と同様の理由で、この法律が成立したからといってスポーツ競技の運営になんら影響するものではない。したがって、これらの「LGBT 理解増進法」による弊害の主張は、いずれも蓋然性が低いものと評価せざるを得ない。

7.2.2 各サイトの主張の分析

議論の歴史とフレーミング分析から、LGBT法に関する各サイトの主張をまとめる。「市民」サイトについて、LGBTに関する法律への賛成・反対を問う公的な調査は行われていないため、総体としての意志は不明である。まず、市民団体によるLGBT法を求める活発な活動は、少なくとも2015年の前から行われてきた。また、「市民」サイトについて伝える朝日新聞と読売新聞の記事に見られるフレームは、大半が「賛成」のものである。反対のフレームはA3、A4、A7であるが、A4は「LGBT 理解増進法案」に第十二条が加わったことによる反対、A7はマイノリティに必要なのは「理解」ではなく「差別禁止」であるから反対という主張で、いずれもより強い効力を持った法律を望むために、今国会に出されている法案には反対であるがLGBT法自体には賛成というスタンスとなり、結局法案に明確に反対するのは現実性の薄いA3（女性自認者のトイレ・風呂の利用）の主張のみということになる。

この法律制定に関連しての裁判等は行われていないため、「司法」サイトの主張はない。「行政」サイトでは、2000年代初頭から「性的指向」や「ジェンダーアイデンティティ」を理由とする困難さの解消について施策が具体的に実施されていることから、「性的指向」や「ジェンダーアイデンティティ」を理由とした差別や偏見が問題であるという共通認識は存在していたと考えられ、この問題

解決のための「理念法」である「LGBT 理解増進法」には、基本「賛成」で統一されていたと推測できる。新聞 2 紙の「行政」に分類されるフレームに「反対」のものがなくとも、これを裏付けする。

「政党」サイトでは、2021 年に LGBT 議連で超党派法案が誕生したように、自民党の一部と他の主要野党において「賛成」で意思統一が行われていた。分裂は自民党内での議論に見られる。2016 年、2021 年の自民党内の議論では、A1、A2、A5、A6 という「反対」の主張が理由となり党内の意見統一が図られなかった。しかし、2023 年の自民党内の議論では、2 月の荒井秘書官による「差別発言」が端緒となり、5 月の G7 広島サミットに向けて政権党として何らかの動きが必要なることが相俟って、語句の修正による「LGBT 理解増進法案」への「賛成」の意志統一を図ることに成功した。これはフレーミング分析で指摘したように、「反対」の主張がそもそも語句修正で矛先を収めるほど、蓋然性に乏しかったからであると推測される。

「立法」サイトの国会の議論では、参議院 1 議席のみを持つ参政党を除いては、全ての政党が「性的指向」や「ジェンダーアイデンティティ」を理由とする差別や偏見を問題視し、その解決を図るために立法を行うという点で意思統一が行われていた。この共通認識の上で、自民党が 2016 年に作成した「LGBT 理解増進法案」を源とする 4 つの法案に関して議論を行い、文言などに反発する立憲民主党、共産党、れいわ新選組などの反対はあったものの、最終的に「LGBT 理解増進法案（3 党修正案）」を賛成多数で可決した。経緯を考えれば、「LGBT 理解増進法」成立について、国会ではかなりの精度で意思統一が図られていたと見てよいであろう。

「メディア」サイトは統一がとれていない。朝日新聞は「賛成」フレームを 36、「反対」フレームを 11 と圧倒的に多くの「賛成」フレームを掲載、社説でも F1 と立法には賛成の A4 の主張を行っており、明らかに「賛成」のスタンスである。一方読売新聞は「賛成」フレームが 5、「反対」フレームが 11 と「反対」フレームを多く掲載しており、A1、A3 を主張する社説を 2 回掲載していることもあり、明確に「反対」の姿勢を示していた。他の新聞のスタンスも、法案通過前後の社説によって確認する。毎日新聞と日本経済新聞が「LGBT 理解増進法」に F1、F2 のフレームで賛成、文中でわざわざ A3 の主張を否定しているのに対し、産経新聞はその A3 のフレームで反対している²³。朝日新聞、毎日新聞、日本経済新聞が賛成、読売新聞、産経新聞が反対と、反自民党系と親自民党系の

新聞で明確に主張が二分されているのが「メディア」サイトの大きな特徴である。

ここまでの分析で判明したことは以下となる。1. 「LGBT 理解増進法」成立時には「市民」の一部、「行政」「政党」「立法」サイトにおいて「賛成」という共通認識があり、「メディア」サイトは賛否分裂、「司法」サイトには特に主張はなかった。2. 「反対」のフレームの多くが「LGBT 理解増進法」の弊害を指摘するものであったが、女性を自称する男性が女性専用スペース（トイレや浴室）に入る根拠になる（A3）など、いずれも蓋然性が低いものであった。3. 特に「市民」サイトの市民団体、「行政」、「政党」での「賛成」派は、「性的指向」や「ジェンダーアイデンティティ」を理由とした差別や偏見が「人権侵害」であるという確固たる共通認識を持っており、これらが「LGBT 理解増進法」の成立に向けての強い推進力となった。

7.2.3 「LGBT 理解増進法」の議論の評価

LGBT に関する法律の制定の議論の最大の特徴は、この議論が本格的に開始された 2015 年の段階で「市民」「行政」「政党」の少なくとも一部において、「性的指向」や「ジェンダーアイデンティティ」を理由とした差別や偏見が「人権侵害」であるという確固たる共通認識が存在したことであろう。この認識は、LGBT に関しては初の国連決議となる 2011 年の国連人権理事会で採択された決議²⁴を挙げるまでもなく、世界的な人権意識にも合致したものとなっており、この認識を出発点として「市民」での議論、2015 年からの野党の議論、2016 年、2021 年、2023 年の自民党での議論、2021 年、2023 年の LGBT 議連での議論、国会での議論という多くの議論を経て、「LGBT 理解増進法」は成立したと考えられる。また、「反対」の主要な主張（A1、A2、A3）は「LGBT 理解増進法」による社会的な弊害の指摘であり、この議論も選択的夫婦別姓制度の議論同様、非対称な構造を持つものであるが、「反対」の主張 A1、A2、A3 はそもそも法律の理解不足から導きだされた非論理的で蓋然性の低いもので、法案の語句の修正が行われたこともあり、議論・交渉の過程では結局重視されなかった。根拠の薄い「反対」の主張が、自民党内、超党派、国会の議論に結果的には大きな影響を与えなかったことから考えて、全体的には根拠と論理のある議論が行われてきたと考えられる。従って、「市民」「政党」「国会」を通して、根拠とある主張によ

る論理的な議論がなされてきたことから、まず「認知的機能」が認められる。

「要素」については、1（理由に基づく主張）、2（主張の比較をする代表者）、4（多様な視点）が認められる。「評価原則」については、認知的目標から見た1（強固な議論）、3（理由を持つミーム）をクリアしているといえるであろう（4.1 節表 1 参照）。

「反対」の主張において出現数の多い A1、A3 のフレームは、法案をきちんと理解していれば主張できるものではなく、これらを盛んに主張する「反対」派は、「賛成」の主張や法案に真摯に耳を傾けておらず、相互尊重がおざなりにされていたと推測される。さらに、「メディア」サイトにおいて、読売新聞と産経新聞が最後までこのような A1、A3 の主張を行っていた。これらのことは、「倫理的機能」が低かったことを意味する。「要素」の 2（傾聴する代表者）も認められない。また、倫理的目的から見た「評価原則」の 1（お互いの尊敬）も重視されていないといえるであろう。その一方、「政党」サイトにおいて超党派の議連で議論が行われたことや、自民党内の調整によって一部の議員の「選好の変容」が行われたことには「倫理的機能」が認められ²⁵、「要素」の 2（比較検討する代表者）の存在や、倫理的目的からの「評価原則」の 1（お互いの尊敬）のクリアも確認できる（4.1 節表 1 参照）。

議論のプロセスについて、最終的な議論の発端が自民党の首相秘書官の発言であったり、国会において自民党が日本維新の会、国民民主党の案を「丸呑み」したことであったりなどへの批判も行われている。しかし、「市民」から「政党」さらに「国会」へのプロセスは特定の排除もなく合法的に行われ、最終的に「LGBT 理解増進法」が成立している。ここには「民主的機能」、「要素」の 3（公開とフィードバック）、5（決定的）、6（正統性）が認められ、「評価原則」の 2（ミームが権限を与えられた空間へ）、4（説明責任）、5（変更可能性）もクリアしていると考えられる（4.1 節表 1 参照）。

以上より、「LGBT 理解増進法」の議論は、「認知的機能」「倫理的機能」「民主的機能」と 6 つの「要素」、5 つの「評価原則」のうち、「倫理的機能」と「要素」の 2、「評価原則」の 1 の部分に十分とはいえないところがあるものの、指標の多くをクリアしており、まずまず質の高い熟議だったと評価できる。

7.3 結論

「LGBT 理解増進法」に関する議論の歴史の概観と新聞 2 紙・国会の議論に対して行ったフレーミング分析をさらにサイトごとに分析し、それらに対して熟議の質の評価を行った。人権侵害を防ぐという、根拠がある確固たる共通認識をベースとした議論が「市民」から始まり、「政党」では超党派での議論も行われ、最終的に自民党内での意思統一も図られて、「国会」でのコンセンサスを得たという流れには評価できる点も多い。しかし、立法へのプロセスで排除されたとはいえ、「反対」派の法案の理解の浅さや非論理的な主張、またそれに有力メディアが追随していることは、熟議の質を低下させている。これらを鑑み、全体的な熟議の質はまずまずの高さだと評価した。

¹ 内閣府「性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進」ホームページ参照。

² LGBT 法連合会編「日本における性的指向および性自認を理由とする困難を解消する国等の施策」2018 年 8 月 27 日参照。

³ 自民党ホームページ <https://www.jimin.jp/news/policy/132172.html> 参照。

⁴ 自民党ホームページ <https://www.jimin.jp/news/policy/132489.html> 参照。

ただし現在ホームページに掲載されているのは 2019 年の改訂版である。

⁵ 朝日新聞 2016 年 5 月 18 日付「自民党が LGBT 法案まとめる」参照。

⁶ 民進党ホームページ <https://www.minshin.or.jp/article/109178> 参照。

⁷ 岡山県第四選挙区衆議院議員 橋本がくブログ 2021 年 6 月 1 日付「自民党における性的指向・性自認の多様性に関する議論の経緯と法案の内容について」
<http://ga9.cocolog-nifty.com/blog/2021/05/post-aab67c.html> 参照。

⁸ 朝日新聞 2021 年 6 月 2 日付「自民三役合意、公明代表は苦言 LGBT 法案提出見送り」参照。

⁹ 朝日新聞 2023 年 2 月 7 日付「差別発言、首相「おわび」 LGBT 法案、茂木氏「提出へ準備」」参照。

¹⁰ 朝日新聞 2023 年 2 月 16 日付「（#政財界ファイル）LGBT 議連、新会長に岩屋元防衛相を選出」参照。

¹¹ 朝日新聞 2023 年 2 月 18 日付「LGBT 当事者に謝罪 首相、秘書官発言めぐり」参照。

¹² 朝日新聞 2023 年 5 月 16 日付「自民修正案、野党反発も 超党派議員に説明 LGBT 法案」参照。

¹³ 朝日新聞 2023 年 5 月 19 日付「LGBT 修正案、体面優先 自公が議員立法を提出 自民の一部「廃案にでもなれば」」参照。

¹⁴ 朝日新聞 2023 年 5 月 26 日「「性自認」をジェンダーアイデンティティに LGBT 法案、維新・国民案 与野党 3 案出そろ」参照

¹⁵ ヘイトスピーチ解消法、選択的夫婦別姓制度に関しては、それぞれ「ヘイトスピーチ」「選択的夫婦別姓」「選択的夫婦別氏」というキーワードで検索したが、LGBT 理解増進法に関しては「LGBT 理解増進法」「LGBT 法」と「法」が入ったキーワードを使用した。その理由は単なる「LGBT」のキーワードによる同一期間の検索では、朝日新聞で 2778 件、読売新聞 2269 件の記事があり、その内容も法制化から市民活動まで多岐にわたり、分析が困難になるためである。

¹⁶ 「性自認」「性同一性」はいずれも Sexual identity の訳語であり、使用者としては同じことを指しているという意識だが、今回 LGBT 理解増進法の議論ではこの文言についても争点となった。フレームの分類表の文言に関しては、そのフレームが初出時のものに従っている。

¹⁷ 例えば、朝日新聞 2021 年 5 月 29 日付「自民内、意見統一できず LGBT 法案、今国会提出断念」参照。

¹⁸ 例えば、朝日新聞 2023 年 6 月 16 日付「LGBT 法案変質、当事者置き去り きょう成立の見通し」参照。

¹⁹ 朝日新聞 2023 年 5 月 17 日付社説「LGBT 法案 与野党で議論を尽くせ」参照。

²⁰ 朝日新聞 2023 年 6 月 14 日付社説「LGBT 法案 だれを守る法なのか」参照。

²¹ 読売新聞 2023 年 5 月 13 日付社説「LGBT 法案 拙速な議論は理解を遠ざける」、6 月 18 日付社説「LGBT 法成立 社会の混乱をどう防ぐのか」参照。

²² 岡山県第四選挙区衆議院議員 橋本がくブログ 2023 年 6 月 14 日付「LGBT 理解増進法案と地方自治体について」<http://ga9.cocolog-nifty.com/blog/cat24323293/index.html> 参照。

²³ 毎日新聞 2023 年 3 月 30 日付社説「LGBT 法案と首相 人権問題をなぜ先送りか」、日本経済新聞 2023 年 6 月 16 日付社説「LGBT 法は運用が重要だ」、産経新聞 2023 年 6 月 19 日付主張「LGBT 法成立 女性を守る新法の策定を」参照。

²⁴ 国連決議 A/HRC/RES/17/19

https://www.unic.or.jp/files/a_hrc_res_17_19.pdf 参照。

²⁵ 2.2.2 節を参照

第 8 章 国会でのコンセンサスのための条件の考察

本章では、第 5～7 章で行った 3 つの事例の分析と評価から、熟議の質と国会でのコンセンサスの関係、国会でのコンセンサスを得て法律となるための条件を検証する。この検証を行うにあたり、まずマンスブリッジらの 3 つの機能とベヒティガーとパーキンソンの熟議システムにおける熟議の質の 6 つの「要素」と 5 つの「評価原則」を、「熟議的主張内容」「熟議的主張スタンス」「民主的プロセス」の 3 つに分類できることを明らかにして、議論を進めた。その結果、熟議の質と国会でのコンセンサスの関係や、国会でのコンセンサスの条件を断定するまでの論拠を示すことはできなかったが、可能性のある条件を抽出することはできた。

8.1 事例からの条件の抽出

ここまで本論文では、「ヘイトスピーチ解消法」、選択的夫婦別姓制度、「LGBT 理解増進法」の議論に関して、歴史の概観と新聞記事のフレーミング分析などから分析を行い、マンスブリッジらの熟議の 3 機能とベヒティガーとパーキンソンの熟議システムにおける熟議の質の 6 つの「要素」、5 つの「評価原則」を基に評価を行ってきた。その結果、「ヘイトスピーチ解消法」の議論は質の高い熟議、選択的夫婦別姓制度の議論は質の低い熟議、「LGBT 理解増進法」の議論はまずまず質の高い熟議であると結論付けた。この結果だけを見れば、質の高い熟議が行われることと、国会でのコンセンサスを経て法律となることには関連性があるように思える¹。この熟議の質と国会でのコンセンサスの関係を含め、今回の分析・評価に登場した様々な事象と国会でのコンセンサスとの関係を検証して、さらに議論を深める（表 1 参照）。

表 21 事例における指標・事象の状況

	「ヘイトスピーチ解消法」	選択的夫婦別姓制度	「LGBT理解増進法」
法律として	成立	成立していない	成立
熟議的主張内容	○	△	○
熟議的主張スタンス	○	×	△
民主的プロセス	○	○	○
人権侵害の共通認識	○	×	○
選好の変容	○	×	○
非対称な議論	×	○	○
制定時の弊害の根拠	—	存在しない	薄弱な根拠
メディアの主張	統一	統一	不統一

※筆者作成 ※○は指標の達成、事象の存在、△は部分的に達成、×は指標の不達成、事象の不存在を意味する

3つの事例の分析の評価では、マンスブリッジらの熟議システムの3機能と、ベヒティガーとパーキンソンの熟議システムにおける熟議の質の6つの「要素」、5つの「評価原則」をそのまま使用した(4.1節表1参照)。その理由は、できるだけ主張者の意図通りの評価を行いたいと考えたためである。しかし、これらの機能や要素、評価原則は、熟議民主主義研究のエッセンスを集約しているため、重複している部分も多い。さらなる分析を行うにあたって、まずこれらの機能や要素、評価原則の整理を行う。マンスブリッジらの「認知的機能」は、ベヒティガーやパーキンソンの「要素」の1(経験によるナラティブや理由のある主張)や「評価原則」の3(ミームが理由、証拠、経験談を含む)と同様、主張に根拠や経験があるかを重視する部分が共通しており、これらを含む概念を本論文では「熟議的主張内容」と呼ぶ。マンスブリッジらの「倫理的機能」は、ベヒティガーとパーキンソンの「要素」の2(傾聴し比較する代表者や制度)、倫理的目的から見た「評価原則」の1(お互いの尊敬)と同じ意味合いで、相手の主張を尊重し、場合によっては自身の考えを変える姿勢でいる部分が共通しており、これらを含む概念を本論文では「熟議的主張スタンス」とする。マンスブリッジらの「民主的機能」は、ベヒティガーとパーキンソンの「要素」の3(公開とフィードバック)、4(多様な視点)、5(決定的)、6(正統性)、「評価原則」の2(ミームを権限が与えられた空間へ)、4(説明責任)、5(将来の変更可能性)に繋がる。マンスブリッジは「民主的機能」として特に平等で排除のないことのみを強調しているが(Mansbridge et al. 2012: 11)、民主的な指標である公開性やフィードバック、多様な視点、決定的であること、人々の意見をすくい上げること、正統性、

説明責任、将来の変更可能性をその機能に含んでいると考えるのは当然のことと考える。これら全ての条件を包含するものを、本論文では「民主的プロセス」と呼ぶ。

ここで定義した「熟議的主張内容」「熟議的主張スタンス」「民主的プロセス」の概念を用いて、3事例の分析・評価を再度確認する。今回分析・評価した3つの事例では、各分析でも明記した通り、「民主的プロセス」は3事例ともクリアしているが、それ以外の「熟議的主張内容」「熟議的主張スタンス」の指標は、「ヘイトスピーチ解消法」と「LGBT理解増進法」の立法に至った事例だけがクリアもしくはほぼクリアしている。このことより、「熟議的主張内容」「熟議的主張スタンス」が国会でのコンセンサスのための「必要条件」であると考えことは可能であろう。

次にアプローチを変えてみる。分析と評価の過程で判明した事象で、立法に至った「ヘイトスピーチ解消法」と「LGBT理解増進法」に共通に存在していたものが2つある。一つは、議論における「人権侵害の共通認識」である。分析において指摘した通り、「ヘイトスピーチ解消法」の議論では、在特会による差別的なヘイトスピーチは人権侵害であり、これを規制するべしという共通認識が、社会全体に広範囲に存在した。「LGBT理解増進法」では、「性的指向」や「ジェンダーアイデンティティ」を理由とした差別や偏見が人権侵害であるという共通認識が、「市民」「行政」「政党」の少なくとも一部にはあった。立法に至っていない選択的夫婦別姓制度の議論においては、F11のフレームで夫婦同姓は個人への人権侵害という主張が行われており、このF11の主張は、2紙のフレーミング分析で得られた「賛成」のフレームの出現数全体の約1割と比較的出現数も多いが、共通認識といえるほどの広がりではない。また選択的夫婦別姓制度の議論において、いくつかのフレームやサイトにまたがって主張される他の共通認識も存在しない。

もう一つは「選好の変容」である。「ヘイトスピーチ解消法」の議論において、自民党・公明党の与党は2014年12月のアンケートへの回答では「反対」に近い姿勢であったが、その後「賛成」へと転じ、2016年5月に両党の議員が共同で提出した法案が可決した。「LGBT理解増進法」の議論では、2016年、2021年の2回にわたって「LGBT理解増進法案」は自民党内の了承を得られなかったが、2023年には了承されて国会へと提出、修正案が可決した。しかし選択的夫婦別姓制度の議論では、このような自民党による方針の変更は起こっていない。「ヘイトスピー

「ヘイトスピーチ解消法」の議論では「市民」サイトに在特会のヘイトスピーチを規制すべきという共通認識が、「LGBT 理解増進法」の議論では「市民」サイトに法により LGBT の人権侵害を防ぐべきという共通認識が存在したが、選択的夫婦別姓制度の議論では「市民」の主張は統一されていなかった。このことより、「政党」で「選好の変容」が起こる背景として、「市民」での共通認識が必要である考えることも可能である。以上から、「人権侵害の共通認識」と「市民」の意向を背景とした「選好の変容」が、国会でのコンセンサスのための条件であるとも言い得る。「人権侵害」の共通認識は熟議の質の条件である「熟議的主張内容」に含まれる事象で、「市民」の意向を背景とした「選好の変容」は「熟議的主張スタンス」に含まれる事象である。

逆に、国会でのコンセンサスを阻害する条件として、今回分析した事例の中で特徴的な 2 つの事象について検証する。1 つ目は、選択的夫婦別姓制度と「LGBT 理解増進法」の議論で指摘した「非対称な議論の構造」である。選択的夫婦別姓制度の議論においても、「LGBT 理解増進法」の議論においても、「賛成」のフレームはなんらかの事象を「問題の原因」として、そこから発生する課題の解決策の導入を主張するものであるが、「反対」のフレームはその解決策の導入自体によって弊害が発生するという主張であり、「賛成」と「反対」で論点がずれている。しかし選択的夫婦別姓制度と「LGBT 理解増進法」の議論は、弊害の「質」が異なる。「LGBT 理解増進法」の議論で指摘された「女性を自認と称する男性の女風呂の使用」など、法制定時の弊害の蓋然性が明らかに低いことに対して、選択的夫婦別姓制度の議論で指摘された「家族の一体感が阻害される」などの法制定時の弊害は、根拠を出しての論証が不可能であり、蓋然性が高いのか低いのかも判別がつかないことである。「LGBT 理解増進法案」が国会でのコンセンサスに向かう過程で「反対」の主張が重視されなかったのは、この蓋然性の低さが理由であると考えるが、選択的夫婦別姓制度の議論では蓋然性の高低の判別がつかないために、「反対」の主張が今に至るまで力を持っている。これらを考えると、一概に非対称な議論構造が国会でのコンセンサスの弊害にはならないが、根拠がない、根拠の出せない主張は国会でのコンセンサスの弊害になるといえる。また根拠のない主張は、「熟議的主張内容」の概念に反する、熟議の質を下げる事象でもある。

もう 1 つ検証する事象は、「メディア」の主張の不統一である。「ヘイトスピーチ解消法」では「メディア」の主張は統一されていたが、同じく「メディア」

の主張が統一されていた選択的夫婦別姓制度では国会でのコンセンサスは得られず、「メディア」の主張の賛否が分裂していた「LGBT 理解増進法」では国会でのコンセンサスが成立した。ネブロとホワイトのコミュニケーションモデルでは全サイトと情報のやり取りを行い、影響を与えるとされた「メディア」であるが、今回分析した3つの事例から考えると、「メディア」の主張が不統一であることが国会でのコンセンサスを阻害するとはいえない。

ここまでの議論をまとめる。1. マンスブリッジらの「認知的機能」とベヒティガーとパーキンソンの熟議の質の「要素」の1、「評価原則」の3を内容とする「熟議的主張内容」は、国会でのコンセンサスの条件である可能性がある。これをクリアする事象の中でも特に、「人権侵害の共通認識」は条件である可能性が高い。2. マンスブリッジらの「倫理的機能」とベヒティガーとパーキンソンの「要素」の2、「評価原則」の1を内容とする「熟議的主張スタンス」も、国会でのコンセンサスの条件である可能性がある。これをクリアする事象の中でも特に、「市民」の意向を背景とした「選好の変容」が条件である可能性は高い。3. マンスブリッジらの「民主的機能」とベヒティガーとパーキンソンの「要素」の3、4、5、6、「評価原則」の2、4、5を内容とする「民主的プロセス」という概念と、「非対称な議論の構造」「メディアの主張の統一」という事象が国会でのコンセンサスの条件であるか、逆にこれを妨げるものなのかどうかは不明であった。逆に国会でのコンセンサスを妨げる事象として考えられるのは、「根拠のない主張」であった。

今回の議論で、国会でのコンセンサスである条件である可能性が高いものとして抽出された「熟議的主張内容」（中でも特に「人権侵害の共通認識」）と「熟議的主張スタンス」（中でも特に「市民」の意向を背景とした「選好の変容」）が熟議の質を高めるものであり、逆に国会でのコンセンサスの弊害となる「根拠のない主張」が熟議の質を低める事象であることから、熟議の質の高さがコンセンサスに直結するとは断定できないが、「正の相関関係」に近い関係があるという仮説は立てられる。これについては、今後の検証が必要になると考える。

8.2 選択的夫婦別姓制度の議論をどうすればよいのか

選択的夫婦別姓制度の議論の今後を、先の議論で国会でのコンセンサスの条件である可能性が高いとした「人権侵害の共通認識」と、「市民」の意向を背景と

した「選好の変容」から考察する。選択的夫婦別姓制度の議論では、「賛成」派には、「夫婦同姓を原因としたなんらかの問題がある」という共通認識があるが、具体的に挙げられる問題は様々であり、特に男女不平等や自由権、人格権²の侵害という問題意識を持つ人が必ずしもマジョリティを形成していない。これは、2015年12月の第一次夫婦別姓裁判の最高裁判決において、男女不平等や人格権の侵害がきっぱりと否定されたことの影響や、そもそも人格権という考え方が法律の知識のない人々には難しいという理由が考えられる。内閣府が行った人権侵害に関する世論調査では、自身が人権侵害をされたという内容のトップは、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」の54.4%であり、その後は「職場での嫌がらせ」「名誉・信用のき損、侮辱」「プライバシーの侵害」と続く。何らかの具体的な行動を受けたものが多く、制度が権利を侵害するというものは挙がってこない³。夫婦別姓問題が人権問題であるという人々への意識付けは、非常に難しいと思われる。

選択的夫婦別姓制度の議論の「賛成」のフレームで最も多く出現するのは、F4の夫婦同姓によって個人に（特に女性に）社会的不利益が発生するという主張である。「賛成」派としては「人権侵害」ではないが、この社会的不利益を広く社会の共通認識とすることで、「市民」サイトの意思統一を図っていくという方針が考えられる。F4は「問題の定義」と「問題の原因」、「問題の道徳的判断」をN5と共通しており、この旧姓使用の拡大を主張するN5は、現在の政府が推進している政策である。旧姓使用の拡大に対して、それは小手先の対応であり、個人の手続きの煩雑さや海外では通用しない可能性があるというF14という反論も行われている。このF4かN5かという議論は、6.2.4節の議論の評価において、選択的夫婦別姓制度議論の中、唯一熟議として質が高いと評価できるとした議論である。この議論を、根拠を持って論理的に継続することによって、夫婦同姓制度による個人の社会的不利益が広く人々に伝わり、社会の共通認識となることが進展する可能性がある。この際留意すべきであるのは、「反対」で最も多いA8の「家族の一体感の阻害」の主張への対応である。F4は「個人」の社会的不利益を問題にするのに対して、A8は「社会」への悪影響を問題とする。選択的夫婦別姓制度の議論の分析、評価でも指摘した通りA8には根拠が存在しないため、この問題について議論するのは困難であるが、そのような社会的不安を持つ「反対」派が存在することを「賛成」派は認めるべきであろう。このことは、熟議の質の基準である「熟議的主張スタンス」の倫理的側面からも重要であると思われる。こ

のような形で「市民」サイトにおいて「個人の社会的不利益」という強力な共通認識が形成されることで、「政党」サイトでの「選好の変容」を招き、つまり国会でのコンセンサスの2つの条件をクリアすることで、選択的夫婦別姓制度を認める法律が可決の方向に向かうと筆者は考える。

¹ 第1章の注釈において、本論文では「コンセンサス」の定義を「様々な議論の末、過半数以上の賛同を得ること」としたが、熟議を「討議によって必ずコンセンサス形成を行うもの」と解釈する立場からの熟議への批判として、「異なった意見や主張を抑圧する懸念」が示されることがある。しかし、山本圭は熟議の特質である「反省性」が重要であり、熟議は個々人が自らの選好や意見を吟味し、コミュニケーションの中で絶えず変容させていく複雑なプロセスであり、（大きな意味での）コンセンサスを必ずしも必要とするものではないとしている（山本2021:147）。本論文も山本の主張に則り、熟議の質の高さが「自動的に」国会でのコンセンサスに繋がるとは考えず、それとは別になんらかの根拠がある場合には、熟議の質と国会でのコンセンサスとが関係を持つと考える。

² 夫婦別姓制度に関して、氏名権が人格権の一つであり、その変更の強制は人権侵害であるという主張は、1990年当初から行われていた。朝日新聞 1990年9月14日付「弁護士を囲み夫婦別姓を考える集い 大宮」、1993年4月24日付「夫婦別姓など求める意見書 大阪弁護士会 【大阪】」

³ 2022年8月「人権擁護に関する世論調査」<https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-jinken/>

第9章 結論

本論文で展開してきた議論の総括を行い、さらなる研究の指針を示す。

9.1 議論の総括

本論文では、日本における熟議の質と国会でのコンセンサスとの関係、国会でのコンセンサス成立のための条件を明らかにすることを目的として、まず、「第二の近代」の弊害を熟議が軽減すること、代表制民主主義がそもそも熟議を必要としていることから熟議が現代社会に必要であること、そして、熟議システム論によって熟議の質的な分析・評価が可能になったことを示した（第2章）。熟議システム論の視座からの熟議の質の評価方法としては、コンピューターによる様々な手法を用いたデータ分析も行われており、膨大なデータを扱うことによってマクロ領域の評価も可能であることが示されているが、このような膨大なデータ収集は日本では非常に困難である。コンピューターによるテキスト分析以外の方法として、死刑に関する世論と政策の関連を明らかにした先行研究も存在し、本論文ではこの先行研究同様に新聞報道から導き出した「フレーム」を用いた議論の分析を行い、その分析を熟議システム論の熟議の質の指標から評価することとした（第3章、第4章）。事例としては、社会で大きな議論となり、その立法経緯、立法されない経緯の記録も豊富な「ヘイトスピーチ解消法」、選択的夫婦別姓制度、「LGBT 理解増進法」における議論を取り上げ分析・評価を行った。

まず行ったのは「ヘイトスピーチ解消法」に関する議論の分析・評価である。2013年に在特会によるヘイトスピーチがメディアに大きく取り上げられ始めたことと、同時期に国会議員も活動を開始したことがきっかけに議論が進んだヘイトスピーチに対する法規制であるが、障害は政府が長く保持してきた憲法第21条の「表現の自由」を根拠とした法制化反対論であった。しかし2015年頃より自民党・公明党の与党はその主張を変え、2016年5月に「ヘイトスピーチ解消法」が可決した。この事例においては、人権侵害であるヘイトスピーチを規制することが広範な共通認識となっており、その手段をどうするかが議論されていたのであるが、最終的には与党の「選好の変容」によって、法律として制定された。この議論の経緯や主張のフレーミング分析を検証したところ、熟議の質の指標を全てクリアしており、質の高い熟議が行われたと評価した（第5章）。

2 番目に行ったのは、選択的夫婦別姓制度に関する議論の分析・評価である。1996 年に法制審議会が法務大臣に答申したことで実現の可能性が高まったとされた選択的夫婦別姓制度であるが、その後与党から法案が国会に提出されることはなく、途中政権交代があったり、別姓を求める裁判の最高裁判決があったり、議論も長く続いてきたのであるが、30 年近く経過しても法制化されていない。夫婦別姓制度を求める理由は、社会的不利益の是正から人権侵害の解消まで多岐にわたるが、これへの反対は、家族の一体感が失われ社会に悪影響が及ぼされるといった夫婦別姓制度による弊害を根拠なく主張するものが大半であった。この議論の経緯や主張をフレーミング分析し、評価を行ったが、「民主的プロセス」(8.1 節参照)に関するもの以外の熟議の質の指標をクリアしておらず、質の低い熟議が行われたと判断した(第 6 章)。

3 番目には「LGBT 理解増進法」に関する議論の分析・評価を行った。2015 年から性的指向やジェンダーアイデンティティを理由にした差別や偏見をなくすための法律の検討が市民団体や政党で始まり、自民党でも基本的な考え方を基に法案が作成されたり、超党派の議連による法案の検討が行われたりしたが、2016 年、2021 年、法案は自民党内での承認を得ることができなかった。2023 年の首相秘書官による「差別発言」をきっかけに「LGBT 理解増進法案」は検討の俎上に復活、自民党内の承認を得て国会に提出され、可決した。法整備に賛成の人々には、差別や偏見による人権侵害を無くすことが共通認識としてあり、一方法制化による弊害を主張する反対の主張は法案に対する理解が浅かった。そのために、「差別発言」というきっかけで自民党内に「選好の変容」が起こったと考えられる。この議論の経緯や主張に関して、一部に問題はあるが概ね熟議の質の指標をクリアしており、まずまず質の高い熟議が行われたと評価した(第 7 章)。

法律となった「ヘイトスピーチ解消法」と「LGBT 理解増進法」の議論は熟議の質が高く、法制化されていない選択的夫婦別姓制度の議論は熟議の質が低いことから、熟議の質の高さが国会でのコンセンサスの条件ともいえると考えられたが、さらに深く議論を行うことで、次のように結論付けた。1. マンスブリッジらの「認知的機能」とベヒティガーとパーキンソンの熟議の質の「要素」の 1、「評価原則」の 3 を内容とする「熟議的主張内容」は、国会でのコンセンサスの条件である可能性がある。これをクリアする事象の中でも特に、「人権侵害の共通認識」は条件である可能性が高い。2. マンスブリッジらの「倫理的機能」とベヒティガーとパーキンソンの「要素」の 2、「評価原則」の 1 を内容とする「熟議的主張

スタンス」も、国会でのコンセンサスの条件である可能性がある。これをクリアする事象の中でも特に、「市民」の意向を背景とした「選好の変容」が条件である可能性は高い。3. マンスブリッジらの「民主的機能」とベヒティガーとパーキンソンの「要素」の3、4、5、6、「評価原則」の2、4、5を内容とする「民主的プロセス」という概念と、「非対称な議論の構造」「メディアの主張の統一」という事象が、国会でのコンセンサスの条件であるか、逆にこれを妨げるものなのかどうかは不明であった。逆に国会でのコンセンサスを妨げる事象として考えられるのは、「根拠のない主張」であった。この結果から、今後、選択的夫婦別姓制度の議論を法制化に向かわせるためには、現行法制によって夫婦が同姓なることの弊害に関する何らかの共通認識を広く社会に広めることが必要であり、その弊害を解消するには選択的夫婦別姓制度の導入か、旧姓使用の拡大かいずれの方法を進めていくのかという議論を、根拠を持って論理的に継続していくことが必要と考えた（第8章）。

9.2 本論文の成果と今後の研究の指針

本論文の成果を示す。第1に熟議民主主義の視座からの研究の一環として、熟議システム論による実社会の事象の熟議性の分析・評価について、一つの道筋を示したことである。本論文では、ベヒティガーとパーキンソンが提唱した熟議システムの「総括的な視点」の議論（Bächtiger and Parkinson 2019: 134-6）に則り、熟議システム内の主張や代表者、組織などの相互作用によって生み出された、全体的熟議の質を検証することを心掛けた。そのために、議論の歴史、主張の論拠、「市民」「政党」「立法」などのサイトの主張やサイト間の関連などに留意して、議論の構造などを丹念に捉えながら分析を行った。これらを、マンスブリッジらの熟議システムの機能と、ベヒティガーとパーキンソンの熟議の質の「要素」と「評価原則」によって評価を行い、それぞれの事例に関する熟議の質の高低の結論を得ることができることを示した。4.1 節で議論した通り、熟議システム論からの熟議の質の評価方法は研究途上であるが、一定の分析プロトコルと評価指標で評価を行い、その有効性を示した本論文は、1.3 節で示した本論文の意義の①の「熟議民主主義的な視座」による実践的な研究の一つとして、十分に価値のあるものと考えている。また、本論文で筆者が使用したメディアのフレーミング

分析を行い、それを理論によって評価するという、システム論として社会を分析・評価する新しい方法論が十分に有用であることを示すことができた。

第2の成果は、熟議的なものが日本に存在することを示すことができたことである。これまで、日本社会の熟議性を、先行研究を基に社会全体として評価した議論は存在したが（Tang, Tamura and He 2018）、具体的な事例から日本社会の熟議性を評価した議論はなかった。また例えば、森政稔は多くの政治的行為は対立者に勝つための戦略的行為であり、選挙戦術や他党の切り崩し、自党内の言論封殺などの戦略的行為に熟議の要素を取り込むことは「原理的に困難」（森 2016:208）としたように、政治の場においても熟議が行われているとは考えられていなかったと思われる。しかし実際の政治の世界では、「ヘイトスピーチ対策法」や「LGBT 理解増進法」の成立過程で超党派的な動きが起きることもあり、さらに熟議システムという「メタ」な視点からは、非対称な構造を持つ議論が展開したり、メディアで相異なる報道が行われたりしているなど個々の局面では熟議的ではなくても、様々な動きの総体が「熟議的」であり得ることを本論文では示した。熟議に関する実践的な研究として、本論文は日本に熟議が存在すると明確に示したものであり、1.3節で示した本論文の意義の①の「熟議民主主義的な視座」による研究として、今後の熟議研究に多くの示唆を与えるものとする。

第3の成果は、国会でのコンセンサスを得るための条件を抽出したことである。本論文では、国会でのコンセンサスを導く可能性のある条件として、1.

「「人権侵害」の共通認識」など「熟議的主張内容」、2. 「「市民」の意向を背景とした「選好の変容」」など「熟議的主張スタンス」を、逆に国会でのコンセンサスを妨げる可能性のある事象として、「根拠のない主張」を抽出することができた。また、8.2節では「選択的夫婦別姓制度の議論をどうすればよいのか」として、これらの条件を基盤とした議論の方向性も示した。この成果は、1.3節で示した本論文の意義の③である「法案等の提唱者・推進者の活動への貢献」として十分に生かせるものとなるはずである。

さらに、本論文において抽出された国会でのコンセンサスを得るための条件と、示したフレーミング分析による議論の構造の解明手法は、同じく1.3節の本論文の意義の②「ファシリテーションへの貢献」の中で挙げた、「関連的誘導者」としての官僚やメディア、アクティビティストなどによる「広義のファシリテーション」にも、また、④「メディアへの貢献」で挙げたメディアが「市民」や「立法」を正しい議論に導く役割にも貢献する。メディアに関して1つ補足す

れば、本論文が分析に活用したネブロとホワイトのコミュニケーションモデルにおいて示した通り、メディアは全てのサイトと関係を持つという重要な役割を持っている。にもかかわらず、「LGBT 理解増進法」に関して読売新聞が蓋然性の低い論拠での社説を繰り返したように、「熟議的主張内容」の条件に合わない報道も存在する。本論文での結論では、「メディア」サイト内の不一致は国会でのコンセンサスを阻害する要因ではないにせよ、「そのさまざまな領域に浸透する性質によって、（必然的とはいええないにしても）「社会的に共有された基盤の形成」に貢献しうる」（田村 2021: 132）メディアは、「熟議的主張内容」の条件を遵守し、正しい議論を導くべき存在であろう。この観点より、メディアは、明確な根拠を持った報道を行うべきだと考える。

今後の研究の指針を述べる。本論文では、3 つの事例の熟議の質の評価から、国会でのコンセンサスとの関係を考察し、「人権侵害の共通認識」「市民」の意向を背景とした「選好の変容」に法制化の条件としての可能性が、「根拠のない主張」が法制化を阻害するものの可能性がある」と結論付けた。しかし、国会においてコンセンサスを得て法案が成立する状況には、様々なケースが考えられる。本論文で扱った「ヘイトスピーチ対策法」と「LGBT 理解増進法」は、与党と野党が賛成して法案が可決している。また、通常多くの法案も、与野党の協議によって与野党の賛成によって可決しているが、一方俗に「強行採決」と呼ばれる与党単独採決、もしくはそれに近い形で可決する法律も、数少ないながら存在する。「コンセンサス」とは呼べない状況で法案が成立する場合の熟議の質がどうか、無論その法案がどのような性質を持っているのかによっても大きく異なると思われるが、検証が必要であろう。

また、ベヒティガーとパーキンソンは、熟議と民主主義が結びついた「熟議社会」のビジョンを次の様に表現する。1. 目標と文脈に留意したうえで、公共圏のナラティブや主張に体系的に耳を傾けかつ包括的な視点を持つ社会、2. 様々な主張や理由を目に見える方法で結びつけ、議論を進め、比較検討を行う社会、3. その比較検討のプロセスを経て、拘束力のある集団的決断を下す社会、4. 各段階で何が起きているかを市民にフィードバックする社会であり（Bächtiger and Parkinson 2019:156）、これは高度に熟議の質が高まった社会だと見做すことができる。また民主主義は熟議なしでも可能だが、熟議がある民主主義の方がベターだとも主張する（Bächtiger and Parkinson 2019:160）。よりよい民主主義のため、また「熟議社会」へと近づくためには、「熟議の質」という視点をを用いた

さらなる研究と質向上のための実践、さらにその実践の評価が求められるであろう。

参考文献

- 東浩紀, 2011, 『一般意志 2.0』講談社.
- , 2023, 『訂正可能性の哲学』ゲンロン.
- Bächtiger, André, John S. Dryzek and Jane Mansbridge eds., 2018, *The Oxford Handbook of Deliberative Democracy*, New York: Oxford University Press.
- , and John Parkinson, 2019, *Mapping and Measuring Deliberation*, New York: Oxford University Press.
- Baumgartner, Frank R., Suzanna L. De Boef and Amber E. Boydstun, 2008, *The Decline of the Death Penalty and the Discovery of Innocence*, New York: Cambridge University Press.
- Beck, Ulrich, 1986, *Risikogesellschaft*, Berlin: Suhrkamp Verlag. (東廉監・伊藤美登里訳, 1998, 『危険社会』法政大学出版局.)
- Calvert, Aubin, and Mark Warren, 2014, “Deliberative democracy and framing effects: why frames are a problem and how deliberative minipublics might overcome them,” Kimmo Grönlund, André Bächtiger, and Maija Setälä eds., *Deliberative minipublics*, Colchester: ECPR Press, 203–24.
- Entman, Robert M., 2004, *Projections of Power: Framing News, Public Opinion, and U.S. Foreign Policy (Studies in Communication, Media, and Public Opinion)*, Chicago: University of Chicago Press.
- Dawkins, Richard, 1976, *The selfish gene*, Oxford: Oxford University Press.
- Dryzek, John S., 2006, *Deliberative Global Politics: Discourse and Democracy in a Divided World*, Cambridge: Polity Press.
- , 2010, *Foundations and Frontier of Deliberative Governance*, New York: Oxford University Press.
- , and Hayley Stevenson, 2011, “Global democracy and earth system governance,” *Ecological Economics*, (7011):1865–74.
- Fishkin, James S., 2009, *When the people speak: deliberative democracy and public consultation*, Oxford: Oxford University Press.
- Giddens, Anthony, 1990, *The Consequences of Modernity*, Redwood City:

Stanford University Press.

Goodin, Robert E, 2008, *Innovating Democracy: Democratic Theory and Practice After the Deliberative Turn*, Oxford: Oxford University Press.

Habermas, Jürgen, 1996, *Die Einbeziehung des Anderen: Studien zur politischen Theorie*, Berlin: Suhrkamp Verlag. (高野昌行訳, 2004, 『他者の受容——多文化社会の政治理論に関する研究』法政大学出版局.)

Hendriks, Carolyn, 2006, “Integrated deliberation: reconciling civil society’s dual role in deliberative democracy,” *Political Studies*, 54 (3): 486-508.

伊藤守, 2015, 「熟議民主主義の制度化の可能性と大学の役割」 船橋晴俊・壽福眞美編著『公共圏と熟議民主主義——現代社会の問題解決』法政大学出版局, 195-197.

早川誠, 2014, 『代表制という思想』風行舎.

神谷悠一, 2022, 『差別は思いやりでは解決しない——ジェンダーやLGBTQから考える』集英社.

———, 2023, 『検証「LGBT理解増進法」』かもがわ出版.

Leeper, Thomas J and Rune Slothuus, 2018, “Deliberation and Framing,” André Bächtiger, John S. Dryzek and Jane Mansbridge eds., *The Oxford Handbook of Deliberative Democracy*, New York: Oxford University Press, 556-571.

Mansbridge, Jane, 1999, “Everyday Talk in the Deliberative System,” Stephen Macedo ed., *Deliberative Politics: Essays on Democracy and Disagreement*, New York: Oxford University Press, 211-239.

———, James Bohman, Simone Chambers, Thomas Christiano, Archon Fung, John Parkinson, David F. Thompson and Mark E. Warren, 2012, “A Systemic Approach to Deliberative Democracy,” John Parkinson and Jane Mansbridge eds., *Deliberative Systems: Deliberative Democracy at the Large Scale*, New York: Cambridge University Press, 1-26.

- McGann, Anthony J., and Michael Latner, 2006, “Consensus Without Veto-Players: Testing Theories of Consensual Democracy” UC Irvine, Center for the Study of Democracy.
- 森政稔, 2016, 『迷走する民主主義』筑摩書房.
- 師岡康子, 2013, 『ヘイト・スピーチとは何か』岩波書店.
- Neblo, Michael A., and Avery White, 2018, “Politics in Translation: Communication Between Sites of the Deliberative System,” André Bächtiger, John S. Dryzek and Jane Mansbridge eds., *The Oxford Handbook of Deliberative Democracy*, New York: Oxford University Press, 447-460.
- Parkinson, John, 2006, *Deliberating in the Real World: Problems of Legitimacy in Deliberative Democracy*, Oxford: Oxford University Press.
- , 2018, “Deliberative Systems,” André Bächtiger, John S. Dryzek and Jane Mansbridge eds., *The Oxford Handbook of Deliberative Democracy*, New York: Oxford University Press, 432-446.
- , Sebastian De Laile and Núria Franco-Guillén, 2022, “Mapping Deliberative Systems with Big Data: The Case of the Scottish Independence Referendum,” *Political Studies*, 70(3): 543-565.
- 阪井裕一郎, 2021, 『事実婚と夫婦別姓の社会学』白澤社.
- Rosanvallon, Pierre, 2006, *La contre-démocratie, la politique à l’âge de la défiance*, Paris: SEUIL. (Goldhammer, Arthur, trans., 2008 *Counter-Democracy: Politics in an age of distrust*, Cambridge: Cambridge University Press.
- 篠原一, 2004, 『市民の政治学』岩波新書.
- Steiner, Jürg, André Bächtiger, Markus Spörndli, and Marco Steenbergen, 2004, *Deliberative politics in action: analysing parliamentary discourse*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Stevenson, Hayley and John S. Dryzek, 2014, *Democratizing Global Climate Governance*, New York: Cambridge University Press.

- Suiter, Jane, David M Farrell, Clodagh Harris and Philip Murphy, 2022, “Measuring Epistemic Deliberation on Polarized Issues: The Case of Abortion Provision in Ireland” *Political Studies Review*, 20(4): 630-647.
- Sunstein, Cass R., 2000, “Deliberative Trouble? Why Groups Go To Extremes,” *Yale Law Journal*, Vol.110: 71-119. (早瀬勝明訳, 2015, 「熟議のトラブル? ——集団が極端化する理由」 那須耕介編・監訳『熟議が壊れるとき——民主政と憲法解釈の統治理論』勁草書房, 5-74.)
- 田村哲樹, 2008, 『熟議の理由——民主主義の政治理論』勁草書房.
- , 2017, 『熟議民主主義の困難』ナカニシヤ出版.
- , 2021, 「熟議民主主義におけるファシリテーション——熟議システム論の視座を踏まえて」井上義和・牧野智和編著『ファシリテーションとは何か——コミュニケーションの幻想を超えて-』ナカニシヤ出版, 123-141.
- 田中愛治編, 2018, 『熟議の効用、熟慮の効果——政治哲学を実証する』勁草書房.
- 田中勲, 2021, 「熟議システム論による現代日本の熟議状況の分析 ——ヘイトスピーチを題材に」『国際広報メディア・観光学ジャーナル』32: 23-42.
- , 2022, 「政策コンセンサスの阻害要因に関する熟議システム論的考察 ——選択的夫婦別姓制度を題材に」『国際広報メディア・観光学ジャーナル』35: 55-72.
- Tang, Beibei, Tetsuki Tamura and Baogang He, 2018, “Deliberative Democracy In East Asia Japan and China,” André Bächtiger, John S. Dryzek and Jane Mansbridge eds., *The Oxford Handbook of Deliberative Democracy*, New York: Oxford University Press, 791-804.
- 内田亜也子, 2010, 「家族法改正をめぐる議論の対立——選択的夫婦別氏制度の導入・婚外子相続分の同等化問題」『立法と調査』306:61-78.
- 宇野重規・田村哲樹・山崎望, 2011, 『デモクラシーの擁護——再帰化する現代社会で』ナカニシヤ出版.
- ・加藤晋編, 2024, 『政治哲学者は何を考えているのか? ——メソドロジーをめぐる対話』勁草書房.
- 魚住裕一郎・西田昌司・矢倉克夫・三宅伸吾・有田芳生・仁比聡平・谷亮子, 2016,

- 『ヘイトスピーチ解消法——成立の経緯と基本的な考え方』 第一法規.
 山本圭, 2021, 『現代民主主義——指導者論から熟議、ポピュリズムまで』
 中央公論新社.
- 山中永之佑, 1997, 「夫婦同氏の原則と憲法」 『追手門経営論集』 3(1):1-62.
- 安田浩一, 2012, 『ネットと愛国』 講談社.
- 山田陽, 2015, 「熟議は代表制を救うか？」 山崎望・山本圭編『ポスト代表制の
 政治学 ——デモクラシーの危機に抗して』 ナカニシヤ出版, 121-48.
- 横山智哉, 2023, 『「政治の話」とデモクラシー 規範的效果の実証分析』 有斐閣.
- 吉田徹, 2021, 『くじ引き民主主義——政治にイノベーションを起こす』
 光文社.
- 編, 2018, 『民意のはかり方——「世論調査×民主主義」を考える』
 法律文化社.

謝辞

本研究の遂行と博士論文の執筆にあたり、ご指導をいただいた皆様に対し、深く感謝いたします。

北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院の長島美織教授には、社会人として入学した私に対し、修士論文、博士課程でのジャーナルへの掲載論文、博士論文と一貫して指導教員としてご指導いただきました。長きにわたって本当にお世話になりました。心よりお礼を申し上げます。

副指導教員として、多くのご助言をいただいた同学院の金山準教授、齋藤拓也教授にも、大変感謝しております。

また、同じゼミに所属し、先に学位を取得された市原攝子さんにも、ジャーナル掲載論文などでお世話になりました。本当にありがとうございました。